

第 1 編 法律・条例・要綱・要領等

○新城市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第20号

改正 平成24年9月27日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、新城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する

者

(8) 市長が特に必要と認めた者

6 前項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

新城市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市防災会議条例（平成17年新城市条例第20号）第5条の規定に基づき、新城市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、前項の規定により代理者を出席させようとするときは、あらかじめ、当該代理者の氏名その他必要な事項を会長に届けなければならない。

(防災会議の招集通知)

第4条 防災会議の招集通知には、防災会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければこれを開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決することによる。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 防災会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 防災会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

(会長の専決事項)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、関係行政機関等の長に対し、資料若しくは情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めることについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を総務部防災安全課に置く。

2 防災会議に書記を置き、総務部防災安全課の職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年 1月23日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年 1月29日から実施する。

新城市防災会議委員

令和5年4月現在

	区 分	機 関 ・ 役 職 名	任命区分
1	会 長	新城市長	第3条2項
2	委 員	愛知県東三河総局新城設楽振興事務所長	第3条5項1号
3	委 員	愛知県新城設楽建設事務所長	
4	委 員	愛知県新城設楽農林水産事務所長	
5	委 員	愛知県新城保健所長	
6	委 員	愛知県新城警察署長	第3条5項2号
7	委 員	新城市副市長	第3条5項3号
8	委 員	市民病院長	
9	委 員	総務部長	
10	委 員	企画部長	
11	委 員	市民環境部長	
12	委 員	健康福祉部長	
13	委 員	産業振興部長	
14	委 員	建設部長	
15	委 員	上下水道部長	
16	委 員	市民病院経営管理部長	
17	委 員	教育部長	
18	委 員	議会事務局長	
19	委 員	監査委員事務局長	
20	委 員	鳳来総合支所長	
21	委 員	作手総合支所長	
22	委 員	新城市教育長	第3条5項4号
23	委 員	新城市消防長	第3条5項5号
24	委 員	新城市消防団長	
25	委 員	東海旅客鉄道（株）豊川駅長	第3条5項6号
26	委 員	西日本電信電話株式会社東海支店設備部長	
27	委 員	独立行政法人水資源機構 豊川用水総合事業部新城支所長	
28	委 員	中部電力パワーグリッド株式会社新城営業所長	
29	委 員	豊鉄バス(株)新城営業所長	第3条5項7号
30	委 員	新城市区長会長	
31	委 員	陸上自衛隊豊川駐屯地第10偵察戦闘大隊長	第3条5項8号
32	委 員	新城市議会議長	
33	委 員	新城市医師会理事	
34	委 員	新城歯科医師会防災担当	
35	委 員	新城市薬剤師会	
36	委 員	社会福祉法人新城市社会福祉協議会長	
37	委 員	新城市小中学校長会理事	
38	委 員	社会福祉法人新城福祉会理事長	
39	委 員	新城市赤十字奉仕団委員長	
40	委 員	新城市民生委員・児童委員協議会理事	

○新城市災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第21号

改正 平成24年9月27日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、新城市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

新 城 市 災 害 対 策 本 部 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市災害対策本部条例（平成17年新城市条例第21号）第5条の規定に基づき、新城市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 次に掲げる本部設置基準に該当する場合で必要と認めたときは、本部を市役所内に設置する。

(1) 自動的に本部を設置する場合

新城市職員の非常配備に関する要綱（平成19年5月18日実施）による、第2非常配備体制、第3非常配備体制及び第4非常配備体制を執ったとき。

(2) 市長の判断で本部を設置する場合

市域で、小規模若しくは相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模若しくは相当規模の災害が発生したとき。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。

(災害対策副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、新城市事務分掌条例（平成17年新城市条例第17号）に定める部の長及び部長相当職務にあたるもの、その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、当該災害に関係ある本部員その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 本部員会議は、政策会議室で開催する。

4 本部員会議は、必要があると認めるとき本部長が招集し、会議の議事は本部長が当たる。

(本部事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は防災対策課長及び当該災害に関係のある部局の職員をもって組織し、災害情報の交換及び災害対策活動全般について、各部及び各班相互の連絡調整にあたるものとする。

3 本部事務局に事務局長を置き、防災対策課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(組織及び分掌)

第7条 本部に班、連絡所及び係を置き、それぞれに班長、連絡所長及び係長を置く。

2 非常配備区分ごとの本部の班、係の組織、班長並びに係長、属すべき部局及び班、係が所掌する主な業務については、「別表1」のとおりとする。

3 前項に定める本部の班、係が所掌する主な業務以外で、本部が「新城市の事務組織」として対応する災害時の所掌事務については、「別表2」のとおりとする。

4 班長、連絡所長及び係長は、必要に応じて副班長、副連絡所長及び副係長をあらかじめ定めて置くものとする。

5 班長、連絡所長及び係長は、本部長の命を受けて所管の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(派遣要請)

第8条 本部長は、必要があると認めたときは、国、県その他関係機関に対して本部へ職員の派遣を要請するものとする。

(現地災害対策本部)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、災害現場に現地災害対策本部を設置することができる。

(本部の運営等)

第10条 本部設置時における市職員等の配備体制及び活動等については、別に定める新城市地域防災計画（平成19年1月23日作成）、新城市災害対策実施要綱（平成19年5月18日実施）及び新城市職員の非常配備に関する要綱（平成19年5月18日実施）によるもののほか必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 9月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 9月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 13 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 14 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表1 「新都市災害対策本部の組織及び業務」

	班 名	担当部局等	主 な 業 務
第2 非常配備体制	総括班 班 長：総務部長 副班長：防災対策課長	・ 防災対策課	①災害対策本部会議の開催、事務局 ②避難指示等 ③本部長への状況報告、助言 ④市内被害状況の総括、報告 ⑤各活動班への指示、命令、情報伝達 ⑥国、県、防災関係機関、各団体等との連絡調整
	総務班 班 長：債権管理室長 副班長：行政課長 ＜家屋被害調査係＞ ※班長判断により設置	・ 行政課 ・ 財政課 ・ 資産管理課 ・ 税務課 ・ 債権管理室 ・ 公共交通対策課	①各種（被害、気象等）情報収集、伝達、整理 ②クロノロジー（時系列）作成 ③鳳来、作手連絡所との連絡調整 ④庁舎被害状況の点検、復旧、報告 ⑤総括班の補助 ⑥家屋被害調査・り災証明 ⑦その他必要な業務
	鳳来連絡所 所 長：総合支所長 副所長：地域課長	・ 地域課振興係 ・ 鳳来自治振興事務所	①災害情報収集 ②災害対策本部への情報伝達 ③応急復旧班との連絡調整
	作手連絡所 所 長：総合支所長 副所長：地域課長	・ 地域課振興係 ・ 作手自治振興事務所	①災害情報収集 ②災害対策本部への情報伝達 ③応急復旧班との連絡調整
	情報処理広報班 班 長：企画部長 副班長：企画部副部長兼情報政策課長 市民協働副部長（地域自治区担当）兼市民自治推進課 新城地区自治振興事務所参事	・ 秘書人事課 ・ 総合政策課 ・ 企画調整課 ・ 情報政策課 ・ 市民自治推進課 ・ 新城自治振興事務所	①災害情報収集・整理 ②災害関連情報の広報、報道発表 ③総括班との連絡調整 ④非常配備職員の把握
	地域支援班 班 長：健康福祉部長 副班長：教育部長、議会事務局長 ＜要援護者支援係＞ ＜ボランティア支援係＞ ※班長判断により設置	・ 福祉課 ・ 高齢者支援課 ・ 保険医療課 ・ こども未来課 ・ こども家庭センター ・ 教育総務課 ・ 学校給食課 ・ 学校教育課 ・ 生涯共育課 ・ 議事調査課	①避難所の開設・運営 ②避難誘導 ③避難者支援 ④災害時要援護者支援 ⑤福祉避難所の開設 ⑥ボランティア支援、支援本部設置 ⑦社会福祉協議会との連絡調整
	応急復旧班 班 長：建設部長 副班長：上下水道部長 農業課長 ＜危険度判定係＞ ＜給水係＞ ※班長判断により設置	・ 土木課 ・ 道路政策推進室 ・ 用地開発課 ・ 都市計画課 ・ 経営課 ・ 整備課 ・ 農業課 ・ 森林課 ・ 各支所地域課地域整備係	①被害調査、総括班への被害報告 ②被害箇所応急復旧 ③鳳来、作手対策班との連絡調整 ④山林、農地等に関する被害調査
	消火救出班 班 長：消防長 副班長：消防署長	・ 消防本部	①火災の消火、延焼防止 ②負傷者の救助活動 ③避難誘導 ④消防団の指揮命令

第3・4非常配備体制	班 名	担当部局等	主 な 業 務
	総括班 班 長：総務部長 副班長：防災対策課長	・ 防災対策課	①災害対策本部会議の開催、事務局 ②避難指示等 ③本部長への状況報告、助言 ④市内被害状況の総括、報告 ⑤各活動班への指示、命令、情報伝達 ⑥国、県、防災関係機関、各団体等との連絡調整 ⑦災害救助法事務
	総務班 班 長：債権管理室長 副班長：行政課長 ＜家屋被害調査係＞ ※班長判断により設置	・ 行政課 ・ 財政課 ・ 資産管理課 ・ 税務課 ・ 債権管理室 ・ 公共交通対策課	①各種（被害、気象等）情報収集、伝達、整理 ②クロノロジー（時系列）作成 ③鳳来、作手連絡所との連絡調整 ④庁舎被害状況の点検、復旧、報告 ⑤総括班の補助 ⑥家屋被害調査・り災証明 ⑦災害応急対策財源・資材等の措置 ⑧災害応急資材、資源及び人材等の調達、確保 ⑨その他必要な業務
	鳳来連絡所 所 長：総合支所長 副所長：地域課長	・ 地域課地域振興係 ・ 鳳来自治振興事務所	①災害情報収集 ②災害対策本部への情報伝達 ③応急復旧班との連絡調整
	作手連絡所 所 長：総合支所長 副所長：地域課長	・ 地域課地域振興係 ・ 作手自治振興事務所	①災害情報収集 ②災害対策本部への情報伝達 ③応急復旧班との連絡調整
	情報処理広報班 班 長：企画部長 副班長：企画部副部長兼情報政策課長 市民協働副部長（地域自治区担当）兼市民自治推進課 新城地区自治振興事務所参事	・ 秘書人事課 ・ 総合政策課 ・ 企画調整課 ・ 情報政策課 ・ 市民自治推進課 ・ 新城自治振興事務所	①災害情報収集・整理 ②災害関連情報の広報、報道発表 ③総括班との連絡調整 ④災害記録写真・ビデオ等の撮影 ⑤非常配備職員の把握
	地域支援班 班 長：健康福祉部長 副班長：教育部長、議会事務局長 ＜要援護者支援係＞ ＜ボランティア支援係＞ ※班長判断により設置	・ 福祉課 ・ 高齢者支援課 ・ 保険医療課 ・ こども未来課 ・ こども家庭センター ・ 教育総務課 ・ 学校給食課 ・ 学校教育課 ・ 生涯共育課 ・ 議事調査課	①避難所の開設・運営 ②避難誘導 ③避難者支援 ④災害時要援護者支援 ⑤福祉避難所の開設 ⑥ボランティア支援、支援本部設置 ⑦社会福祉協議会との連絡調整
	食料物資調達班 班 長：産業振興部長 副班長：監査委員事務局長	・ 監査委員事務局 ・ 会計課 ・ 産業政策課 ・ 観光課	①応急対策用資機材・物資の調達 ②救援物資の受入・被災者への配布 ③義援金の口座開設・管理 ④応急食料調達・配布

廃棄物衛生班 班 長：市民協働部長 副班長：環境政策課長 生活環境課長	・ 環境政策課 ・ 生活環境課 ・ 市民課	①廃棄物（建物、ガレキ等）の除去 ②トイレ対策、し尿処理 ③被災地の防疫 ④環境汚染物質の漏洩対策 ⑤遺体安置所に関すること
応急復旧班 班 長：建設部長 副班長：上下水道部長 農業課長 ＜危険度判定係＞ ＜給水係＞ ※班長判断により設置	・ 土木課 ・ 道路政策推進室 ・ 用地開発課 ・ 都市計画課 ・ 経営課 ・ 整備課 ・ 農業課 ・ 森林課 ・ 各支所地域課地域整備係	①被害調査、総括班への被害報告 ②被害箇所応急復旧 ③宅地、建物の危険度判定 ④応急仮設住宅の建設 ⑤応急給水活動 ⑥山林、農地等に関する被害調査
医療救護班 班 長：健康福祉部副部長兼こども 家庭センター長 副班長：健康課長	・ 健康課 ・ 地域医療支援室 ・ 訪問看護ステーション ・ しんしろ助産所 ・ 作手診療所	①負傷者への医療救護 ②応急救護所開設・運営
消火救出班 班 長：消防長 副班長：消防署長	・ 消防本部	①火災の消火・延焼防止 ②負傷者の救出活動 ③避難誘導 ④消防団の指揮命令
新城市民病院 班 長：経営管理部長 副班長：医事課長	・ 総務企画課 ・ 医事課	①災害拠点病院としての運営 ②災害派遣医療チームへの指揮命令 ③医療機器、薬品の管理・調達 ④入院患者の看護・避難誘導

※ 健康福祉部所属の保健師は、医療救護班に所属する。

別表2「新都市の事務組織における災害時の所掌事務」

部	課	所掌事務
総務部	防災対策課	1 災害応急対策活動の総括に関すること。 2 災害対策本部の運営に関すること。 3 避難指示等に関すること。 4 市長、副市長への報告及び助言に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請及び連絡調整に関すること。 6 災害救助法に関すること。 7 県、他市町村への広域応援要請に関すること。
	行政課	1 災害時の治安対策に関すること。 2 市有車両の把握に関すること。 3 緊急輸送車両の調達及び配備計画に関すること。 4 庁舎の安全確保と被害調査及び応急復旧に関すること。 5 臨時電話の架設に関すること。
	財政課 資産管理課	1 災害対策関係費の予算措置及びその他財務に関すること。 2 市有財産の被害調査の取りまとめ及び報告に関すること。 3 部内への応援に関すること。 4 応急対策用資機材・物資の購入に関すること。 5 応急復旧事業の緊急施工の支援に関すること。 6 財産区の情報収集に関すること。
	税務課 債権管理室	1 被害状況（家屋等）の調査に関すること。 2 罹災台帳（土地・家屋）の作成に関すること。 3 災害対策本部内の応援に関すること。
企画部	秘書人事課	1 各種情報の公表、放送、伝達に関すること。 2 避難指示等の広報に関すること。 3 非常配備職員の把握、配置、安全衛生及び健康管理に関すること。
	総合政策課 企画調整課 情報政策課	1 市長、副市長等の災害視察に関すること。 2 国、県に対する要望及び陳情に関すること。 3 災害復興計画のとりまとめに関すること。 4 住民情報システム・庁内LANの使用に関すること。 5 光ファイバ網での情報伝達、収集に関すること。
市民協働部	市民自治推進課	1 行政区組織との連絡調整に関すること。 2 市民活動団体・NPOとの連絡調整に関すること。 3 要配慮者（外国人）への支援に関すること。
	自治振興事務所	1 行政区組織との連絡調整に関すること。
	市民課	1 埋火葬の許可（身元不明者を含む）に関すること。 2 被災者相談に係る総合案内に関すること。
	環境政策課	1 環境汚染の緊急調査に関すること。 2 伝染病の防疫作業に関すること。 3 防疫薬剤器材の確保及び配分に関すること。 4 環境汚染物質の漏洩対策に関すること。 5 迷い犬に関すること。

	生活環境課	1 廃棄物処理及び被災地の清掃に関する事。 2 死体の火葬に関する事。 3 管理施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 火葬場の利用調整に関する事。 5 廃棄物処理等に係る受援に関する事。
	公共交通対策課	1 公共交通に関する事。
健康福祉部	福祉課 高齢者支援課	1 災害時要援護者への支援に関する事。 2 災害時の更生資金の支給及び貸付けに関する事。 3 被災者生活再建支援法に関する事。 4 日本赤十字社の救護に関する事。 5 管理施設の安全確保と被害調査・復旧等に関する事。 6 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
	保険医療課	1 災害時要援護者への支援に関する事。
	こども未来課 こども家庭センター	1 災害時要援護者への支援に関する事。 2 園児の避難誘導に関する事。 3 罹災園児の調査に関する事。 4 管理施設の安全確保と被害調査及び復旧に関する事。
	健康課	1 災害時要援護者への支援に関する事。 2 応急医薬品及び保健機材の調達配分に関する事。 3 避難所の衛生指導・管理に関する事。 4 応急救護所の支援に関する事。 5 被災住民への健康支援と心のケアに関する事。 6 管理施設の安全確保と被害調査及び復旧に関する事。 7 受援に関する事。
	地域医療支援センター 地域医療支援室 訪問看護ステーション しんしろ助産所	1 医師会、歯科医師会、薬剤師会に対する医療、助産等の応援要請及び連絡調整に関する事。 2 災害時要援護者への支援に関する事。 3 応急医薬品及び保健機材の確保に関する事。 4 応急救護所の開設に関する事。
	作手診療所	1 応急医薬品及び保健機材の確保に関する事。 2 施設の安全確保と被害調査及び復旧に関する事。 3 その他医療救護全般に関する事。
産業振興部	産業政策課	1 商工会との食料、生活必需品確保に係る調整に関する事。 2 管理施設の安全確保と被害調査及び復旧に関する事。 3 商工業者に対する復旧資金の斡旋等に関する事。 4 被災労働者対策に関する事。 5 災害時の地域内支援企業との連絡調整に関する事。 6 他の部局への応援に関する事。 7 受援に関する事。
	農業課	1 農水産関係施設の被害調査及び復旧に関する事。 2 農地にかかる被害調査に関する事。 3 農業関係団体との連絡調整に関する事。 4 救助用米穀の調査等応急配布に関する事。 5 へい獣の処理に関する事。

	森林課	1 流木対策に関する事。 2 林道施設の被害調査及び復旧に関する事。 3 私有林の被害調査に関する事。 4 森林組合との連絡調整に関する事。 5 山地災害危険区域の情報収集に関する事。 6 林産関係施設の被害調査及び復旧に関する事。 7 応急復旧用木竹材の調達及び配分に関する事。
	観光課	1 管理施設の安全確保と被害調査及び復旧に関する事。 2 桜淵公園内の豊川の水位警戒に関する事。
建設部	土木課 道路政策推進室 用地開発課	1 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関する事。 2 障害物の除去、交通規制等応急措置に関する事。 3 河川堤防等の保全及び復旧に関する事。 4 パトロール班の編成に関する事。 5 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域その他災害危険区域における情報の収集に関する事。 6 豊島、川田地区の樋門管理及び豊川の警戒に関する事。 7 災害応急対策用資器材、建設機械類、原材料等の集積場所の確保に関する事。 8 応急仮設住宅の新たな建設用地の確保に関する事。 9 道路復旧協力業者との連絡調整に関する事。
	都市計画課	1 公園等の被害調査及び復旧に関する事。 2 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 応急仮設住宅に関する事。 4 被災した土地建物の応急危険度判定に関する事。
鳳来総合支所	地域課地域振興係	1 総務部、企画部、市民協働部、健康福祉部が所掌する事務補助に関する事。 2 本庁関係部局との連絡調整に関する事。 3 管内の被害調査取りまとめに関する事。
	地域課地域整備係	1 産業振興部、建設部が所掌する事務補助に関する事。 2 本庁関係部局との連絡調整に関する事。
作手総合支所	地域課地域振興係	1 総務部、企画部、市民協働部、健康福祉部が所掌する事務補助に関する事。 2 本庁関係部局との連絡調整に関する事。 3 管内の被害調査取りまとめに関する事。
	地域課地域整備係	1 産業振興部、建設部が所掌する事務補助に関する事。 2 本庁関係部局との連絡調整に関する事。
上下水道部	経営課 整備課	1 管理施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 水道復旧協力業者との連絡調整に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 下水道復旧協力業者との連絡調整に関する事。 5 受援に関する事。
市民病院	総務企画課 医事課	1 入院患者の看護及び避難誘導に関する事。 2 施設の安全確保と被害調査及び復旧に関する事。 3 その他医療救護全般に関する事。 4 受援に関する事。

消防本部	消防総務課 予防課	1 消防職員の人員配置、安全衛生及び健康管理に関すること。 2 消防団の出動に関すること。 3 消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 4 危険物等施設の被害調査に関すること。 5 防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 6 受援に関すること。
	消防署	1 非常通信業務に関すること。 2 火災、救急、救助に関すること。 3 被災地域の警戒に関すること。 4 避難誘導に関すること。
会計課		1 災害応急対策支払資金の一時借り入れに関すること。
教育委員会	教育総務課 学校給食課	1 管理施設における避難所の開設及び運営への協力に関すること。 2 給食施設の活用に関すること。 3 管理施設の安全確保と被害調査及び復旧に関すること。 4 児童、生徒の避難誘導に関すること。 5 罹災児童、生徒の調査に関すること。 6 学用品の給与に関すること。
	学校教育課	1 管理施設における避難所の開設及び運営への協力に関すること。 2 災害時の応急教育に関すること。 3 被災児童、生徒への就学援助に関すること。
	生涯共育課	1 管理施設における避難所の開設及び運営への協力に関すること。 2 公民館等及び社会教育施設の被害調査に関すること。 3 管理施設の安全確保と被害調査及び復旧に関すること。 4 スポーツ関係団体の災害時の支援に関すること。 5 文化財の安全確保及び被害調査に関すること。 6 文化団体との連絡調整に関すること。
議会事務局	議事調査課	1 議会の災害視察に関すること。 2 市議会の臨時開催に関すること。 3 議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡調整に関すること。
監査委員事務局		1 他の部局への応援に関すること。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)第 18 条第 4 項の規定に基づき、新城市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」新城市地震災害警戒本部条例という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 市長が特に必要と認めた者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

新 城 市 地 震 災 害 警 戒 本 部 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市地震災害警戒本部条例（平成17年新城市条例第22号）第4条の規定に基づき、新城市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部に別表1に掲げる班及び係を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

- 2 班に班長及び係長を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班長及び係長は、必要に応じて副班長及び副係長をあらかじめ定めておくものとする。
- 4 班長及び係長は、警戒本部長の命を受けて所管の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

- 2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(本部員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する機関と警戒本部との総合調整に当たるため、自ら警戒本部に出向し又は代理者を警戒本部に派遣するものとする。

(本部の開設及び廃止)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）

第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

- 2 警戒本部は、新城市役所本庁舎3階災害対策本部室に置く。ただし、本部長が適当と認めたときは、他の会議室等に置くことができる。
- 3 警戒本部に「新城市地震災害警戒本部」の表示をする。
- 4 警戒本部には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配備する。
- 5 本部長は、当該東海地震予知情報に係る地震災害に関し、新城市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。
- 6 本部長は、警戒本部を開設し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議等)

第6条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、市役所本庁舎3階政策会議室で開催する。
- 3 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会

議に報告しなければならない。

(本部員等の心構え)

第7条 本部長の発する指令並びに各班長及び各係長の発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等から本部あての報告、要請等の受理にあたった者は、その内容が簡易な場合を除き、記録し受理伝達の確実を期さなければならない。

2 本部員等は、警戒本部の行う地震防災応急対策の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者（ボランティア）に対しては、誠実に対応しなければならない。

3 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。

4 本部員等は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(本部事務局)

第8条 警戒本部に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 地震防災応急対策等に関し、警戒本部の各組織及び警戒本部と関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 東海地震予知情報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集、伝達に関すること。

(3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、防災対策課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、新城市災害対策実施要綱（平成19年5月18日作成）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 9月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 8月 6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 9月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月 9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年10月 2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年 9月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1 「新城市地震災害警戒本部の組織及び業務」

	班 名	担当部局等	主 な 業 務
新 城 市 地 震 災 害 警 戒 本 部	総括班 班 長：総務部長 副班長：防災対策課長	・ 防災対策課	①災害対策本部会議の開催、事務局 ②避難指示等 ③本部長への状況報告、助言 ④市内被害状況の総括、報告 ⑤各活動班への指示、命令、情報伝達 ⑥国、県、防災関係機関、各団体等との連絡調整 ⑦災害救助法事務
	総務班 班 長：債権管理室長 副班長：行政課長 ＜家屋被害調査係＞ ※班長判断により設置	・ 行政課 ・ 財政課 ・ 資産管理課 ・ 税務課 ・ 債権管理室 ・ 公共交通対策課	①各種（被害、気象等）情報収集、伝達、整理 ②クロノロジー（時系列）作成 ③鳳来、作手連絡所との連絡調整 ④庁舎被害状況の点検、復旧、報告 ⑤総括班の補助 ⑥家屋被害調査・り災証明 ⑦災害応急対策財源・資材等の措置 ⑧災害応急資材、資源及び人材等の調達、確保 ⑨その他必要な業務
	鳳来連絡所 所 長：総合支所長 副所長：地域課長	・ 地域課振興係 ・ 鳳来自治振興事務所	①災害情報収集 ②災害対策本部への情報伝達 ③応急復旧班との連絡調整
	作手連絡所 所 長：総合支所長 副所長：地域課長	・ 地域課振興係 ・ 作手自治振興事務所	①災害情報収集 ②災害対策本部への情報伝達 ③応急復旧班との連絡調整
	情報処理広報班 班 長：企画部長 副班長：企画部副部長兼情報政策課長 市民協働副部長（地域自治区担当）兼市民自治推進課新城地区自治振興事務所参事	・ 秘書人事課 ・ 総合政策課 ・ 企画調整課 ・ 情報政策課 ・ 市民自治推進課 ・ 新城自治振興事務所	①災害情報収集・整理 ②災害関連情報の広報、報道発表 ③総括班との連絡調整 ④災害記録写真・ビデオ等の撮影 ⑤非常配備職員の把握
	地域支援班 班 長：健康福祉部長 副班長：教育部長、議会事務局長 ＜要援護者支援係＞ ＜ボランティア支援係＞ ※班長判断により設置	・ 福祉課 ・ 高齢者支援課 ・ 保険医療課 ・ こども未来課 ・ こども家庭センター ・ 教育総務課 ・ 学校給食課 ・ 学校教育課 ・ 生涯共育課 ・ 議事調査課	①避難所の開設・運営 ②避難誘導 ③避難者支援 ④災害時要援護者支援 ⑤福祉避難所の開設 ⑥ボランティア支援、支援本部設置 ⑦社会福祉協議会との連絡調整

地震災害警戒本部	食料物資達班 班 長：産業振興部長 副班長：監査委員事務局長	・監査委員事務局 ・会計課 ・産業政策課 ・観光課	①応急対策用資機材・物資の調達 ②救援物資の受入・被災者への配布 ③義援金の口座開設・管理 ④応急食料調達・配布
	廃棄物衛生班 班 長：市民協働部長 副班長：環境政策課長 生活環境課長	・環境政策課 ・生活環境課 ・市民課	①廃棄物（建物、ガレキ等）の除去 ②トイレ対策、し尿処理 ③被災地の防疫 ④環境汚染物質の漏洩対策 ⑤遺体安置所に関すること。
	応急復旧班 班 長：建設部長 副班長：上下水道部長 農業課長 ＜危険度判定係＞ ＜給水係＞ ※班長判断により設置	・土木課 ・道路政策推進室 ・用地開発課 ・都市計画課 ・経営課 ・整備課 ・農業課 ・森林課 ・各支所地域課地域整備係	①被害調査、総括班への被害報告 ②被害箇所応急復旧 ③宅地、建物の危険度判定 ④応急仮設住宅の建設 ⑤応急給水活動 ⑥山林、農地等に関する被害調査
	医療救護班 班 長：健康福祉部副部長兼こども家庭センター長 副班長：健康課長	・健康課 ・地域医療支援室 ・訪問看護ステーション ・しんしろ助産所 ・作手診療所	①負傷者への医療救護 ②応急救護所開設・運営
	消火救出班 班 長：消防長 副班長：消防署長	・消防本部	①火災の消火・延焼防止 ②負傷者の救出活動 ③避難誘導 ④消防団の指揮命令
	新城市民病院 班 長：経営管理部長 副班長：医事課長	・総務企画課 ・医事課	①害拠点病院としての運営 ②災害派遣医療チームへの指揮命令 ③医療機器、薬品の管理・調達 ④入院患者の看護・避難誘導

※ 健康福祉部所属の保健師は、医療救護班に所属する。

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	根 拠 条 文		役 職		任命区分	
副本部長	新 城 市 地 震 災 害 警 戒 本 部 条 例 第 2 条	第 3 項		副市長		市長任命
本 部 員		第 5 項	第 1 号	愛知県新城警察署 警備課長		
			第 2 号	教育長		
			第 3 号	新城市民病院長		市長指名
				総務部長		
				企画部長		
				市民協働部長		
				健康福祉部長		
				産業振興部長		
				建設部長		
				鳳来総合支所長		
				作手総合支所長		
				上下水道部長		
				市民病院経営管理部長		
				消防長		
				教育部長		
				議会事務局長		
				監査委員事務局長		
				第 4 号	中部電力(株)新城営業所 配電課長	
			第 5 号	陸上自衛隊第 10 偵察戦闘大隊第 3 係主任		
				愛知県東三河総局新城設楽振興事務所次長兼県民安全防災課長		
				愛知県新城設楽建設事務所維持管理課長		
				新城市議会議長		
				新城市消防団長		
				新城市医師会長		
				新城歯科医師会副会長		
				新城薬剤師会理事		
				新城市社会福祉協議会常務理事		
			愛知東農業協同組合代表理事組合長			
			新城市商工会長			

新 城 市 地 震 防 災 対 策 室 運 営 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気象庁が発表する東海地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「東海地震注意情報等」という。）の発表を受けたときにおける新城市地震防災対策室（以下「市対策室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、東海地震注意情報等の発表を受けたとき、又はその報道に接したときは市対策室を本庁舎3階災害対策本部室に設置する。

2 市長は、東海地震注意情報により大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）による警戒宣言が発せられない旨の通知を受けたとき、又は警戒宣言が発せられ市地震災害警戒本部が設置されたときは市対策室を廃止する。

3 市長は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されたときは市対策室を廃止する。

(室長及び副室長)

第3条 市対策室に室長を置き、市長をもって充てる。

2 副室長は、副市長をもって充てる。

3 副室長は、室長を助け室長に事故があるときはその職務を代理する。

(地震防災対策会議)

第4条 室長は、地震防災警戒事項について連絡調整等をはかるため地震防災対策会議（以下「対策会議」という。）を開催することができる。

2 対策会議は、室長、副室長及び室長が必要と認める者で構成し、会務は室長が総理する。

3 対策会議は、政策会議室で開催する。

4 対策会議の招集通知を受けた者がやむを得ない事情により出席できないときは、代理者を参加させることができる。

(対策会議事項)

第5条 対策会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 防災上必要な情報の収集伝達

(2) 警戒本部の開設準備

(3) 東海地震注意情報等発表の市民への広報

(4) 防災関係機関との連絡調整

(5) 報道による社会的混乱防止のための広報

(6) その他必要と認められる事項

(事務局)

第6条 市対策室に事務局を置く。

2 事務局は、会議運営に関する事務を行う。

3 事務局は、事務局長を置き防災対策課長をもって充て、必要に応じて事務局員を置くことができる。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか市対策室の運営に関し、必要な事項は新城市災害対策実施要綱（平成19年5月18日実施）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から実施する。

新 城 市 職 員 の 非 常 配 備 に 関 す る 要 綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市域に災害が発生し又は災害の発生が予想される場合において、災害応急対策活動のための新城市職員（以下「職員」という。）の非常配備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(非常配備の区分)

第2条 非常配備の区分は次のとおりとする。

- (1) 予備配備
- (2) 第1非常配備
- (3) 第2非常配備
- (4) 第3非常配備
- (5) 第4非常配備

(非常配備の基準)

第3条 非常配備の基準は次のとおりとする。

(1) 予備配備

ア 新城市に次の注意報のいずれかが発表されたとき。

(ア) 大雨注意報

(イ) 洪水注意報

イ 愛知県東部に震度4以上の地震が発生したとき。

ウ 東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

(2) 第1非常配備

ア 新城市に次の警報のいずれかが発表されたとき。

(ア) 大雨警報

(イ) 暴風警報

(ウ) 洪水警報

(エ) 暴風雪警報

イ 市内設置の観測計1か所以上で、時間雨量60mm以上（ただし総雨量150mm以上）の降雨が観測されたとき又は降雨が予想されるとき。

ウ 市域に震度4以上の地震が発生したとき。

エ 台風の接近等、市域に被害の発生が予想されるとき

オ 上記ア、イ、ウ、エ以外で、市域に小規模な災害の発生が予想されるとき。

(3) 第2非常配備

ア 台風の接近に伴い、新城市に次のいずれかが発表されたとき。

(ア) 大雨警報

(イ) 暴風警報

(ウ) 洪水警報

イ 第1非常配備体制下で、市域に小規模な災害が発生したとき。

ウ 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。

エ 大雨・洪水警報発表時において、豊川の石田観測所水位が、3.00mに達するおそれがあるとき又は達したとき。

オ 原子力緊急事態宣言があったとき。

カ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

キ その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

（４）第３非常配備

ア 第２非常配備体制下で、市域に中規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

イ 市域に震度５弱以上の地震が発生したとき。

ウ 東海地震注意情報が発表されたとき。

エ 第４非常配備体制の進捗状況により、第３非常配備体制でも災害応急対策が推進できるとき。

オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

カ その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

（５）第４非常配備

ア 市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき又は全域でなくても被害が特に甚大であるとき又は甚大であると予想されるとき。

イ 市域に震度６弱以上の地震が発生したとき。

ウ 東海地震予知情報又は警戒宣言が発せられたとき。

オ 第３非常配備下において、地震防災対策室長が必要と判断したとき。

（非常配備の解除）

第４条 非常配備の解除は次のとおりとする。

（１）予備配備

ア 注意報が解除され、災害が発生するおそれが解消したとき。

イ 東海地震に関連する調査情報で「安心情報」である旨が発表されたとき。

ウ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されたとき。

（２）第１非常配備

ア 警報が解除されたとき又は災害が発生するおそれが解消したときで、被害が生じなかったとき並びに被害の程度が軽微であるとき。

イ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されたとき。

（３）第２非常配備

ア 災害が発生するおそれが解消したときで、災害応急対策がおおむね完了したとき。

イ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されたとき。

（４）第３非常配備

ア 災害が発生するおそれが解消したときで、災害応急対策がおおむね完了したとき。

イ 東海地震注意情報解除が発表されたとき。

ウ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価されたとき。

（５）第４非常配備

ア 災害が発生するおそれが解消したときで、第３非常配備体制でも災害応急対策が推進できるとき。

イ 東海地震予知情報解除が発表されたとき。

ウ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなく
なつたと評価されたとき。

(非常配備に就くべき職員)

第5条 非常配備に就くべき職員は次のとおりとする。

(1) 予備配備

ア 本庁

(ア) 勤務時間内・・・総務部防災対策課職員

(イ) 勤務時間外・・・宿日直者（地震時：防災担当）

イ 鳳来、作手総合支所

勤務時間内・・・地域課職員

ウ 消防本部

(ア) 勤務時間内・・・情報指令室

(イ) 勤務時間外・・・情報指令室

(2) 第1 非常配備

ア 本庁

(ア) 勤務時間内・・・総務部防災対策課職員、総務部当番職員、所要活動班※1

(イ) 勤務時間外・・・総務部防災対策課職員、総務部当番職員、＜地震時：災害
緊急初動班＞

※1 所要活動班とは、新城市災害対策本部要綱別表1「新城市災害対策本部の組織及び業務」に
定める班及び各班災害時対応マニュアルに基づき活動する班とする。以下、所要活動班は同様の扱い
とする。

イ 鳳来、作手総合支所

(ア) 勤務時間内・・・地域課職員

(イ) 勤務時間外・・・地震時：地域課当番職員、災害緊急初動班

ウ 消防本部

(ア) 勤務時間内・・・情報指令室

(イ) 勤務時間外・・・情報指令室

(3) 第2 非常配備

ア 本庁舎

(ア) 勤務時間内・・・部長職以上、所要活動班

(イ) 勤務時間外・・・部長職以上、所要活動班、＜地震時：災害緊急初動班＞

イ 鳳来、作手総合支所

(ア) 勤務時間内・・・所要活動班

(イ) 勤務時間外・・・支所長、所要活動班、＜地震時：災害緊急初動班＞

ウ 消防本部

(ア) 勤務時間内・・・情報指令室

(イ) 勤務時間外・・・副課長職以上

(4) 第3 非常配備

ア 本庁

(ア) 勤務時間内・・・係長・主査以上、所要活動班

(イ) 勤務時間外・・・係長・主査以上、所要活動班、＜地震時：災害緊急初動班
＞

イ 鳳来、作手総合支所

(ア) 勤務時間内・・・所要活動班

(イ) 勤務時間外・・・支所長、所要活動班、＜地震時：災害緊急初動班＞

ウ 消防本部

(ア) 勤務時間内・・・消防本部全職員

(イ) 勤務時間外・・・消防本部全職員

(5) 第4 非常配備

勤務時間内、勤務時間外に関わらず全職員とする。

(配備決定等)

第6条 非常配備の決定は、配備基準による配備区分が明確である場合は、総務部長が防災対策課長と調整して直ちに決定する。

2 配備区分が不明確な場合は、総務部長は市長又は副市長に報告し指示を受けるものとする。

3 決定した非常配備区分は、勤務時間内は庁内放送、内線電話等で伝達するものとし、勤務時間外は、防災行政無線、メール配信システム及び各所属、支所ごとに定めた連絡手段等で伝達する。

(消防団員の除外)

第7条 非常配備体制下において、新城市消防団条例（平成17年10月1日条例第23号）第9条の規定による消防団活動の従事命令が発せられた場合は、職員で同条例第5条に基づく団長及び団員に任命された者は、第5条の非常配備に就くべき職員から除外するよう所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、前項の申し出があったときは、配備人員の登庁状況、被害の程度、消防団の活動状況等を勘案し、当該職員が消防団活動を優先すべきと判断したときは、新城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成18年6月12日規則第60号）第2条第6号の規定により、当該職員を非常配備対象職員から除外できるものとする。

(災害緊急初動班)

第8条 勤務時間外に突発的な大地震等が発生した場合において、災害対策本部が設置されるまでの市の災害応急対策上の空白時間を補うため、職員で災害緊急初動班（以下「初動班」という。）を編成するものとする。

(初動班の非常配備基準)

第9条 初動班の非常配備の基準は次のとおりとする。

(1) 勤務時間外で地震が発生し、市内の地震計が「震度4」以上を記録したとき。

(2) 勤務時間外で、市内に地震以外の大規模な災害が発生し、防災行政無線等により非常配備の指示が出たとき。

(3) 勤務時間外で、市内に地震以外の大規模な災害の発生をテレビ、ラジオ、その他の手段により確認したとき。

(初動班の構成)

第10条 初動班は、班員を本庁、鳳来総合支所及び作手総合支所の近隣に居住する職員から指名し、本庁災害緊急初動班、鳳来総合支所災害緊急初動班及び作手総合支所災害緊急初動班を構成する。

(初動班の班員、活動等)

第11条 初動班の班員その他活動に必要な事項は、新城市災害対策実施要綱（平成19年5月18日実施）で定めるものとする。

(避難所担当職員)

第12条 災害の発生又は災害が発生する可能性がある場合において、市が指定する避難所の開設、運営を行うため、職員で避難所担当職員を編成するものとする。

(避難所担当職員の非常配備基準)

第13条 避難所担当職員の非常配備の基準は次のとおりとする。

(1) 新城市災害対策実施要綱(平成19年5月18日実施)に定める避難所開設の基準に基づき、「自主避難」、「高齢者等避難」、「避難指示」のいずれかが発令されたとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(避難所担当職員の構成)

第14条 避難所担当職員は、市が指定する避難所を地域毎で11グループに分け、職員から指名し構成する。

(避難所担当職員の人員、活動等)

第15条 避難所担当職員の人員その他活動に必要な事項は、新城市災害対策実施要綱(平成19年5月18日実施)、避難所担当職員マニュアル及び新城市避難所運営マニュアルで定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 9月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 8月 6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 9月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年 6月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
付 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
付 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号
最終改正 令和元年 6 月 28 日規則第 49 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

◎ 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 公用令書 様式第8
- 2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

○ 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
- 2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号平成29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 15 条関係）

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第 1 号）別表第 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 の 3 の額を加算した額以内

一部改正〔昭和 43 年規則 56 号・44 年 49 号・45 年 90 号・46 年 79 号・48 年 2 号・73 号・94 号・50 年 81 号・51 年 82 号・52 年 70 号・53 年 79 号・54 年 49 号・55 年 45 号・56 年 64 号・57 年 47 号・59 年 82 号・60 年 77 号・87 号・61 年 75 号・62 年 72 号・63 年 56 号・平成元年 62 号・2 年 61 号・3 年 56 号・4 年 72 号・5 年 74 号・6 年 81 号・7 年 76 号・10 年 47 号・82 号・11 年 104 号・12 年 125 号・14 年 7 号・76 号・15 年 72 号・16 年 47 号・19 年 50 号・26 年 4 号・29 年 33 号〕

別表第 2（第 19 条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第 7 条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前 1 年間ににおけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前 1 年間ににおける所得の額の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。

法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）	1 8,800 円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,100 円とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 433 円を、第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 367 円）を、それぞれ加算して得た額 (1) 配偶者 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの 3 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号・29年33号〕

様式第 1
(第 6 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

公 用 令 書					物資保管第 号	
愛知県知事 殿					受 領 書	
氏 名					年 月 日	
(名称及び) 代表者氏名					住所	
愛知県知事 氏 名					(名称及び) 代表者氏名	
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。					公用令書を受領しました。	
年 月 日					愛知県知事 氏 名 印	
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考		
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 2

(第 6 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

<table><tr><td colspan="2">物資収用</td><td colspan="2">施設管理</td><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td colspan="2">施設</td><td colspan="2">土地</td><td colspan="2">使用</td></tr><tr><td colspan="2">家屋</td><td colspan="2">家屋</td><td colspan="2">使用</td></tr><tr><td colspan="2">物資</td><td colspan="2">物資</td><td colspan="2">使用</td></tr></table>										物資収用		施設管理		第	号	施設		土地		使用		家屋		家屋		使用		物資		物資		使用		<table><tr><td colspan="2">物資収用</td><td colspan="2">施設管理</td><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td colspan="2">施設</td><td colspan="2">土地</td><td colspan="2">使用</td></tr><tr><td colspan="2">家屋</td><td colspan="2">家屋</td><td colspan="2">使用</td></tr><tr><td colspan="2">物資</td><td colspan="2">物資</td><td colspan="2">使用</td></tr></table>										物資収用		施設管理		第	号	施設		土地		使用		家屋		家屋		使用		物資		物資		使用	
物資収用		施設管理		第	号																																																														
施設		土地		使用																																																															
家屋		家屋		使用																																																															
物資		物資		使用																																																															
物資収用		施設管理		第	号																																																														
施設		土地		使用																																																															
家屋		家屋		使用																																																															
物資		物資		使用																																																															
公 用 令 書										受 領 書																																																									
住 氏										愛知県知事 殿																																																									
(名称及び) 代表者氏名										(名称及び) 代表者氏名																																																									
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり管理します。										年 月 日																																																									
年 月 日										氏 名 印																																																									
愛知県知事 氏 名 印										公用令書を受領しました。																																																									
<table><tr><td>種類 名称</td><td>数量</td><td>所在場所</td><td>範囲</td><td>期間</td><td>引渡期日</td><td>引渡場所</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr></table>										種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考							・ ・								・ ・								・ ・		注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。																									
種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考																																																												
						・ ・																																																													
						・ ・																																																													
						・ ・																																																													

様式第3
(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

公 用 変 更 令 書		第 号
住 氏		受 領 書
(名称及び) 代表者氏名		年 月 日
愛知県知事 殿		住 所 印
氏 名		(名称及び) 代表者氏名
愛知県知事 氏 名 印		公用変更令書を受領しました。
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容	
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。		

様式第 4
(第 6 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

公 用 取 消 令 書	第 号	公 用 取 消 令 書 第 号
住 氏 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)	住 所 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)	受 領 書
年 月 日	年 月 日	年 月 日
愛知県知事 氏 名 印	愛知県知事 殿	氏 名 住 所 印 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)
災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書 号）を取り消しました。 年 月 日		公用取消令書を受領しました。
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。		

様式第 5

(第 8 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号〕

強 制 物 件 台 帳										
公 用 令 書	物 資 保 管		第	号	年	月	日			
	物 資 収 用									
	施 設 管 理									
	土地 家屋 使 用 物資									
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）										
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）										
公用令書の内容	種 類 名 称	数 量	保 管 場 所 又 は 所 在 所	範 囲	期 間	引 期	渡 日	引渡場所	備 考	
変更事項及びその理由										
取 消 理 由										
損 失 補 償	種 類 名 称	請求額	請 求 年 月 日	請求者	補償額	補 償 年 月 日		備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 6

(第 9 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・19年29号・26年 4 号〕

受 領 調 書			
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により^{収用}_{使用}する物資を、次のとおり受領しました。 よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。			
年 月 日			
受領者 愛知県職員 氏 名 印			
物資の所有者又は占有者 氏 名 印			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7

(第 10 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

損 失 補 償 請 求 書			
愛知県知事 殿		年 月 日	
氏 名		住 所	
請求金額 円		印	
請求理由		(名 称 及 び) 代表者氏名	
災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条の 2 第 3 項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。			
請求金額 円			
請求理由			
公 用 令 書	物 資 保 管 物 資 収 用 施 設 管 理 土地 家屋 使 用 物資	第 号	年 月 日
添付書類 1 算出明細書 2 受領調書（写し）			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8
(第 11 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

(表)

公 用 令 書		従事命令第 号	
受 領 書		従事命令第 号	
愛知県知事 殿		年 月 日	
氏 名		住 所	
(名称及び) 代表者氏名		職 業	
年 月 日		氏 名	
災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務 に従事することを命じます。		年 月 日	
愛知県知事 氏 名 印		年 月 日	
従事する業務		年 月 日から 年 月 日まで	
従事する場所		日間	
従事する期間		出頭する日時及び場所	
備考		公用令書を午前午後 時 分受領しました。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。
- 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
- 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第 32 条の規定により 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

様式第 9
(第 11 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

公用 取 消 令 書 取消従事 命令 第 号		受 領 書 取消従事 命令 第 号	
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による処分（公用令書（第 1 号）を取り消しました。 年 月 日		愛知県知事 殿 年 月 日	
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。		愛知県知事 氏 名 印 （名称及び代表者氏名）	
公用取消令書を受領しました。		愛知県知事 氏 名 印 （名称及び代表者氏名）	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 10

(13 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号〕

救 助 従 事 者 台 帳									
公 用 令 書		第			号			年 月 日	
従事者	住 所				職 業				
	氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)				生年月日				
従 事 す る 業 務									
従 事 す る 場 所									
従 事 す る 期 間		年 月 日		から		年 月 日		まで 日間	
出頭する日時及び場所									
公用令書取消理由									
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所									
事故発生の原因及び状況									
傷病名、傷病の程度及び身体状況									
備 考									
事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況		氏 名	本人との続 き 柄	生年月日		職業	備 考		
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳				支 給 年 月 日	備 考		
		日 当	超過勤務手当	旅 費	計				
		円	円	円	円	・ ・			
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額		支 給 年 月 日		備 考	
				円		・ ・			
						・ ・			
						・ ・			
						・ ・			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 11

(第 14 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

従 事 不 能 届		年 月 日
愛知県知事 殿		
		住 所
		職 業
氏 名		印
年 月 日生		
(名 称 及 び) 代表者氏名		
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による公用令書 (年 月 日従事命令第 号) の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができ ないので、関係書類を添えてお届けします。		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 12

(第 16 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

実 費 弁 償 請 求 書			
愛知県知事 殿			年 月 日
			住 所 職 業 氏 名 印 (名 称 及 び) 代表者氏名
災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額 円			
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従 事 し た 業 務			
従 事 し た 場 所			
従 事 し た 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで		
添付書類 算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 13

(第 17 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成19年29号・26年 4 号〕

(表)

第	号	証	票	所 属
				職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第 10 条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。				
なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。				
年 月 日交付				
愛知県知事 氏				名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等)
第 10 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
2 都道府県知事等は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。
(指定行政機関の長等の立入検査等)
第 6 条 1 及び 2 略
3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
5 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第 14

(第 18 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

療養 休業 障害 遺族 葬祭 打切 扶 助 金 支 給 申 請 書					
年 月 日					
愛知県知事 殿					
住 所 氏 名 印					
災害救助法第 12 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。					
申請金額 円					
公 用 令 書		第 号	年 月 日		
従事者又は協力者	住 所		職 業		
	氏 名		生年月日	・ ・	
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況		氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職 業 備 考
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
添付書類 算出明細書					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百三十円以内とす

ること。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができ

ること。

二

応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合に

おいては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を加算する額
夏季	円 千八百八	円 千二百四	円 千三百八	円 千四百八	円 千五百四	七千九百円
冬季	円 千三百二	円 千四百四	円 千五百六	円 千六百五	円 千七百二	一万千四百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を加算する額
夏季	円 六千百	円 八千三	円 一万四	円 一万五	円 一万九	二千六百円
冬季	円 一万	円 一万三	円 一万四	円 二万九	円 二万七	三千六百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

薬剤又は治療材料の支給
処置、手術その他の治療及び施術
病院又は診療所への収容
看護

(2) 医療

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用し

た衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

二 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。
(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った

世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千五百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千八百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千二百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

（埋葬）

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（死体の搜索及び処理）

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常

生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第三条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費

及び修繕料をいう。)

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいう。

前 文〔抄〕(平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号)

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号)

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号)

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号)

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号)

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕(平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号)

前 文〔抄〕(令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号)

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕(令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号)

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上15,000人未満	20 "
15,000 " 30,000 "	25 "
30,000 " 50,000 "	30 "
50,000 " 100,000 "	40 "
100,000 " 300,000 "	50 "
300,000 "	75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

工 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

名古屋市航空機隊支援出動要請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内の市町村並びに消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、消防組織法第30条第1項の規定に基づく名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するために必要な事項等を定めるものとする。

(支援要請の要件)

第2条 愛知県内の市町村等が、名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するための要件は以下のとおりとし、その詳細は別紙1に定める。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

(要請手続き)

第3条 市町村等は、前条各号に規定する要件に該当すると判断した場合には、第3項に規定する通報先に対して、口頭により次に掲げる内容を通報し、かつ、FAX通信により別記様式1を通報することにより、支援を要請するものとする。ただし、災害種別が救急であって、転院搬送の依頼の場合については、別記様式2を添付するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 航空機隊に求める活動の内容
- (3) 災害の発生場所
- (4) 災害発生場所の気象及び地形の状況
- (5) 離着陸場所の所在地
- (6) 現場指揮本部の無線の呼出名称
- (7) その他必要な事項

2 前項の各様式を送付するいとまがないときは、口頭による要請とすることができる。ただし、この場合においても、要請後、速やかに各様式を送付するものとする。

3 要請は、時間帯に応じ、次に掲げる通報先に通報するものとする。

区 分	通 報 先
8 時 45 分から 17 時 30 分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721
17 時 30 分から 8 時 45 分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119

（要請の応諾）

第 4 条 名古屋市消防航空隊は、航空機の出発に際し、航空法に基づいて機長が確認することとされている事項、見込まれる活動の内容、気象の状況、地理的条件及び運航責任者による出発の承認を得て、要請を応諾するものとし、その可否は、支援を要請した市町村等に対して口頭で回答するものとする。

（連携の保持）

第 5 条 支援の要請をした市町村等は、航空機隊による支援が円滑に行われるよう次に掲げる事項について準備し、連携を図るよう努めるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先離着陸場所又は搬送先医療機関の確保
- (3) 空中消火活動時における拠点の確保
- (4) その他支援活動が円滑に行われるために必要な事項

（支援活動後の報告）

第 6 条 名古屋市消防航空隊は、航空機隊による支援を行った場合は、その活動内容等を明らかにし、別記様式 3 により要請元の市町村等に報告するものとする。

（その他）

第 7 条 航空機隊による消防の支援は、本要領に定めるほか、消防航空隊規程（令和 4 年名古屋市消防局訓令第13号）等関係規程の定めるところにより実施するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

航空機隊支援出動要請書

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

発 信 者	所属（課） 職・氏名 Tel
要 請 日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分
災 害 種 別	火災 救助 救急 その他（ ）
要 請 活 動 内 容	消火 救助 救急 その他（ ）
発 生 場 所	場所（住所、緯度・経度） 目標
発 生 日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分頃
災 害 概 要	
気 象 （ 災 害 現 場 ）	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 k m 警報等（警報又は注意報）
出動先又は活動 拠点 離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等 搬送先離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等	氏名 生年月日 年 月 日生 歳 住所 傷病名 傷病程度 (確定した後、記載すること)
現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 無線種別（主運用波 3、統制波 1・2・3） コールサイン
ドクターヘリへの 運 航 要 請	有 無
その他特記事項	

別記様式 2

航空機による傷病者搬送依頼書

年 月 日

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

搬送予定日時	年 月 日 () 時 分			
要請医療機関	名 称	(電 話 :) (F A X :)		
	所在地			
	担当医師	科	連絡担当者	
	着陸場所			
航空機を利用する理由				
傷 病 者	氏 名	(性別)		
	住 所			
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	傷病名			
搬送先医療機関	名 称	(電 話 :)		
	所在地			
	担当医師	科		
	着陸場所			
搭乗者氏名等	医 師	(人)		
	看護師	(人)		
	家族等	(人)		
積載医療機材	数量・重量			

別記様式 3

航空機隊支援出動報告書

(消防本部消防長) 様

名古屋市消防局長

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分		
災 害 発 生 場 所			
指 令 時 刻	時 分	現 着 時 刻	時 分
引 上 時 刻	時 分	帰 署 時 刻	時 分
活 動 時 間	時 分 ~ 時 分		
活 動 概 要			
離 着 陸 場 所			
使 用 資 器 材			
運 航 責 任 者 等	運 航 責 任 者 航空消防活動指揮者 機 長		
その他特記事項			

火災・災害等即報要領

					昭和59年10月15日
					消防災第267号消防庁長官
改正	平成	6年	12月	消防災第279号	
	平成	7年	4月	消防災第83号	
	平成	8年	4月	消防災第59号	
	平成	9年	3月	消防情第51号	
	平成	12年	11月	消防災第98号	
				消防情第125号	
	平成	15年	3月	消防災第78号	
				消防情第56号	
	平成	16年	9月	消防震第66号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領の特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

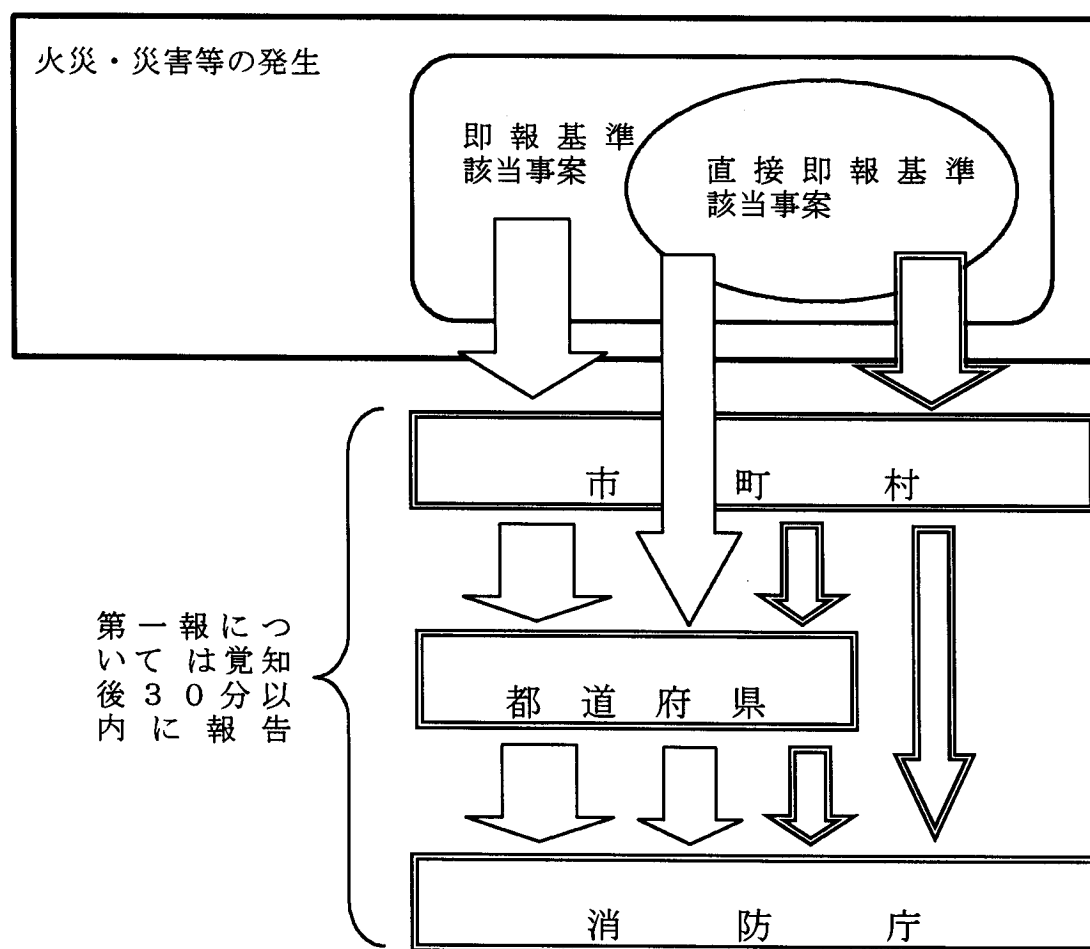
3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域に属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域に属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火

災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りでない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保もものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報等が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

- 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事項によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの

- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発等により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

- 4) 500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故

- 5) 海上、河川への危険物等流出事故

- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設等において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したものの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合も含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次のに掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等取扱要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考状況

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入

すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所

にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業者は「第二種」を、その他の事業者は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当事者当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の種類及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号で○を囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者について、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事項等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明者等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要があるもの（行方不明者あるいは救助の要否が不明な者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他の参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式ーその1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の状況
- (オ) その他これらに類する災害の状況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共機関への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における暖水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県を講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重 傷 人 中等症 人 軽 傷 人					
建物の概要						
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積 m ² m ² a
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 そ の 他		台 人 台 人 人 人			
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他の参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
発生場所						
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時		月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)		月 日 時 分		
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 独劇物 6 RI等 7 その他()			物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要			危険物施設 の区分			
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	負傷者等		
				重傷	人()	人()
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事 自衛防災組織	人		
			業 共同防災組織	人		
			所 そ の 他	人		
			消 防 本 部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			海 上 保 安 庁	人		
			自 衛 隊	人		
			そ の 他	人		
災害対策本部等 の設置状況						
その他の参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重 傷 人(人) 中等症 人(人) 軽 傷 人(人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込み)		救命人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他の参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害状況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一時破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。《確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。》

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		その他	田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
	(月 日 時現在)				流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告書					文教施設	箇所		
					病院	箇所		
区	分	被害			道路	箇所		
人的被害	死者	人			橋りょう	箇所		
	行方不明者	人			河川	箇所		
	負重傷者	人			港湾	箇所		
	軽傷者	人			砂防	箇所		
住家被害	全壊	棟			清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	半壊	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	一部半壊	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
害	床下浸水	棟		り	災世帯数	世帯		
		世帯		り	災者数	人		
		人		火災発生	建物	件		
非住家	公共建物	棟			危険物	件		
	その他	棟			その他	件		

愛知県農業土木研究会

災害対策実施要領

1. 目的

この要領は県内に災害が発生した場合、県及び市町村、土地改良区等の関係機関と相互に協力し、災害の拡大防止に努めるとともに、復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

2. 災害の種類

風水害、地震等の自然災害の他、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合の家畜処分等を含むものとする。

3. 災害対策本部

各支部に支部災害対策本部置き、緊急時の連絡体制を整備する。

4. 災害時の体制

- (1) 会長は災害に係る全ての業務を統括する。
- (2) 各支部には支部災害対策本部長（以下本部長と言う）を置き、支部長がこれにあたる。
- (3) 各支部には災害対策本部員2名を置くとともに、地区毎に地区長を置く。
- (4) 会員は地区長に現場の被災状況、活動状況等を報告するとともに対応策の進言等を行う。
- (5) 地区長は会員からの報告に基づき、状況を的確に把握し、速やかに本部長へ報告するとともに対応策の進言等を行う。
- (6) 本部長は必要に応じ、地区長を通じて会員へ災害の状況を説明するとともに関係機関の要請に基づき、出動要請等を行う。
- (7) 本部長は現場の状況を随時会長へ報告するとともに、必要な指示を受ける。

5. 非常配備

各支部は災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは関係機関と連携を図りつつ非常配備の体制をとり、常時担当者を配備する。

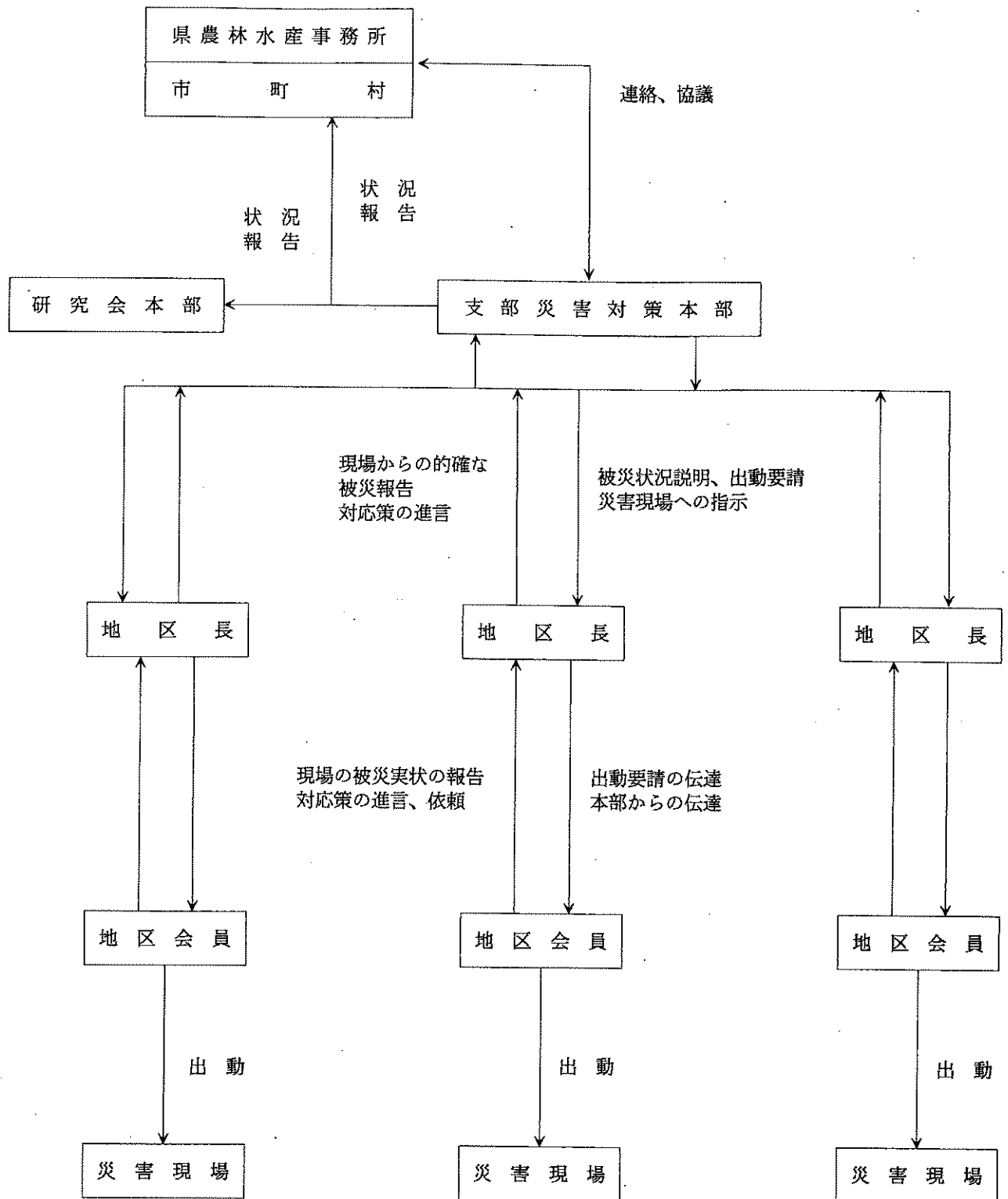
6. 応急復旧資機材の確保

各支部は会員毎に応急復旧に提供可能な常時保有資機材を明らかにし、関係機関の要請等必要に応じて速やかに出動可能な体制を整備する。

7. 研修等

各支部は常に災害等非常時に対する危機意識をもって行動するとともに、日頃から災害復旧に係る訓練その他必要な研修を実施する。

連絡網図



自主防災組織設置推進要綱

1 趣旨

大規模災害が発生した場合には、火災の同時多発、道路の寸断、建物の倒壊、河川の氾濫、消火栓施設の損壊等の防災案系機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

2 設置推進機関

災害対策基本法第5条第2項に基づき、市町村が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

3 設置推進する自主防災組織

(1) 地域の自主防災組織

住民の各地域における自発的な防災組織

(2) 施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

4 地域の自主防災組織の設置

(1) 自主防災組織の重点推進地区

全県的に設置を推進するが、特に次の被災危険の高い地域に重点をおいて推進を図るものとする。

ア 木造家屋の集中している地域

イ 消防水利の不足している地域

ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域

エ 大雨等により災害の可能性が比較的高い地域

(2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりをするものとする。

ア 町内会、自治会等の自治組織に町内会活動の一環としての防災活動をくみ入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 防犯協会、防火協会等何等かの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、P・T・A等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

5 施設の自主防災組織の設置

(1) 設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

- ア 高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、劇物等の製造所、貯蔵所又は取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行う必要がある施設

なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画等を作成し、自衛防災組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その防災活動の充実強化を図って自主防災体制を誠意するものとする。

(2) 複合用途施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けることが望ましい。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができるものとする。

6 自主防災組織の連絡機構

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は、同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡機構を設けることが望ましい。

7 自主防災組織の設定推進活動

市町村は、設置の推進を図るため防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町内会長等地域の防災指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

また、地域での防災の予防・啓発に努め、いざというときに組織の中心になって活動することができる自主防災組織リーダーの育成を図る。

8 自主防災組織に対する援助

(1) 市町村

ア 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的な援助に努めるものとする。

イ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資機材の提供等援助に努めるものとする。

(2) 県

市町村の自主防災組織の設置推進活動及び自主防災組織に対する援助について、

積極的に指導及び援助に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村の自主防災組織の設置推進活動に対し、積極的に協力すること。

附 則

この要綱は、昭和49年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する法律

(昭和四十八年九月十八日)

(法律第八十二号)

第七十一回特別国会

第二次田中（角栄）内閣

改正 昭和五〇年一月二三日法律第一号

同五一年一〇月二六日同第七四号

同五三年三月三十一日同第六号

同五六年四月一〇日同第二二号

同五七年八月六日同第七〇号

平成三年九月二六日同第八八号

同二三年七月二九日同第八六号

同二三年八月三〇日同第一〇〇号

同三〇年六月二七日同第六六号

令和元年六月七日同第二七号

同三年五月一〇日同第三〇号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律をここに公布する。

災害弔慰金の支給等に関する法律

(昭五七法七〇・改称)

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 災害弔慰金の支給（第三条—第七条）

第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）

第四章 災害援護資金の貸付け（第十条—第十七条）

第五章 雑則（第十八条・第十九条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

(昭五七法七〇・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第二章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(昭五〇法一・昭五一法七四・昭五三法六・昭五六法二二・昭五七法七〇・平三法八八・平二三法八六・一部改正)

(災害による死亡の推定)

第四条 災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適當と認められる政令で定める場合には、支給しない。

(譲渡等の禁止)

第五条の二 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(平二三法一〇〇・追加)

(非課税)

第六条 租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第七条 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章 災害障害見舞金の支給

(昭五七法七〇・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(昭五七法七〇・追加、平三法八八・一部改正)

(準用規定)

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭五七法七〇・追加)

第四章 災害援護資金の貸付け

(昭五七法七〇・旧第三章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。

(昭五〇法一・一部改正、昭五七法七〇・旧第八条繰下・一部改正、平三〇法六六・令三法三〇・一部改正)

(都道府県の貸付け)

第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

(昭五七法七〇・旧第九条繰下・一部改正、令元法二七・一部改正)

(国の貸付け)

第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。

(昭五七法七〇・旧第十条繰下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(令元法二七・追加)

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(昭五七法七〇・旧第十一条繰下、令元法二七・旧第十三条繰下・一部改正)

(貸付金の償還方法)

第十五条 市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額(利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。)に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2 都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

3 指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

(昭五七法七〇・旧第十二条繰下、令元法二七・旧第十四条繰下)

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(令元法二七・追加)

(政令への委任)

第十七条 第十条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け（これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。）に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五七法七〇・旧第十三条繰下・一部改正、令元法二七・旧第十五条繰下）

第五章 雑則

（令元法二七・追加）

（市町村における合議制の機関）

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（令元法二七・追加）

（制度の周知徹底）

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

（令元法二七・追加）

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

（昭和四十八年政令第三七三号で昭和四十九年一月一日から施行）

（令元法二七・旧第一項・一部改正）

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難

であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(令元法二七・追加)

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(令元法二七・追加)

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(令元法二七・追加)

附 則 (昭和五〇年一月二三日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月一〇日法律第二二号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (昭和五七年八月六日法律第七〇号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する。

(昭和五七年政令第二二二号で昭和五七年八月一六日から施行)

附 則 (平成三年九月二六日法律第八八号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項及び第八条第二項の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

附 則 (平成二三年七月二九日法律第八六号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（検討）

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定
公布の日

二及び三 略

四 第二条、第三条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四条（子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定
平成三十一年四月一日

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月七日法律第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「新法」という。）附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

（経過措置）

第三条 この法律の施行前に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。）の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（同項に規定する場合にされたものに限る。）は、同項の規定による免除とみなす。

第四条 新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行）

別表（第八条関係）

（昭五七法七〇・追加）

- 一 両眼が失明したもの
- 二 そしやく 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 六 両上肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

新城市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害により水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、生活用水（飲用水以外のトイレ及び掃除等に使用する水をいう。以下同じ。）を市民等に提供するための井戸を確保し、災害時の生活用水の確保及び公衆衛生の維持に資することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 市長は、災害時に生活用水として井戸水を提供しようとする者からの申出により、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす井戸を、災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する個人（事業所を含む。）が所有し、管理し、又は使用する井戸であること。
- (2) 電動式、手動式若しくは電動・手動式併用のポンプ井戸又はつるべ井戸等であり、災害時に取水できること。
- (3) 現在も井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (4) 災害時に地域住民等に井戸水を無償で提供できること。
- (5) 外部からごみや土砂、汚水等の侵入を防ぐ井戸枠、ふた等があること。
- (6) 井戸の周囲（上部を含む。）に井戸水を汚染するものがないこと。
- (7) 井戸水の色、濁り、臭い等に明らかな異常が認められず、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (8) 井戸の所在地若しくは井戸の所有者、管理者又は井戸を使用する権利を有する者（以下「所有者等」という。）の情報の公表に同意できること。

(登録の手続き等)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録申出書（様式第1）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出書を受理した場合は、その内容を審査し、登録することを決定したときは速やかに所有者等に対し、災害時協力井戸登録決定通知書（様式第2）及び災害時協力井戸登録標識（様式第3。以下「登録標識」という。）を交付するものとする。この審査において、登録の要件を満たさなかった場合には、井戸の所有者等にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録することを決定した場合は、速やかに災害時協力井戸登録台帳（様式第4）に記載し、記録しなければならない。

(井戸水提供等の協力)

第4条 災害時協力井戸の登録の決定を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、災害時には協力できる範囲内において自主的に井戸水を提供するものとする。

- 2 登録者は、登録標識を災害時協力井戸又は当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等地域の住民が認識しやすい場所に掲示しなければならない。ただし、災害時協力井戸が損壊等により使用できない場合は、登録標識を掲げないものとする。
- 3 登録者は、第1項の規定による提供のほか地域等で行われる訓練等において井戸水の提供に協力するものとする。

(登録期間)

第5条 災害時協力井戸の登録期間は、登録標識の交付の日から3年とする。

- 2 市長は、前項の登録期間が満了する日までに、市及び登録者のいずれから異議の申出のない場合には、この登録は同一条件をもって更に3年間その効力を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は、災害時協力井戸について災害時協力井戸登録申出書に記載されている内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録内容変更申出書（様式第5）により市長に届け出るものとする。この場合、変更内容が登録者の変更である場合は、市長は新たな登録者に第2条第2項第7号の規定を確認させたうえで災害時協力井戸登録内容変更申出書を受けるものとする。

(登録の解除)

第7条 登録者は、次に掲げる事由に該当することとなった場合は災害時協力井戸登録解除申出書（様式第6）により、市長に申し出るものとする。

- (1) 災害時協力井戸を廃止したとき。
 - (2) 災害時協力井戸の使用を停止したとき。
 - (3) 災害時協力井戸を譲渡したとき。
 - (4) 井戸水を地域住民に提供することができなくなったとき。
- 2 市長は、次に掲げる事由が生じた場合は、登録期間内であっても災害時協力井戸の登録を解除するものとする。
 - (1) 前項の規定による申出があったとき。
 - (2) 第2条各号に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。
 - 3 市長は、前項第2号又は第3号の規定により災害時協力井戸の登録を解除する場合は、災害時協力井戸登録解除通知書（様式第7）により、当該登録者に通知するものとする。
 - 4 登録者は、第1項の申出を行うとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録標識を市に返還しなければならない。

(実地調査)

第8条 市長は、災害時協力井戸の登録に際して当該所有者等の同意を得て井戸の状

況等を実地に調査しなければならない。

- 2 前項の規定により実地の調査を行う職員は、その身分を示す職員証を携帯し、関係人からの求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

(登録標識の再交付)

第9条 災害時協力井戸の登録者から登録標識の紛失、破損等の申出があった場合は、災害時協力井戸登録標識再交付願（様式第8）の提出により、登録標識を再交付するものとする。

(災害時協力井戸の情報の提供及び公表)

第10条 市長は、災害時協力井戸の所在地及び所有者等の情報について、災害時協力井戸登録通知書（様式第9）により、当該地区の自主防災組織等へ通知するものとする。

- 2 市長は、災害時協力井戸に関する事項について、市広報紙及び市ホームページへの登載その他適切な方法により市民に周知するものとする。

- 3 市長は、第6条及び第7条の規定により登録の変更又は解除を行った場合は、当該災害時協力井戸に係る第1項に規定する情報及び前項の周知の内容を変更する。

(維持及び管理)

第11条 市は、所有者等に対して災害時協力井戸の維持及び管理に係る費用等の助成は行わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

新城市災害時要援護者避難支援計画

令和2年1月

新 城 市

目 次

第1章 総則	1
1 基本的な考え方	1
(1) 避難支援計画作成の目的	1
(2) 地域防災の自助・共助・公助	1
2 避難支援計画作成の考え方	1
3 災害時要援護者の範囲と特性把握	1
(1) 災害時要援護者の範囲	1
(2) 特性把握	2
4 避難支援活動の達成目標	3
(1) 避難行動時	3
(2) 避難生活時	4
5 推進体制	4
第2章 平常時の対策	5
1 災害時要援護者避難支援制度	5
2 情報収集等避難支援プラン（個別計画）作成の進め方	5
(1) 情報の収集方法	5
(2) 本人情報	5
(3) 地域支援者情報	5
(4) 情報の提供・共有方法	6
(5) 情報の管理方法	7
(6) 避難支援プラン（個別計画）の更新	7
(7) 情報の守秘義務	8
3 避難支援プラン（個別計画）の活用	8
4 情報伝達体制の整備	8
(1) 避難情報の発表	8
(2) 避難情報の伝達等	9
5 避難施設等の整備	12
6 普及・啓発等	12
(1) 地域住民の防災意識の啓発	12
(2) 防災訓練等の実施	12
(3) 災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発	12
(4) 災害時要援護者の備え	13
第3章 警戒宣言発令時の対応	15
1 情報の提供	15
2 災害時要援護者の所在確認	15
3 救護・避難協力体制の確認	15
4 水・食料・常備薬・非常持出品の確認	15
第4章 災害発生時の対応	17
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	17
(1) 災害時要援護者への避難情報等の伝達	17

(2) 災害時要援護者の避難誘導と安否確認	17
2 避難所における支援等	20
(1) 避難所の運営	20
(2) 物資・食料等の調達	20
(3) 情報提供	21
(4) 相談窓口の設置等	21
(5) 個別ニーズへの対応	21
(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送	23
(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援	23
(8) ボランティアとの連携	23
(9) 心のケア	23
(10) 生活リズムの適正保持	23
3 福祉避難所設置及び支援等	23
(1) 福祉避難所の開設	23
(2) 対象者の選定	24
(3) 対象者の移送	24
(4) 緊急入所等の実施	24

第1章 総則

1 基本的な考え方

(1) 避難支援計画作成の目的

近年、各地で発生した大地震や集中豪雨等の大規模災害では、災害に弱い立場に置かれることの多い高齢者や障害者等が、情報の入手や自力での避難行動等が困難なため大きな被害を受けるとともに、避難所における避難生活に際しても一般の方々に比べ大きなストレスが発生したことから、災害時要援護者に対する避難支援対策の充実・強化が求められている。

こうしたことから、新城市においても、新城市地域防災計画の規定に基づき、災害に強い地域づくりをめざし、災害時要援護者の避難支援体制に関して普及、啓発に努めながら、災害時要援護者一人ひとりの支援対策を具体的に進めていくためこの計画を策定した。

(2) 地域防災の自助・共助・公助

自分の命は自分で守る「自助」、地域住民による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が地域防災の基本であるが、災害時要援護者については自助が困難な状況に置かれていることが想定される。

このため、災害時要援護者と地域社会が相互に関与し、支援をする共助の仕組みや、市や防災関係機関が連携して支援をする公助が連携した地域ぐるみの避難支援体制の確立を図る。

2 避難支援計画作成の考え方

新城市災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）は、策定の考え方や具体的な推進方法等を定めた「避難支援プラン（全体計画）」と、災害時要援護者一人ひとりの支援計画を定めた「避難支援プラン（個別計画）」により構成する。

「避難支援プラン（全体計画）」とは、この計画を指し、ここでは、市での推進体制や避難支援プラン（個別計画）の作成方法、災害発生時の対応等の基本的な考え方を明らかにしたものである。

「避難支援プラン（個別計画）」は、全体計画に基づいて、災害時要援護者一人ひとりについて避難支援の方法等を策定し、自主防災組織、民生委員・児童委員等と避難支援プランの情報共有を図るものである。

3 災害時要援護者の範囲と特性把握

(1) 災害時要援護者の範囲

一般的に災害時要援護者の範囲は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者及び外国人等があげられるが、本計画の推進に当たっては、市内に住所を有し、災害時

において自助が困難で家族等の支援が受けられない在宅の者で、次に掲げる者の避難支援プラン（個別計画）の作成を重点的・優先的に取り組むこととする。

- ① 65歳以上の介護保険法に基づく要介護3から5の者
- ② 身体障害者 次に掲げる障害の種別に応じ、障害の程度にある者

障害の種別				障害の程度	
視覚障害				1級から3級及び4級の1	
聴覚障害				2級及び3級	
肢 体 不 自 由	上肢			1 級、2級の1及び2級の2	
	下肢			1 級、2級及び3級の1	
	体幹			1 級から3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害		上肢機能	1 級及び2級	
			移動機能	1 級から3級	
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害				1 級、3級及び4級	
ぼうこう又は直腸の機能障害				1 級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害				1 級から4級	

上記の障害種別及び障害の程度は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

- ③ 知的障害者 療育手帳A、B及びC判定の者
- ④ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び3級の者
- ⑤ 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑦ 上記①～⑥に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

(2) 特性把握

災害時要援護者の避難行動に関する特性は、個人差も大きく、程度も千差万別なので、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが重要である。

このため、災害時における被害の軽減や地域における防災力の向上、さらには地域のノーマライゼーションの推進といった観点からも災害時要援護者の特性や、一般的にどのような支援が求められているのかなど、あらかじめ把握しておくものとする。

種 別	内 容
一人暮らし高齢者 高齢者のみの世帯	・地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達が遅れる又はできないおそれがある。
身体的機能が低下した 高齢者（ねたきり高齢者など）	・自力での行動が困難。 ・介護サービス等を継続的に受けることが必要。

精神的機能が低下した 高齢者（認知症高齢者など）	・自分で避難の必要性が理解できない。 ・避難先の環境変化に対応できない。
視覚障害者	・視覚による情報収集、状況判断が困難。 ・単独での迅速な避難行動が困難。
聴覚障害者、言語障害者	・音声での情報収集、状況判断が困難。 ・言語で状況を伝えることが困難。
肢体不自由者	・自力での行動が困難な場合が多い。
内部障害者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な人がいる。 ・特定の医療器材、医薬品、食品等を常時携帯することが必要な人がいる。
知的障害者	・自分で情報を判断し、行動することが困難。 ・急激な環境の変化に順応しにくい。
精神障害者	・環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・多くの場合継続的な服薬や医療的ケアが必要。
難病患者	・特殊な薬剤や継続的な服薬が必要な人がいる。 ・移動が困難な人がいる。 ・人工呼吸器、人工透析器、在宅酸素等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。

4 避難支援活動の達成目標

避難行動や避難生活時における災害時要援護者支援活動の達成目標は、おおむね次のとおりとする。

(1) 避難行動時

ア 災害警戒

災害対策本部で収集した気象情報（警報）等を地域支援者や自主防災組織、福祉サービス事業者等に伝達している。

イ 避難準備・高齢者等避難開始の発令

- ① 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき、速やかに災害時要援護者に避難準備の呼びかけを伝達している。
- ② 伝達ができた災害時要援護者と伝達できていない災害時要援護者を把握している。

ウ 安否確認

- ① 支援の優先度が高い災害時要援護者の確認と初期ニーズの把握を終えている。
- ② 迅速に安否確認作業を実施している。
- ③ 危険地域に指定避難所（場所）を開設している。

エ 避難行動支援

- ① 地域支援者、福祉サービス事業者等が災害時要援護者の避難支援を行っている。

② 災害時要援護者のニーズに基づいた搬送・移送などの緊急対応を実施している。

③ 必要な地域の指定避難所(場所)を開設している。

オ 避難所

① 避難所における災害時要援護者の名簿を作成している。

② 避難所の運営組織内に要配慮者支援班を設け、トイレ、水等災害時要援護者のニーズに基づいた対応を実施している。

(2) 避難生活時

ア 避難所での初動対応

要配慮者支援班が避難所内外の災害時要援護者のニーズを把握し、福祉避難所への移送等本格的に対応を実施している。

イ 連絡会議の設置

災害時要援護者支援の関係者が情報を共有して対応策を協議し、実施している。

ウ 人的応援の確保

職員や医療、福祉関係者が早期に応援等の支援を受け、また、交代要員が確保できている。

エ 福祉避難所の設置

① 災害時要援護者のニーズに見合った福祉避難所等を増設する。

② 在宅の災害時要援護者にも支援が継続されている。

オ 避難生活の終了

① 自宅や仮設住宅で必要な福祉サービスの提供を受けながら生活できる。

② 避難所に避難しなかった災害時要援護者についても、早期に健康・生活状況や保健福祉・片付けなどのニーズを把握する。

5 推進体制

避難支援体制の整備を進めるに当たっては、災害時要援護者自らの積極的な取り組みが不可欠であるとともに、共助による支援が必要な災害時要援護者を特定し、支援のための方策を重点的に進める必要がある。また、災害発生時においては、地域において計画的、組織的な体制を整え、避難支援を実施することが重要である。

このため、市は、市及び関係機関が保有する情報を利用しつつ、対象となる災害時要援護者の把握を行うとともに、避難支援プラン（個別計画）の作成を行うための制度を確立し、その周知、普及を図るものとする。

第2章 平常時の対策

1 災害時要援護者避難支援制度

大規模な災害が発生した直後、市、消防及び警察等の防災関係機関等の救援が不測の事態によって遅れる場合や、その機能を果たすことが困難になった場合などにおいては、地域住民や自主防災組織などによる支援が円滑に行われることで、災害時要援護者の被災をなくす可能性が大きくなる。

このためには、災害時に支援が必要な災害時要援護者をあらかじめ制度に登録し、災害時に備えるとともに、円滑に支援するために普段から地域内での交流や見守りなどを通じた活動が重要である。

市は、災害時要援護者に対する避難支援制度の確立を進め、防災関係機関や地域住民、関係団体等が災害時及び普段からの交流や見守りなどに活用できるよう、避難支援プラン（個別計画）作成など、災害時要援護者情報の共有体制の整備を進めるものとする。

2 情報収集等避難支援プラン（個別計画）作成の進め方

(1) 情報の収集方法

災害発生時において、災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また、避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での情報共有が必要であり、日ごろから災害時要援護者の居住地や生活状況を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

情報の収集に当たっては、防災関係部局、福祉関係部局、福祉関係者等から情報を収集するとともに、家族、自主防災組織、行政区や民生委員・児童委員からの情報を基本原則として、取り組むこととする。

(2) 本人情報

災害時要援護者に関して把握することが必要な情報は、本人情報その他の事項とする。

- ・氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ・緊急時の家族等の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号）
- ・支援理由（高齢者、要介護認定者、障害者等）
- ・特記事項（家族（同居）、避難方法、かかりつけ医など）

(3) 地域支援者情報

災害時要援護者に対して、災害の状況、避難所の開設などの避難情報の伝達、安否確認や避難所への誘導を行う地域支援者を、災害時要援護者本人が近隣の人で複数名を定めることとする。

また、障害等を近隣者に知られたくない者の場合は、その者の意向を尊重したうえで、自主防災組織、行政区や民生委員・児童委員などが地域支援者になる場合もある。

地域支援者に関して把握する情報は、氏名、住所、電話番号等とする。

(4) 情報の提供・共有方法

市は、災害時要援護者が提供し、把握した情報を災害時要援護者登録者名簿にとりまとめるものとする。平常時から災害時要援護者の情報の提供に当たっては災害時要援護者本人から同意を得ることを原則とするが、本人の記入・提出が困難な場合には、法定代理人や親族から同意を得るよう努める。

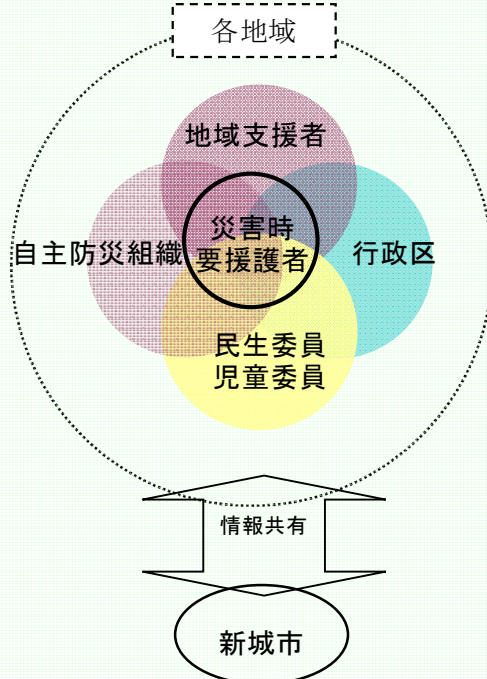
避難支援プラン（個別計画）は、あらかじめ提供することについて災害時要援護者本人より同意を得ている自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察署、市役所等の機関が共有するほか、地域支援者とも共有を図る。なお、その際には確認書等の提出を求め、守秘義務を担保する。

災害時又は災害発生のある場合は、災害時要援護者本人の同意の有無に関わらず自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察署、市役所等の機関へ情報提供し、共有することができる。

また、情報の共有のみにとどまることなく、地域での声掛けや見守りなど、地域における各種活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに、地域ぐるみの支援体制を構築するなど災害時要援護者自らが地域にとけこめる環境づくりを推進するものとする。

地域ぐるみの支援体制の整備にあっては、行政区程度の地域を対象に、日ごろから顔の見える範囲を軸として、自主防災組織が活発に活動している地域では自主防災組織を中心とし、住民一人ひとりの防災に対する意識を高めていき、災害時要援護者を含めたすべての住民が協働して助け合う地域ぐるみの体制を推進する。

● 「地域ぐるみの支援体制」の概念図



支援体制の構成団体（メンバー例）

(1) 福祉・医療関係

民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉ボランティア団体、障害者福祉団体、医療経験者等

(2) 防災等関係

消防団、ボランティア、防災活動に参画する有志等

(3) 地域住民代表者等

自主防災組織、行政区、PTA、スポーツ団体等

上記の関係者に対して、体制づくりの説明会の開催や個別の説明会等を実施しながら理解を促進し、結成を図る。

(5) 情報の管理方法

作成した避難支援プラン（個別計画）は、市において災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で作成・管理する。

電子データで管理する場合は、外部の職員がデータの閲覧等を行うことができないよう、データを閲覧・更新等の操作をする職員をあらかじめ所属ごとに所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとする。パスワード等については、指名された職員以外に漏えいしないよう厳正な管理を行う。

また、この情報を紙媒体で共有する関係者においては、施錠できる書庫・保管庫等で管理するなど、情報を管理する人が責任をもって情報の漏えい等に万全の注意を払うこととする。

(6) 避難支援プラン（個別計画）の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、避難支援プランに記載されている情報の内容に更新すべきものが明らかとなった場合や本人等からの変更の申請があった場合は、市が随時更新するものとし、更新した場合は、共有者全てに更新した情報を迅速に提供するものとする。

さらに、年1回、登録名簿の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、登録名簿の作成時と同様に記載内容及び情報伝達方法の確認を実施することとする。

(7) 情報の守秘義務

個人情報等を共有する関係者等は、登録名簿を支援・計画・訓練以外の目的で使用することはできず、また、登録名簿に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければならない。支援する役割を離れた後も、同様とする。

3 避難支援プラン（個別計画）の活用

災害発生時において、市は、自主防災組織、消防関係、福祉関係団体等と連携しつつ、避難支援プラン（個別計画）を活用し、避難準備・高齢者等避難開始等を災害時要援護者及び地域支援者にまで確実に伝えることや、避難支援行動や避難所等での安否確認及び避難所生活支援に活用する。

また、平常時においても発災時の支援を円滑にするため、日常生活における声掛け、相談等の支援活動にも活用を図る。

4 情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、市は、避難情報等必要な情報が災害時要援護者及びその家族・地域支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努める。

また、災害時要援護者には、災害のみならず平常時においても、災害時要援護者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要なため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努める。

(1) 避難勧告等発令時の市体制と住民に求める行動及び警戒レベル

市は、災害が発生又は発生のおそれがある場合には被災が想定される地域に対して避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を総称する。）を発表する。

避難勧告等の種別に対する市の体制及び住民に求める行動は、次のとおりである。

避難・気象 情報種別	市の体制	住民に求める行動	警戒レベル※ 1
早期注意情報 （気象庁が発表）	—	・災害への心構えを高める	警戒レベル 1
洪水注意情報 大雨注意情報等 （気象庁が発表）	—	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	警戒レベル 2

—	・第2非常配備体制 (災害対策本部設置)	・各種情報の収集 ・災害時要援護者等の確認	—
避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令)	・災害対策本部員会議等において、避難準備・高齢者等避難開始発表の検討・決定	・災害時要援護者等は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、避難準備を開始	警戒レベル3
避難勧告 (市が発令)	・災害対策本部員会議等において、避難勧告の検討・決定	・通常の避難行動ができる者は避難行動を開始	警戒レベル4
避難指示(緊急) (市が発令)	・災害対策本部員会議等において、避難勧告の検討・決定	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は避難行動を直ちに完了 ・避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。	
災害発生情報 (市が発令)	・災害対策本部員会議等において、避難勧告の検討・決定	・命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5

※ 自然事象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の緊迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

※1 警戒レベル

水害・土砂災害において、「災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報（市が発令する避難情報）」とを関連付け、住民等が出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすくしたもの。

また、市は避難勧告等を適切な時期に適当な対象地域に発令するために、対象とする自然災害ごとに避難すべき地域及び避難勧告等の発令の判断基準などの策定を図るものとする。

(2) 避難情報の伝達等

市は、避難勧告等の避難に関する情報を発表した場合や災害に関して特に災害時要援護者へ伝達すべき情報がある場合には、防災行政無線（同報系）、広報車、市登録制メール配信等により伝達を行うが、情報伝達に時間を要することや体制的な限界を踏まえつつ、迅速かつ確実に伝達するため、災害時要援護者及びその支援者を含む地域住民にまで確実に情報が伝達できるよう伝達体制の整備をしていくものとする。

このためには、避難支援プラン（個別計画）を活用し、自主防災組織、行政区等の連携により災害時要援護者への避難等が確実にできるよう地域であらかじめ整備して置く支援体制によって情報伝達し、適切な指示ができるよう連絡体制の推進を図る。

ア 情報伝達体制の整備

災害情報及び避難情報等が正確に災害時要援護者に伝達されるように各種の災害

を想定してできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要がある。特に、防災行政無線による伝達は住民に対する情報を迅速かつ同時に伝達することが可能であり、災害発生時の情報伝達手段として非常に有効であるため、中枢的な伝達手段として運用していく。広報車や音声では認知されにくい者に対しては文字情報や市登録制メール配信等の活用により災害時要援護者の態様に応じた伝達体制を行う。

災害時要援護者への情報伝達はきめ細かく、相手の立場に立って積極的に行うとともに、ライフラインなど日常生活情報は細かく伝達するなど災害時要援護者に応じた情報伝達手段を準備しておく。

また、情報伝達に必要な専門的技術を有する盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者等を確保するため、県及び社会福祉協議会等の関係団体が実施する養成事業を周知するなど、市内に在住する人材の養成に努めるとともに、協力者名簿を作成するなどの支援体制の構築を図る。

イ 広報の実施体制の整備

災害に関する広報を迅速に行うために防災行政無線、広報車、避難所への掲示等のほか、自主防災組織、行政区等を通じて迅速かつ的確な広報活動を行う意識の醸成を図るとともに、民間放送事業者等のあらゆる広報媒体の協力を得る体制づくりを行う。また、市は、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元的な管理を行い、情報の混乱防止を図るものとする。

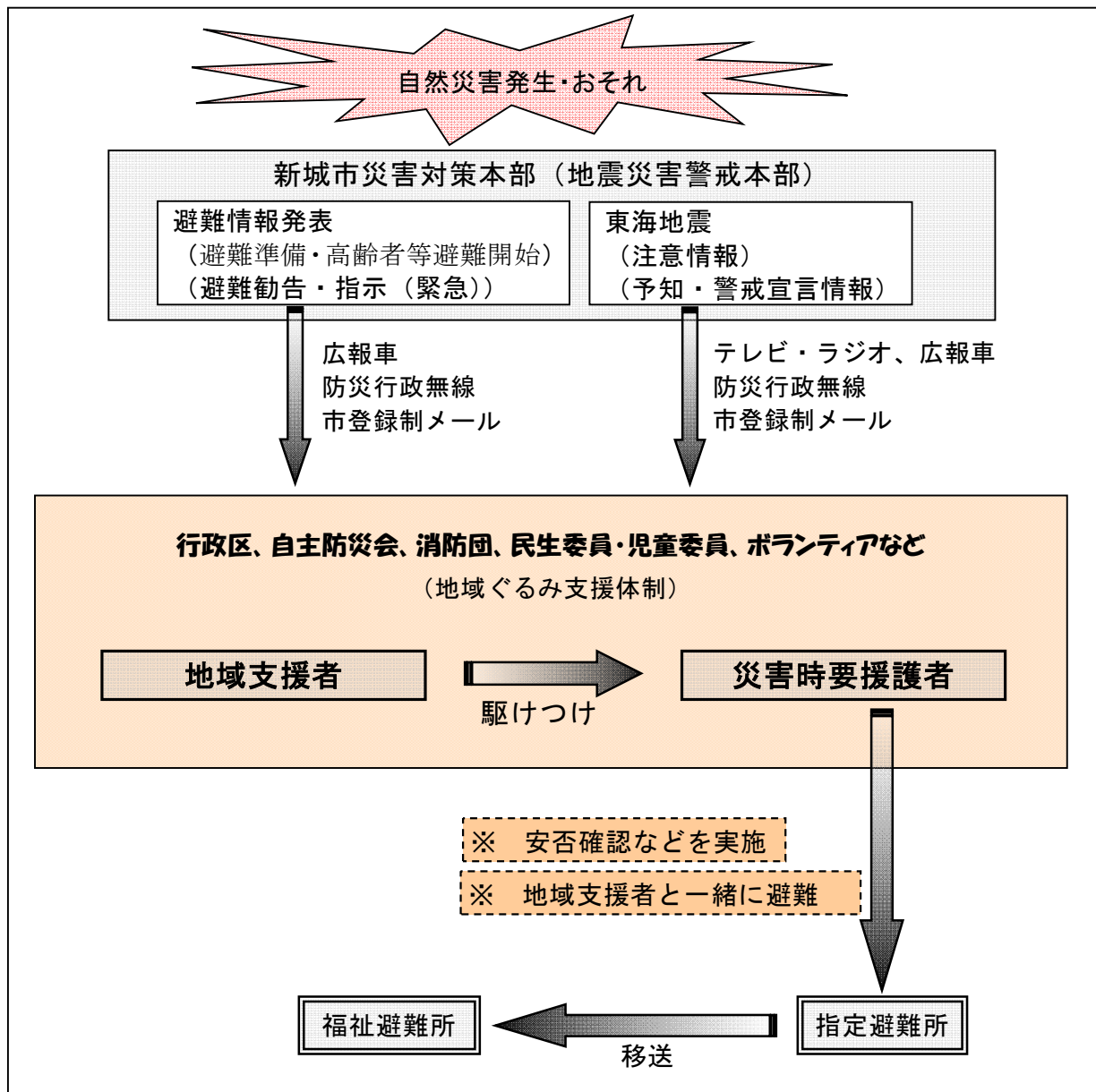
ウ 災害時要援護者のニーズに即した情報提供

災害時要援護者の被災を防ぐためには、避難所までの移動時間及び避難方法等を考慮し、避難を早期に完了させる必要がある。また、安全な状況下で避難するために避難が夜間になると予想される場合には、日没前に避難を完了できるように情報伝達を実施する必要がある。

災害発生時においては誰でも平常心を失っている中で、情報不足は一層不安感を募らせるものであり、災害時要援護者が安心して生活できるような的確な情報提供をしなければならない。情報提供に当たっては、情報ニーズは時間経過に伴って変化することを念頭に入れ、適切な時期に必要な情報を提供できるよう平常時から準備する。

- ① 災害発生直後に必要な、災害の状況、とるべき避難行動、避難所、避難所への安全な経路等避難に関する情報
- ② 居宅生活や避難所の生活に必要な食料・水・介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手に関する情報
- ③ 保健、医療、福祉サービスなど生活支援情報
- ④ 罹災証明、応急仮設住宅の申し込み、ライフラインの復旧状況等の情報
- ⑤ 市営住宅等の空き状況、入居申込みに関する情報等

避難情報伝達体制イメージ



5 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害時要援護者を含む多数の被災者が避難所で避難生活を送ることとなる。避難所となる施設について、市はあらかじめ災害時要援護者に配慮した避難者の収容対策を実施するとともに、通信手段の確保等施設設備の充実に努める。

また、一般の避難所の避難生活では支障をきたすような場合は、災害時要援護者が安心して生活ができるような生活支援の体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設等の社会福祉施設に収容することになるため、あらかじめ施設と協定等を締結するなど福祉避難所の指定に努める。

6 普及・啓発等

災害時要援護者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日頃から地域住民の防災意識を啓発していくことが大切である。また、災害時に災害時要援護者の身を守り安全な避難を支援するためには周りの支援だけでなく、災害時要援護者自身やその家族等の日頃の備えも必要である。

このため、市は、自主防災組織、関係機関、関係団体、ボランティア組織等と連携し、防災意識の啓発に努めることとする。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、ワークショップや講習会等の実施を通じて防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、災害時要援護者への対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要である。このため、災害時要援護者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及・啓発を図る。

(2) 防災訓練等の実施

地域住民や災害時要援護者の防災意識を高めていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、災害時要援護者に視点をおいた訓練を実施するほか、災害時要援護者が参加する訓練・講習会等を実施する。

(3) 災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて災害時要援護者及びその家族、地域支援者等に対し周知することが必要である。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト付きの文書等を使用し、簡易な言葉や漢字にはルビを振るなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努める。

なお、防災に対する正しい知識を災害時要援護者やその家族等に正しく理解してもらうため、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

(4) 災害時要援護者の備え

災害時に災害時要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者自身やその家族の日ごろの備えも必要である。災害時要援護者やその家族は、次の事項を参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、市は災害時要援護者や地域住民への啓発に努める。

① 隣近所や地域の各種団体等との連携

- ・ 最寄りの民生委員・児童委員や、自主防災組織のリーダー等が誰なのか把握しておく。
- ・ 地域のさまざまな組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくる。
- ・ 市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。

② 必要な支援内容の伝達

- ・ 災害発生に備え、どのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要としている時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急時の連絡先、医療機関、疾病名、使用薬、必要な医療器具等を記載した防災カード等の普及を進め、事前の支援体制の充実を図る。

③ 避難経路の確認

- ・ 自宅から避難所等までの経路を家族や地域支援者等とともに、実際に歩いてみて事前に確認する。

④ 非常持ち出し品等の準備

- ・ 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておく。
- ・ 特に、薬や医療器具等特別な持出品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておく。

⑤ 災害に備えた備蓄

- ・ 飲料水を1人1日3リットルを目安として最低1日分、できれば3日以上をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。
- ・ 電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食、菓子等を最低限1日分、できれば3日以上を備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。

⑥ 外出時の備え

- ・ 外出した際に災害に遭う場合も考えられる。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定される。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載した防災カードやブザー等それぞれの状態に応じて必要なものを携帯する。

⑦ 住宅の安全対策

- 地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要である。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀等についても同様に対応する。
- 室内にある家具や大型の電気製品は、固定器具等を使用して確実に固定する。家具等を固定できない場合は、居室内に持ち込まない工夫や倒れても被害を受けないような安全な配置等を考慮する。
- 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておく。
- 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておく。

第3章 警戒宣言発令時の対応

東海地震の発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣は「警戒宣言」を発令し、また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」を発表し、国民や防災関係機関に警戒を呼びかけることになっている。

「警戒宣言」及び「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が出された場合には、テレビやラジオで放送されるが、市においては防災行政無線や市登録制メール配信等を通じて情報を伝達することになっており、この警戒宣言の発表情報に接した場合の取組みについて周知に努める。

1 情報の提供

- ・ 自らでは情報の入手が困難な災害時要援護者に対して、市からの広報及び自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者等で事前に設けておく情報提供体制を機能させ、避難支援プラン（個別計画）を参考に「警戒宣言」及び「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発令を知らせる。
- ・ 伝達の確実性のため戸別訪問により避難準備の呼びかけを行う。
- ・ 対象者別の避難必需品を手元に用意して、いつでも持ち出せるようにしてもらう。
- ・ 家庭内の家具、設備、備品等について、地震時に倒壊、破壊及び飛散が起きないように再確認をしてもらう。さらに、避難器具の点検や危険物の安全点検等の警戒を呼びかける。

2 災害時要援護者の所在確認

- ・ 避難支援プラン（個別計画）や事前に作成した居住マップ等を用意し、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、地域支援者等は、災害時要援護者の住居変更の有無、身体状況、家族や近隣の支援体制状況等の確認を実施し、災害発生に備える。
- ・ 災害時要援護者と災害発生時の避難誘導の支援の必要性の有無を確認しておく。

3 救護・避難協力体制の確認

- ・ 災害発生時の災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者との連絡、地域住民の協力体制を確認し、又は整備する。
- ・ 救護・避難・火災対策等のため、地域住民の協力体制を整え、その対応に備える。また、地域住民に対して、災害時要援護者に異常があったときには医療機関や家族に緊急連絡を行うよう協力を依頼しておく。

4 水・食料・常備薬・非常持出品の確認

- ・ 災害時要援護者その家族等に水、食料、常時使用している医療用品・ケア用品、常備薬及び非常持ち出し品の準備や確保の呼びかけを行う。

第4章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、災害時要援護者に的確に災害情報を伝達し、地域ぐるみ支援体制による支援や地域住民同士の最大限の助け合いにより、適切に避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認を行い、避難が必要な場合には避難所等安全な場所に誘導する。

(1) 災害時要援護者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合や発生のおそれがあり、避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話回線のふくそうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は地域における住民の協力による方法が効果的であり、あらかじめ、避難支援プラン（個別計画）で定めた地域支援者を中心に、地域の住民や地域ぐるみ支援体制と協力しながら、自力で避難できない災害時要援護者の避難誘導を行う。

避難経路の選定に当たっては、急傾斜地付近や土砂災害や洪水など災害の危険な場所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難に照らし、場合によって避難が危険と判断されるときは避難できる範囲で最も安全な場所を選定して待機するなどの安全な避難の確保に努める。

また、安否確認については情報の伝達時や避難誘導時に行うことで一時的に確認できるが、確実を期するため平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所においても避難した災害時要援護者を把握する。

安否が確認できない災害時要援護者については、自主防災組織、消防署、消防団や警察に救助や確認を依頼する。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない災害時要援護者についても、できる限り迅速に安否確認や避難誘導に努める。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項

区 分	避難行動などの特徴と配慮したい主な配慮事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、帯紐でおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとる。 ・日ごろから服用している薬を携帯するように指示する。
認知症高齢者	・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応する。 ・激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
視覚障害者	・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所に誘導する。 ・地域支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩き、後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにする。 ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障害者に示す。
聴覚障害者 言語障害者	・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者・言語障害者から依頼があれば、メモ等での情報提供をする。
肢体不自由者	・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所に移動させる。 ・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行う。
内部障害者	・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送する。
知的障害者	・緊急連絡カード、療育手帳、普段から服用している薬等を携行するよう指示し、名札など氏名や連絡先等がわかるものを身につける。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったり

	しないで冷静に対応し、発作がある場合は速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。
精神障害者	・緊急連絡カード、精神障害者保健福祉手帳等や普段から服用している薬等を携行するよう指示する。 ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかける。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じて手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにする。 ・妄想や幻覚の訴えがある場合も強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめる。 ・強い不安や症状悪化が見られる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。
自閉症者	・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。
乳幼児	・保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求める。
妊産婦	・避難に転倒等による流産のおそれがある場合には家族等が付き添うように協力を求める。 ・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求める。
外国人	・日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらう。 ・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求める。

2 避難所における支援等

避難所の開設は、基本的に市が行うが、限られた職員だけでは災害時の混乱した状況に十分対応することができないため、地域における支援体制を担う住民組織の協力による運営が必要になる。また、避難所での生活をスムーズにするためにはリーダーを決定し、市、施設管理者と連携して、避難所の運営を行う。

災害時要援護者が避難所へ避難したのちは、ライフラインの復旧や住居の確保が可能となるまでの間、一般の被災者と共同で生活を送ることになるが、避難所での生活は災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、災害時要援護者にとっては過度のストレスが生じ生活そのものが困難な状況となる場合がある。

このため、避難所の運営においては、全体計画や個別計画を踏まえ、災害時要援護者に対して十分な配慮をしながら実施する。

(1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ災害時要援護者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動できる場所、出入りが楽な場所等を確保する。

また、心の健康の観点からも基本的な生活環境の確保は大変重要であり、テレビやラジオといった情報機器をはじめ、長期化する場合は専用のトイレ、冷暖房等の確保や災害時要援護者の出身地、性別、年齢等に配慮し、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努める。さらに、バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めるとともに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮する。

(2) 物資・食料等の調達

災害時要援護者が避難生活を送っていくためには、それぞれの心身等の状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする食料・生活物資等について、災害時要援護者に配慮した供給ができるようその調達・供給に努める。

食料や水については、予想される避難者の数に応じた量について供給体制が整うまでの間（災害発生後3日間程度）の必要量について備蓄を進める。

慢性腎臓患者など疾病に応じて食事に特別な医療的配慮を必要とする災害時要援護者については減塩・低カリウム等適切な食事の提供に努める。

なお、災害時要援護者に特に必要となる物資等については、次のようなものが想定される。

区 分	災害時要援護者対応物資等
食料・水	ビスケット、アルファ米、パック粥、粉ミルク、離乳食、ペットボトル水等
生活物資	哺乳瓶、生理用品、紙おむつ(乳幼児用、大人用)、電気ポット、カセ

	ットコンロ、ストーブ、車いす、補装具、補助具、簡易ベッド、介護食器等
その他	仮設トイレ、簡易トイレ

(3) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、避難所内へテレビやラジオ等を設置して報道機関による情報や、壁紙、チラシ等の方法による市等からの情報等を的確に災害時要援護者へ提供していくことが必要である。

このため、提供に当たっては災害時要援護者それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等さまざまな方法により実施する。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にはルビをふるとともに、図やイラストを用いるなど、誰でも分かりやすい表示に努める。

(4) 相談窓口の設置等

避難所には、一般の避難住民のために総合的な相談窓口が設置されることとなるが、災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なることや心身の状態等によっても異なることが考えられることから、具体的な災害時要援護者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門家の相談窓口を設ける等避難所での相談体制を整備する。

相談窓口には、女性相談員や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮する。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施する。

(5) 個別ニーズへの対応

災害時要援護者には、その障害等に応じてさまざまなニーズがあることから、災害時要援護者用の相談窓口や巡回相談等を実施し、個別ニーズを把握することとするが、把握するニーズには、次のようなことが考えられる。

① 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意する。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要である。

収容にはトイレに近い場所を確保し、避難所内の温度調節にも配慮する。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求める。

また、高齢者は服薬が必要な場合が多いことから投薬指導等医療機関との連携が必要である。

② 視覚者

情報については、放送や拡声器等により大声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳等に努める。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努める。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張る等、移動が楽にできるよう配慮する。

③ 聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙媒体や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は文字での掲示を実施し、手話通訳者等の配置について配慮する。紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけ分かりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるように配慮する。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努める。

④ 肢体不自由者

身体機能に合った安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保する。

車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保や修理に努める。

⑤ 知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションが取れず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りしたり、個室を確保するように配慮する。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関との連携に努める。

⑥ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、透析医療機関や県透析医会との連携調整を図りながら対応する。

⑦ 難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、これについては、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等についても調整する。

⑧ 妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるため、医療機関との連絡体制を確保する。

⑨ 外国人

日本語が理解できない外国人に対しては、避難者の中で外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳等の派遣をする。また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮する。

(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所等を適宜巡回し、健康状態の確認や健康面の相談に応じる体制を整える。健康相談の結果により、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討する。

(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、避難所のスペースの問題や他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定される。このような狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいるとエコノミークラス症候群となる危険性が高くなる。こうした避難生活を送っている災害時要援護者については、地域でつくる支援ネットワークの協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施する。

また、被災を免れた災害時要援護者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者とも協力しながら、できる限り早期にサービス体制の回復を図る。

(8) ボランティアとの連携

災害発生時には、災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとって大きな力となる。

ボランティア活動を効率よく稼動するためには、災害時要援護者のニーズ把握を的確に行いながら、避難所でのボランティア支援の受入れ体制を構築するなど、ボランティア活動が効果的に実施できるよう新城市防災ボランティアコーディネーターとの連携強化を図る。

(9) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念される。これらを防止するために、専門家等の協力を得ながら心のケアを実施する。

(10) 生活リズムの適正保持

災害時要援護者は、平常時から何らかの支援の下で生活している傾向があり、災害発生時はその傾向が一層強くなると考えられることから、災害時要援護者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保するようにする。

3 福祉避難所設置及び支援等

(1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した災害時要援護者は、避難所での生活に支障をきたすことも想定されるため、比較的施設がバリアフリー化され、生活相談員等の確保が比較的容易な福祉施設などは、災害時要援護者の利用に適しており、福祉避難所として指定することを検討する。なお、これらの福祉施設が不足する場合には、必要に応じ、ホテル、旅館等を福祉避難所として借上げを検討する。また、福祉避難所を開設したときは災害時要援護者及びその家族、地域住民等に速やかにその場所等を周知する。

○福祉避難所(例)

分 類	施 設 名 称
福祉施設	老人福祉センター、特別養護老人ホーム、デイサービス施設、短期入所施設等の福祉関係施設など
宿泊施設	ホテル、旅館、公的宿泊施設、その他宿泊機能のある施設など

(2) 対象者の選定

福祉避難所の収容者は、災害時要援護者の身体の状態が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者で、避難所での生活に支障をきたすため避難所生活に何らかの特別な配慮が必要な者及びその家族とするが、収容に当たっては、その実態を早急に調査し、福祉避難所への入所が適当であると判断した者は、できる限り迅速に入所させる。

(3) 対象者の移送

災害時要援護者の症状の急変等により、医療措置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。また、本市において福祉避難所の確保が困難なため他地区（近隣の市町村又は隣県）へ移送するに当たっては、県へ要請する。

(4) 緊急入所等の実施

避難所や福祉避難所及び在宅で生活できない災害時要援護者については、特別養護老人ホーム、障害者入所施設、児童養護施設等の社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等の措置を講ずる。

南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

令和 3年 3月

愛 知 県

平成28年3月策定
平成31年3月改定
令和 3年3月改定

目 次

第1章 基本方針

1 愛知県広域受援計画の位置付け……………	1
2 本計画の適用条件……………	2
3 南海トラフ地震発生時の初動対応……………	2
(1) 県災害対策本部	
(2) 市町村災害対策本部	
(3) 県、市町村災害対策本部共通	
4 政府現地対策本部等の関係機関との連携……………	3
5 タイムラインに応じた行動目標……………	4
6 経費負担……………	4

第2章 輸送ルートの確保に係る計画

1 要旨……………	6
2 緊急輸送活動の実施に必要なルート……………	7
(1) 陸路	
(2) 空路	
(3) 海路	
3 緊急輸送活動の実施に必要なルート（陸路）に対する発災時の措置……………	9
(1) 被害情報の収集・共有	
(2) 通行確保に関する措置	
(3) 交通規制の実施	
(4) 県民への協力要請	
4 緊急輸送活動の実施に必要なルート（海路）に対する発災時の措置……………	11

第3章 救助・救急、消火活動に係る計画

1 要旨……………	12
2 広域応援部隊等への派遣要請……………	12
(1) 警察災害派遣隊	
(2) 緊急消防援助隊	
(3) 自衛隊	
(4) 国土交通省 TEC-FORCE	
(5) 海上保安庁	
(6) 知事からの派遣要請がない場合における広域応援部隊等の行動	
3 広域応援部隊への情報提供……………	16
(1) 広域進出拠点、進出拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供	
(2) 広域進出拠点、進出拠点の変更に係る情報提供	

(3) 拠点施設への誘導に関する情報	
(4) 応援活動用の地図等	
4 部隊間の活動調整	18
5 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶の運用調整	18
(1) 県内における航空機の運用調整	
(2) 県域を越える場合の航空機の運用調整	
(3) 県内における艦船・船舶の運用調整	
(4) 県域を越える場合の艦船・船舶の運用調整	
6 域内部隊及び広域応援部隊の活動に必要な拠点	19
(1) 救助活動拠点の確保	
(2) 救助活動拠点の開設	
7 発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性のある地震が発生した場合への対応	20

第4章 医療活動に係る計画

1 要旨	21
2 発災直後の県の措置	21
(1) 愛知県保健医療調整本部の設置及び必要な人員の配置	
(2) 医療機関の被災状況の把握	
3 発災直後のDMAT等の受入れ等	22
(1) DMAT等受援活動の概要	
(2) 発災直後のDMAT派遣	
4 広域医療搬送活動	25
(1) 広域医療搬送活動の概要	
(2) 主な機関の役割分担	
(3) 広域医療搬送体制	
(4) 広域医療搬送活動の実施	
5 DMAT以外の医療チームの派遣要請	29
6 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供	29

第5章 物資調達に係る計画

1 要旨	30
2 県及び市町村の事前の措置	30
3 広域物資輸送拠点及び国のプッシュ型支援	31
(1) 広域物資輸送拠点	
(2) 地域内輸送拠点	
(3) 広域物資輸送拠点ごとの物資必要量	
(4) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び必要調達・供給量	

(5) 飲料水の必要量及び調達計画	
4 緊急物資受け入れに関する県の組織体制	35
(1) 本部チーム	
(2) 物資搬送チーム（応援物資要員）	
5 広域物資輸送拠点に輸送された物資の市町村への配分	37
(1) 県のプッシュ型輸送の実施	
(2) 配分先市町村及び地域内輸送拠点	
(3) 市町村別の物資配分量	
6 県内の物資輸送（市町村への輸送手段）	38
7 県から国への物資支援の要請（プル型支援の要請）	39
8 義援物資の受入れ	39

第6章 燃料調達、電気・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料調達	
1 要旨	40
2 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給	41
3 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	41
(1) 事前の対策	
(2) 発災時の対応	
4 臨時の給油施設の開設	42
(1) 事前の対策	
(2) 災害時の対応	
5 航空機用救助活動拠点における燃料供給	42
6 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保	43
(1) 製油所・油槽所へのアクセス	
(2) 県民に対する情報の周知及び呼びかけ	
II 電気・ガスの臨時供給	
1 要旨	44
2 業務継続が必要な重要施設への臨時供給	44
(1) 電力	
(2) ガス	
III 通信の臨時確保	
1 要旨	46
2 業務継続が必要な重要施設における臨時確保	46

第7章 防災拠点

1 防災拠点の種類及び機能	47
2 大規模な広域防災拠点	48

別表

- 別表 2-1 愛知県内の緊急輸送ルートの路線及び区間
- 別表 2-2 交通規制対象路線
- 別表 2-3 大規模地震発生時における緊急交通路指定予定路線及び区間
- 別表 2-4 検問所(交付・選別・閉鎖 IC)一覧
- 別表 2-5 愛知県内の「中部版くしの歯作戦」対象路線
- 別表 2-6 拠点間の標準アクセスルート
(災害拠点病院～航空搬送拠点(愛知県名古屋飛行場))
- 別表 2-7 拠点間の標準アクセスルート(広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点)
- 別表 3-1 救助活動拠点候補地、航空機用救助活動拠点候補地一覧
- 別表 4-1 災害拠点病院一覧
- 別表 5-1 地域内輸送拠点一覧
- 別表 5-2 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【食料】
- 別表 5-3 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【毛布】
- 別表 5-4 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量
【乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク】
- 別表 5-5 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【乳児・小児用おむつ】
- 別表 5-6 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【大人用おむつ】
- 別表 5-7 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【携帯・簡易トイレ】
- 別表 5-8 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【トイレットペーパー】
- 別表 5-9 国のプッシュ型支援による物資の市町村配分量【生理用品】

別図

- 別図 2-1 拠点間の標準アクセスルート一覧図
(災害拠点病院～航空搬送拠点(愛知県名古屋飛行場))
- 別図 2-2 拠点間の標準アクセスルート一覧図詳細版
(災害拠点病院～航空搬送拠点(愛知県名古屋飛行場))
- 別図 2-3 拠点間の標準アクセスルート一覧図
(広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点)
- 別図 2-4 拠点間の標準アクセスルート一覧図詳細版
(広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点)
- 別図 3-1 救助活動拠点候補地一覧図
- 別図 3-2 救助活動拠点候補地一覧図(詳細版)

第1章 基本方針

1 愛知県広域受援計画の位置付け

- (1) 愛知県広域受援計画（以下「本計画」という。）は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 29 年 6 月 23 日 中央防災会議幹事会。以下「具体計画」という。）に基づき、南海トラフ地震発生時に、国が地方公共団体に対して行う応援について、本県が迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するのに必要な対応について定めたものである。
- (2) 本計画では、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルートの確保活動、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電気・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保について、迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、県が行うべき事項を中心に、当該事項に関連して市町村、その他防災関係機関（指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の組合、県、市町村等と協定を締結した事業者を含む。以下同じ。）等が実施すべき役割等を定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震発生時の対応についても定めている。
- (3) 本計画は、愛知県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）、愛知県地域保健医療計画等の県策定の個別計画及び市町村策定の個別計画との整合を図りつつ定めるものである。
- (4) 南海トラフ地震発生後に被害状況が明らかとなった場合には、それに応じて適切に本計画に記載した活動内容を変更する。
- (5) 本計画は、具体計画のほか、県被害予測調査（「平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」（平成 26 年 3 月愛知県））に基づき策定している。
- (6) 本計画は、南海トラフ地震発生時における本計画の実効性を高めていくため、具体計画の修正、実動訓練・図上訓練等を通じた検証、国・県・市町村・その他防災関係機関等の体制変更、施設や資機材等の整備の進捗に応じて、随時必要な見直しを行う。また、本計画に関する個別具体的な運用計画等については、今後、関係機関において調整の上、詳細な内容を確定していくものとする。

2 本計画の適用条件等

- (1) 次のいずれかの場合には、国は被害全容の把握を待つことなく、国の具体計画に基づく災害応急対策活動を開始することから、県及び市町村は、本計画に基づく対応を実施する。

ア 地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成 23 年 8 月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下「モデル検討会」という。）において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国・九州地方のいずれの地域においても、震度 6 強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域で M8.0 以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合

- (2) 本計画は、(1) の判断基準を満たさない大規模地震が発生した場合にも、国の応援の状況を踏まえつつ、必要に応じて本計画の一部又は全部について適用する。

- (3) なお、(1) ア、イの場合に、緊急災害対策本部の調整の下で行われる、DIS（Disaster Information Systems：地震防災情報システム）による都府県ごとの被害推計結果及び実際の被害状況を踏まえた広域応援計画の修正に留意する。

3 南海トラフ地震発生時の初動対応

- (1) 県災害対策本部

ア 具体計画に基づく広域応援については、本計画により対応する。

イ 国の情報先遣チーム又は政府調査団の派遣、若しくは緊急災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）の設置前は、緊急災害対策本部等に対し被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他災害応急対策に必要な要請を行う。

ウ 県外からの応援部隊が来るまでの間は、県内に所在している警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、人命救助のための活動等を実施する。

エ 救助活動等は、県地域防災計画等に定められた災害応急対策に基づき実施する。

- (2) 市町村災害対策本部

ア 県外からの応援部隊が来るまでの間は、市町村内に所在している警察、消防等の防災関係機関と自主防災組織等で人命救助のための活動等を実施する。

イ 県災害対策本部（県方面本部）に対して、速やかに被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請を行う。

ウ 救助活動等は、市町村地域防災計画等に定められた災害応急対策に基づき実施する。

（３）県、市町村災害対策本部共通

県外からの応援部隊等が迅速に人命救助のための活動を開始できるよう、応援部隊等の展開に必要な緊急輸送ルート、救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の使用可否情報や県内の被害状況の提供、その他の必要な支援を実施する。

４ 政府現地対策本部等の関係機関との連携

（１）救助活動等は、県内の市町村、防災関係機関に加え、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整及び連携し、情報を共有することが必要である。

（２）広域的な応援を円滑に受け入れ、災害応急対策を効果的に実施するため、県災害対策本部は、政府現地対策本部との合同会議等を通じて、情報共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

（３）愛知県内に政府現地連絡調整室等が設置される場合（※）には、本計画における政府現地対策本部に準じた対応を図るものとする。

（※）政府現地対策本部が複数の都道府県の区域を所管する場合、所管区域全体における情報の収集等を円滑かつ迅速に行うため、必要に応じて、所管区域内の各都道府県（現地対策本部設置都道府県を除く。）の庁舎等に政府現地連絡調整室又は政府現地災害対策室を設置、若しくは情報連絡要員を派遣する場合がある。

（４）県は、政府現地対策本部が開催する以下の会議において、関係機関との情報共有及び必要な調整を行う。

ア 合同会議

政府現地対策本部及び県災害対策本部が、気象情報、被害状況等について情報共有を図るとともに、救助・救急活動、DMAT 等による医療活動、緊急輸送ルート、物資搬送、燃料確保等の災害応急対策に係る調整を目的とする。

イ 連絡会議

関係する省庁、県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者による、災害毎に設定するテーマ（主な災害対応）に沿った、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を目的とする。

ウ 調整会議

連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を目的とする。

エ 現地作業調整会議

電力供給網、通信網等に支障が生じた場合に、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等が、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じたライフライン事業者の事業所等の現場での実働部隊の詳細な調整を目的とする。

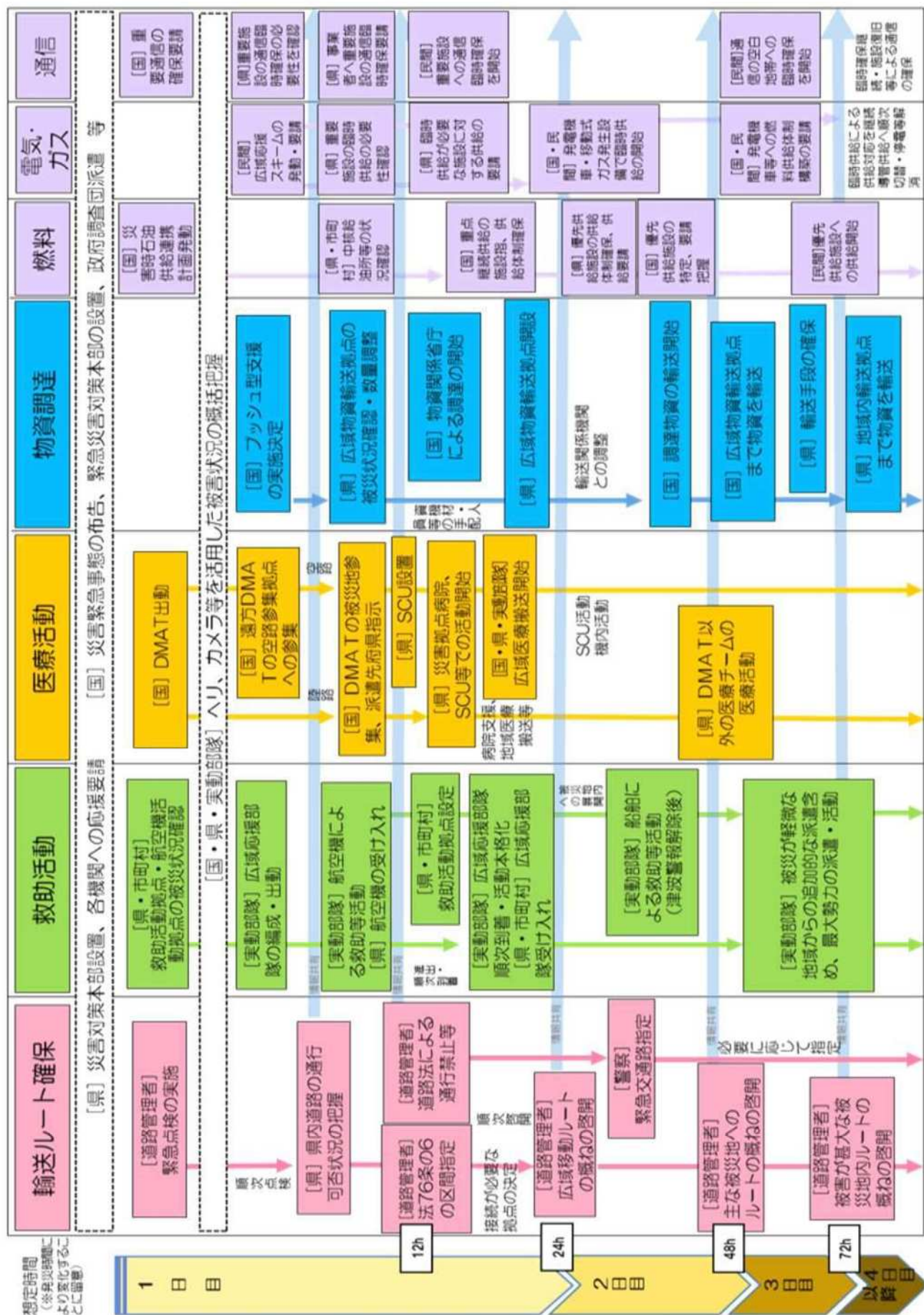
5 タイムラインに応じた行動目標

- (1) 具体計画で示された発災からの経過時間に応じたタイムラインに基づき、本計画におけるタイムラインを図1-1のとおり設定する。
- (2) 防災関係機関等はこのタイムラインを踏まえ、県災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な災害応急対策を実施する。
- (3) このタイムラインに定めた内容は、国・県・市町村等の複数の防災関係機関等が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資調達、燃料調達、電気・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関等の実情に応じて相違があることに留意する必要がある。

6 経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関等が負担する。

図1-1 南海トラフ地震における国・県・実動部隊等による各活動の想定されるタイムライン（イメージ）

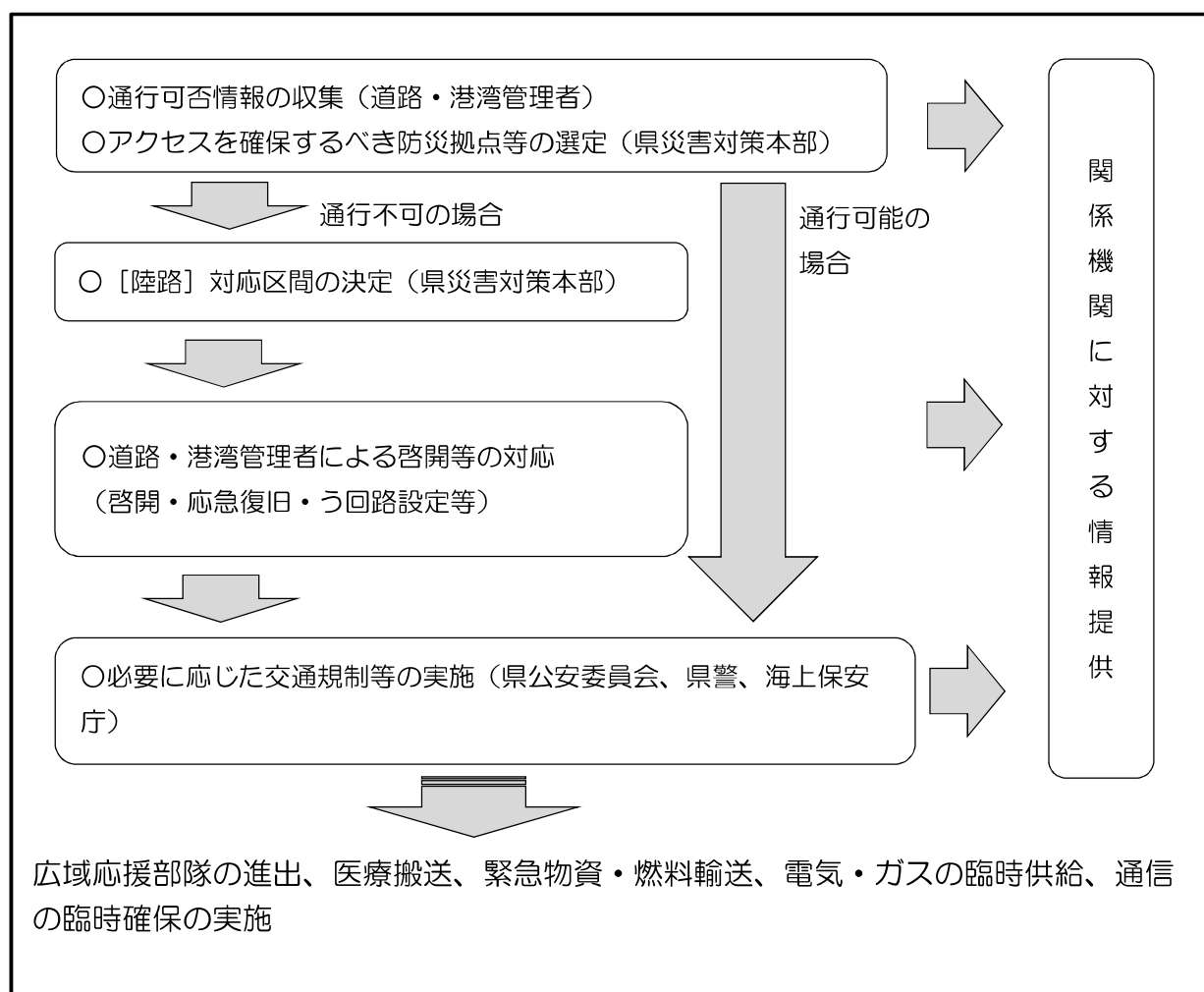


第2章 輸送ルートの確保に係る計画

1 要旨

- (1) 県は、被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるよう、輸送ルートの確保に関する計画を事前に定める。
- (2) 被災地への進出経路については、陸路を基本とするが、道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて、空路又は海路を活用する。

図2-1 【参考】輸送ルートの確保に関する発災後の対応フロー



2 緊急輸送活動の実施に必要なルート

(1) 陸路

ア 具体計画で定められた愛知県内の緊急輸送ルートは、別表2-1のとおりである。

なお、緊急輸送ルートは、県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、高速道路及び主要国道を中心に、全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が想定される地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するための必要最低限のルートとして選定されたものである。

イ 大規模災害時の交通規制対象路線（緊急交通路）及び検問所は、別表2-2、別表2-3及び別表2-4のとおりである。

ウ 県地域防災計画で指定した「中部版くしの歯作戦」(※)対象路線（愛知県内部分）は、別表2-5のとおりである。

(※) 国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備え、救援・救護活動、緊急物資輸送を迅速に行うための道路啓開オペレーション計画。

エ 上記ルートに加え、県の災害応急対策に活用する災害拠点病院、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点にアクセスするルートについて、別表2-6、別図2-1、2-2（災害拠点病院～航空搬送拠点）及び別表2-7、別図2-3、2-4（広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点）に示す。

オ 関係機関は、発災後、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送活動の実施に必要な道路に対して、通行可否情報の収集・共有、必要に応じて啓開・応急復旧、交通規制等の通行確保のための活動を最優先で実施する。

カ アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標については、表2-1のとおりとする。なお、表中に示した「アクセスを確保すべき目的地（防災拠点等）」は、基本的な考え方を示したものであり、発災状況に応じて本計画にない防災拠点等へのアクセスの確保が求められる場合もある。また、確保目標についても、優先順位の指標を示したものであり、被災状況及び災害応急対策活動の状況に応じて変更が生ずる場合がある。

表２－１ アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標

用途	アクセスを確保すべき目的地（防災拠点等）	起点	確保目標
災害対策全般	県方面本部	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
	市町村災害対策本部	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
救助関係	航空機用救助活動拠点（愛知県名古屋飛行場以外）	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
	救助活動拠点	緊急輸送ルート	概ね１～３日以内
医療関係	航空搬送拠点（愛知県名古屋飛行場）	緊急輸送ルート	概ね１日
	災害拠点病院	航空搬送拠点（愛知県名古屋飛行場）	概ね２日以内
物資関係	広域物資輸送拠点	高速・有料道路ＩＣ（又はＪＣＴ）	概ね３日以内
	地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点	概ね４日以内
燃料関係	製油所・油槽所	高速・有料道路ＩＣ	概ね３日以内
その他輸送関係	海上輸送拠点（耐震強化岸壁のあるふ頭）	緊急輸送ルート	概ね７日以内

※ 「高速・有料道路ＩＣ」は、国の緊急輸送ルートに指定された道路上のＩＣとする（ＪＣＴに接続する場合も同様）。

※ 各拠点の定義・内容等については第７章を参照。

※ 救助活動拠点は、施設の被災状況及び道路状況を考慮して、各部隊と調整の上決定するため、広域応援部隊の進出状況に応じて、開設及び接続確保の時期に差が生ずる。

（２） 空路

ア 県災害対策本部は、政府現地対策本部に対して、航空機による広域応援部隊の人員輸送を行う場合は、発災後の点検により使用可能であることを確認の上、愛知県名古屋飛行場を使用するよう要請する。

イ 被災状況等を勘案し、愛知県名古屋飛行場の使用が難しい場合には、中部国際空港を使用するよう要請する。

（３） 海路

ア 海上輸送拠点は、陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾である。

イ 具体計画に定める愛知県内の海上輸送拠点は、表２－２のとおりである。

表 2-2 愛知県内の海上輸送拠点

港湾名	耐震強化岸壁	港湾管理者	製油所・油槽所
名古屋港	潮凧ふ頭 28、29 号岸壁 大江ふ頭 38 号岸壁 鍋田ふ頭 T 2、T 3 岸壁 飛島ふ頭 T S 1、T S 2 岸壁	名古屋港管理組合	○
衣浦港	武豊北埠頭 1 号岸壁 西 3 号岸壁 東 4 号岸壁	愛知県	
三河港	蒲郡埠頭 9 号岸壁 船渡埠頭 3 号岸壁 田原埠頭 2 号岸壁 神野埠頭 7 号岸壁	愛知県	
一色漁港	耐震強化岸壁	愛知県	

ウ 県災害対策本部は、発災後、海上輸送拠点として活用する港湾の被災状況について、港湾管理者より情報を収集し、政府現地対策本部を始めとする関係機関の間で共有する。

エ 県災害対策本部は、海路による輸送を実施する場合には、必要に応じて、港湾管理者、道路管理者との調整を行い、緊急輸送ルートから利用する岸壁までアクセスする道路の通行を確保する。

3 緊急輸送活動の実施に必要なルート（陸路）に対する発災時の措置

（１）被害情報の収集・共有

ア 道路管理者は、発災後、図 1-1 のタイムラインを念頭に、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送道路の点検、道路啓開等を行う。

イ 道路管理者は、緊急輸送ルート等に関する以下の情報について収集し、県災害対策本部に報告する。

（ア）通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む。）

（イ）通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びに当該区間のう回路情報を含む。）

（ウ）点検中区間（点検完了の見通しを含む。）

（エ）未点検区間（未点検の要因を含む。）

ウ 県災害対策本部は、収集した緊急輸送ルート等の通行可否情報、通行止め区間に対するう回路情報等を、政府現地対策本部に報告し、併せて関係機関等の間で共有する。

（２）通行確保に関する措置

ア 県災害対策本部は、図１－１のタイムラインを念頭に、被害状況、応援部隊の進出状況等を踏まえ、関係機関等と調整の上、アクセスを確保すべき防災拠点等について決定するとともに、優先的に通行確保（道路啓開、う回路設定等）を実施する区間について決定し、道路管理者に対して、通行確保に必要な措置の要請又は指示を行う。なお、区間の決定に当たっては、「中部版くしの歯作戦」に基づく道路啓開活動との連携に留意する。

イ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやＵＡＶ（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

ウ 道路管理者等は、自らの管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行うとともに、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、政府現地対策本部で必要に応じ協議をするなど関係機関が協力して必要な措置をとる。

（３）交通規制の実施

ア 道路管理者は、道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に実施する。

イ 県警察は緊急通行車両等の通行を確保するために、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。

ウ 県公安委員会は、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道路啓開状況を考慮の上、必要に応じて、高速道路の他、防災拠点等へ通じる主要な道路について、緊急交通路に指定する。

エ 県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要であると認めるときは、法第 76 条の 4 第 1 項に基づき、道路管理者等に対し、法第 76 条の 6 の規定に基づく車両の移動等の措置をとることを要請する。

（４）県民への協力要請

緊急輸送道路の確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など県民の理解・協力が不可欠である。

そのため、県災害対策本部は一般車両の通行禁止等について、広く県民に協力を要請する。

(県民への協力要請の例)

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車し、緊急通行車両等の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

4 緊急輸送活動の実施に必要なルート（海路）に対する発災時の措置

(1) 港湾管理者は、発災後、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて表2-2の海上輸送拠点の点検を行う

(2) 港湾管理者は、表2-2の海上輸送拠点について、「伊勢湾港湾機能継続計画」（伊勢湾BCP）（※）における広域連携体制により優先的に航路啓開を行う拠点として選定された場合には、港湾施設の使用に関する必要な調整を行う。

(※)「伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」（平成26年10月策定 伊勢湾港湾広域防災協議会）に基づき伊勢湾の広域連携体制の構築と、広域連携課題への対応及び港湾物流機能に関わる関係機関の情報共有について、基本的な考え方と関係機関の役割等を定めたものであり、個別の港湾BCP（名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港、津松坂港）と相互に連携するものである。

(3) 国土交通省中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、「伊勢湾BCP」等に基づき、海上輸送拠点として利用する岸壁、使用可能な製油所・油槽所等へアクセスする航路の障害物確認、除去及び水路の測量を早期に実施する。

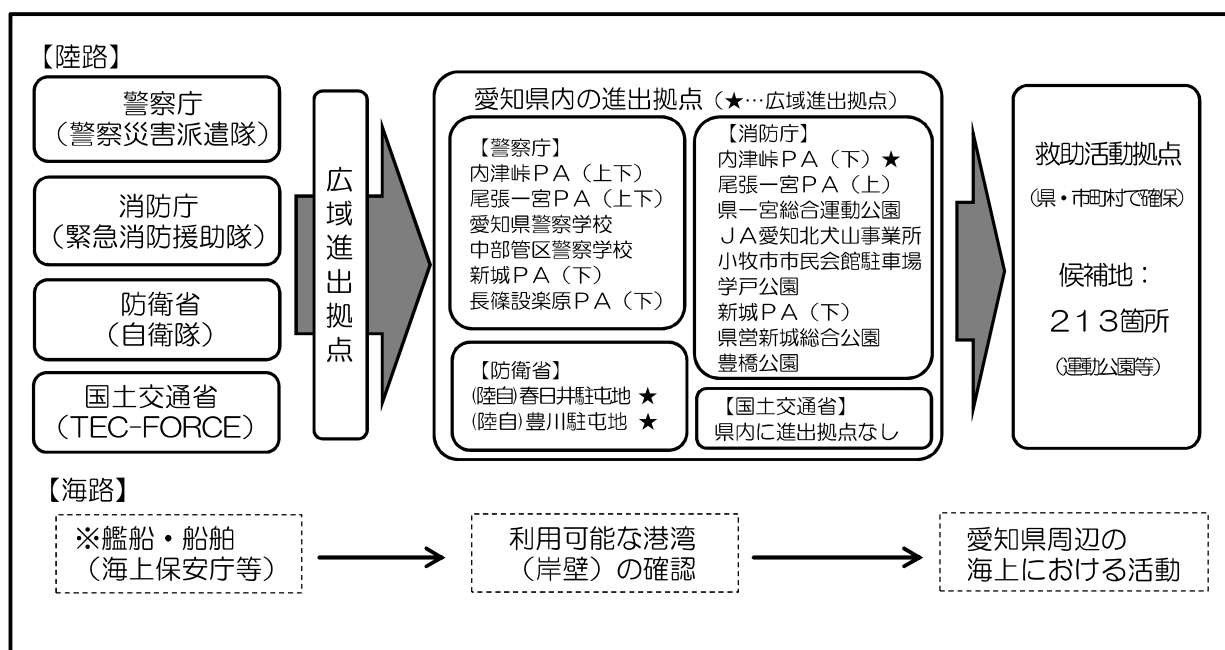
(4) 県災害対策本部は、発災後、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて海上輸送拠点以外の地域防災計画に位置付けられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場等の活用を検討することとし、そのため各管理者は当該施設の点検を行う。

第3章 救助・救急、消火活動に係る計画

1 要旨

県は、緊急消防援助隊、自衛隊及び海上保安庁への派遣要請を行うとともに、被災地域内で動員する警察、消防、国土交通省 TEC-FORCE（以下「域内部隊」という。）及び県外から派遣される警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）が使用するにあらかじめ定めた救助活動拠点の開設、広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れ、広域応援部隊及び海上保安庁（以下「広域応援部隊等」という。）が行う災害応急対策活動について必要な調整を行う。

図3-1 【参考】広域応援部隊等の県内への進出の流れ



2 広域応援部隊等への派遣要請

（1）警察災害派遣隊

県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

ア 援助の要求

県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、交通規制、救出救助等

の活動に必要な警察官、装備資機材等の応援要請を行う。

イ 任務

- (ア) 情報の収集及び連絡
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 救出救助
- (エ) 検視、調査及び身元確認の支援
- (オ) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (カ) 行方不明者の搜索
- (キ) 治安の維持
- (ク) 被災者等への情報伝達
- (ケ) その他県警察本部長が特に指示する活動

ウ 派遣要請手続等

派遣要請に係る必要な手続等については、県警本部が行う。

(2) 緊急消防援助隊

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「緊援隊アクションプラン」という。）に基づき、消防庁から緊援隊アクションプランの適用の連絡を受けた場合は、県は速やかに県内消防本部にその旨を連絡するとともに、消防応援活動調整本部を設置する。なお、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁へ報告する。

ア 市町村長からの応援要請のための連絡

- (ア) 各消防本部は、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断する。十分な対応が取れないと判断した場合は、緊急消防援助隊の応援要請を検討する。
- (イ) 市町村長は、検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。

イ 知事から消防庁長官への応援等要請

知事は、緊急消防援助隊応援要請連絡により、消防庁長官に対して要請する。なお、市町村からの連絡を待ついとまがないと判断する場合は、市町村長からの連絡を待たないで応援要請を行う。

ウ 消防庁長官による出動の指示及び応援決定

消防庁長官は各県の報告を踏まえ、応援県に対し出動の指示を行うとともに、本県に対し応援決定の通知をする。

エ 市町村長等への連絡

知事は、消防庁長官から応援等決定通知を受けた場合は、速やかに被災地の市町村長及び代表消防機関（名古屋市消防局）の長へ連絡する。

オ 市町村の受入れ体制の整備

応援決定を受けた市町村の消防本部は、応援隊の受入れ体制を整えるとともに、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を設置する。

(3) 自衛隊

知事は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第 10 師団長等に対して要請する。

ア 自衛隊の災害派遣の要請

知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

イ 災害派遣要請の内容

- (ア) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (イ) 火災に対し、消防機関に協力して行う消火活動
- (ウ) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (エ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- (オ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (カ) 道路又は水路の確保の措置
- (キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (ク) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (ケ) 被災者に対する炊飯及び給水支援
- (コ) 防災要員等の輸送
- (サ) 連絡幹部の派遣
- (シ) その他知事が必要と認め要請した事項

ウ 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第 10 師団長等に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行うことができる。この場合には、事後速やかに要請書を提出しなければならない。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、救助活動拠点に関する情報等）

エ 市町村長の災害派遣要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対して、上記ウの事項を明示した要請依頼書により、自衛隊の派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を知事へ提出しなければならない。

また、知事への依頼ができない場合は、その旨当該地域に関わる災害の状況を自衛隊に通知し、知事に対しても、その旨を速やかに通知する。

オ 市町村長への連絡

知事が派遣要請をしたときは、派遣要請依頼のあった市町村長へ、自衛隊派遣を要請した旨を伝える。

カ 市町村長の受入体制の整備

知事から、派遣要請をした旨の連絡を受けた市町村長は、受入体制を整える。

(4) 国土交通省 TEC-FORCE

知事は、国土交通省 TEC-FORCE の応急措置等の実施が必要と認める場合は、中部地方整備局長等に対し、応急措置等の実施要請を行う。

ア 応急措置等の実施要請

知事は、応急措置等の実施事項等を明らかにして、応急措置等の実施を要請する。

イ 応急措置の実施要請事項

- (ア) 車両・航空機等による被害状況の把握
- (イ) 緊急輸送ルートの確保（道路及び航路の啓開）
- (ウ) 施設・設備等の二次災害防止対策
- (エ) 浸水地域における緊急排水
- (オ) 応急復旧対策等の技術的指導
- (カ) 緊急・代替輸送等に係る輸送支援
- (キ) 空港施設の復旧
- (ク) その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援

ウ 応急措置の実施要請先

知事は、上記イの（ア）から（オ）及び（ク）の事項について応急措置の実施を要請するときは、中部地方整備局長へ、上記イの（カ）の事項について応急措置の実施を要請するときは中部運輸局長へ、上記イの（キ）の事項について応急措置の実施を要請するときは大阪航空局長へ要請する。

エ 応急措置の実施の要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした要請書により、中部地方整備局長等に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができる。この場合、事後速やかに要請書を提出しなければならない。

- (ア) 災害の状況及び応急措置等を要請する理由
- (イ) 応急措置等を希望する期間
- (ウ) 応急措置を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

オ 市町村長の県への応急措置等の実施要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を実施するため、必要があるときは知事に対して、上記ウの事項を明示した要請書により、国土交通省 TEC-FORCE の応急措置の実施の要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を知事へ提出しなければならない。

(5) 海上保安庁

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、第四管区海上保安本部長に対し、応急措置の実施要請を行う。

ア 応急措置の実施要請

知事は、応急措置の実施事項等を明らかにして、応急措置の実施を要請する。

イ 応急措置の実施要請事項

- (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (イ) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (ウ) その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援

ウ 応急措置の実施の要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書により、第四管区海上保安本部長に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請書を知事へ提出しなければならない。

- (ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由
- (イ) 応急措置を希望する期間
- (ウ) 応急措置を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 市町村長の県への応急措置の実施要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を実施するため、必要があるときは知事に対して、上記ウの事項を明示した要請書により、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を知事に提出する。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、海上保安官署を通じ、直接第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡する。

(6) 知事からの派遣要請がない場合における広域応援部隊等の行動

ア 知事からの派遣要請がない場合であっても、総務省消防庁は消防組織法第 44 条第 2 項の規定に基づき緊急消防援助隊を、防衛省は自衛隊法第 83 条第 2 項の規定に基づき自衛隊を派遣することができる。

イ また、知事からの要請がない場合であっても、警察法、海上保安庁法に基づいて救助活動、消火活動等を行うため、警察庁は警察災害派遣隊等を、海上保安庁は所属の巡視船艇及び航空機等を派遣することができる。

3 広域応援部隊への情報提供

(1) 広域進出拠点、進出拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供

県災害対策本部は、政府現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）に対して、広域進出拠点、進出拠点等に関する情報を提供するように依頼する。また、県災害対策本部は、求めに応じて、政府現地対策本部及び広域応援部隊に対して、進出拠点等の調整に必要な情報提供を行う。なお、具体計画に定められた愛知県内における広域進出拠点及び進出拠点については、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 愛知県内の広域進出拠点・進出拠点一覧

施設名称	所在地	アクセス (最寄りの緊急輸送道路)	警察 庁	消防 庁	防衛 省
豊橋公園	豊橋市	国道 1 号		○	
尾張一宮 P A (上り)	一宮市	名神高速道路	○	○	
尾張一宮 P A (下り)	一宮市	名神高速道路	○		
愛知県一宮総合運動場	一宮市	国道 155 号		○	
内津峠 P A (上り)	春日井市	中央自動車道	○		
内津峠 P A (下り)	春日井市	中央自動車道	○	◎	
愛知県警察学校	春日井市	県道内津勝川線 (508 号)	○		
陸上自衛隊春日井駐屯地	春日井市	県道高蔵寺小牧線 (199 号)			◎
陸上自衛隊豊川駐屯地	豊川市	県道国府馬場線 (5 号)			◎
J A 愛知北犬山事業所	犬山市	国道 41 号		○	
中部管区警察学校	小牧市	県道高蔵寺小牧線 (199 号)	○		
小牧市市民会館駐車場	小牧市	国道 155 号		○	
新城総合公園	新城市	国道 257 号		○	
新城 P A (下り)	新城市	東名高速道路	○	○	
長篠設楽原 P A (下り)	新城市	新東名高速道路	○		
学戸公園	蟹江町	県道一宮蟹江線 (65 号)		○	

【凡例】◎：広域進出拠点 ○：進出拠点（各拠点の定義については第 7 章参照）

(2) 広域進出拠点、進出拠点の変更に係る情報提供

大規模地震の発生により、広域応援部隊が定められた広域進出拠点、進出拠点への到達が困難となった場合には、県災害対策本部は政府現地対策本部と協議し広域進出拠点、進出拠点を変更し、その結果を政府現地対策本部に対して、広域応援部隊へ速やかに伝達するよう依頼する。

(3) 拠点施設への誘導に関する情報

県災害対策本部は、次の情報を広域応援部隊に提供するとともに、必要に応じて拠点施設に誘導する。

ア 災害の状況及び被災区域

イ 県災害対策本部、県方面本部への連絡方法、連絡先一覧

ウ 応援要請事項

エ 救助活動拠点施設の周辺地図

オ 救助活動拠点施設までの緊急輸送ルート

(4) 応援活動用の地図等

県方面本部及び市町村災害対策本部は、必要に応じて次の地図等を広域応援部隊に提供する。

ア 広域応援部隊の活動区域

イ ヘリコプター臨時離発着場の位置

ウ 災害拠点病院の位置

エ 利用可能な燃料供給施設（中核給油所等）の位置

オ その他広域応援部隊が必要とする情報等

4 部隊間の活動調整

(1) 域内部隊、広域応援部隊等の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、県災害対策本部及び市町村災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報、要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。

(2) 災害現場で活動する域内部隊及び広域応援部隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team、以下「DMAT」という。)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、県・市町村の災害対策本部及び政府現地対策本部並びに実動部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努める。

5 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶の運用調整

(1) 県内における航空機の運用調整

ア 大規模地震発生時には、情報収集、人命救助、医療搬送等における航空機の有効かつ適切な運用が求められることから、県災害対策本部は、必要に応じて、警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE、海上保安庁等とともに、これらの機関が保有する航空機の県内における運用調整を行う。

イ 航空機を保有する各機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に積極的に参加し、協力するよう努める。

（２）県域を越える場合の航空機の運用調整

広域医療搬送や陸路到達困難地域における大規模な空からの救出・救助、消火活動等、都道府県域を越えて国レベルでの航空機の運用調整を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部が主体となって調整を行うこととし、県災害対策本部は、必要に応じて、運用調整に必要な情報（被災状況、航空機活動拠点の使用可否、燃料の確保状況等）について、政府現地対策本部を通じて共有を図る。

（３）県内における艦船・船舶の運用調整

大規模地震発生時には、情報収集、人命救助、医療搬送、物資輸送等における艦船・船舶の有効かつ適切な運用が求められることから、県災害対策本部は、必要に応じて、警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE、海上保安庁等とともに、これらの機関が保有する艦船・船舶の県内における運用調整を行う。

（４）県域を越える場合の艦船・船舶の運用調整

都道府県域を越えて国レベルでの艦船・船舶の運用調整を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行うこととし、県災害対策本部は、必要に応じて、運用調整に必要な情報（被災状況、岸壁の使用可否、燃料の確保状況等）について、政府現地対策本部を通じて共有を図る。

６ 域内部隊及び広域応援部隊の活動に必要な拠点

（１）救助活動拠点の確保

ア 市町村災害対策本部は、域内部隊及び広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れのため、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地（別表３－１、別図３－１）の中から、当該施設及びアクセス道路の被害や施設規模・設備等を考慮し、使用可能な救助活動拠点を選定し、その結果を県方面本部に報告する。なお、選定にあたっては、必要に応じて、県災害対策本部又は県方面本部と協議を行う。

イ 県方面本部は、管内の情報を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

ウ 県災害対策本部は、県方面本部からの情報を元に、域内部隊及び広域応援部隊と調整の上、使用する救助活動拠点を決定し、域内部隊、広域応援部隊、市町村災害対策本部等の関係機関に情報提供する。

（２）救助活動拠点の開設

ア 救助活動拠点の開設は、域内部隊又は広域応援部隊が行う。

イ 市町村災害対策本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、域内部隊及び広域応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開設、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

7 発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震が発生した場合への対応

県災害対策本部は、発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震が発生した場合に緊急災害対策本部の調整の下で行われる、実際の被害状況を踏まえた広域応援計画の修正に柔軟に対応する。

第4章 医療活動に係る計画

1 要旨

- (1) 南海トラフ地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。
- (2) このため県は、全国から派遣された DMAT をはじめとする医療チームによる救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制の確保、被災地内の地域医療搬送の支援、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外の医療機関に搬送（以下「広域医療搬送活動」という。）し、治療する体制を構築するとともに、県内に派遣されたDMATの活動調整（ロジスティックチーム等の活動調整を含む。）などを含め、被災地内における医療機関への支援・調整を行う。
- (3) また県は、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するとともに、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保するため、国に対して必要な支援要請を行う。

2 発災直後の県の措置

(1) 愛知県保健医療調整本部の設置及び必要な人員の配置

「愛知県保健医療調整本部等設置要綱」に基づき、愛知県保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置する。また保健医療調整本部に、県災害医療コーディネーター（※1）、周産期リエゾン及び透析リエゾン（※2）を配置する。

（※1）県、保健所及び市町村による災害時の保健医療活動の円滑な実施のため、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者

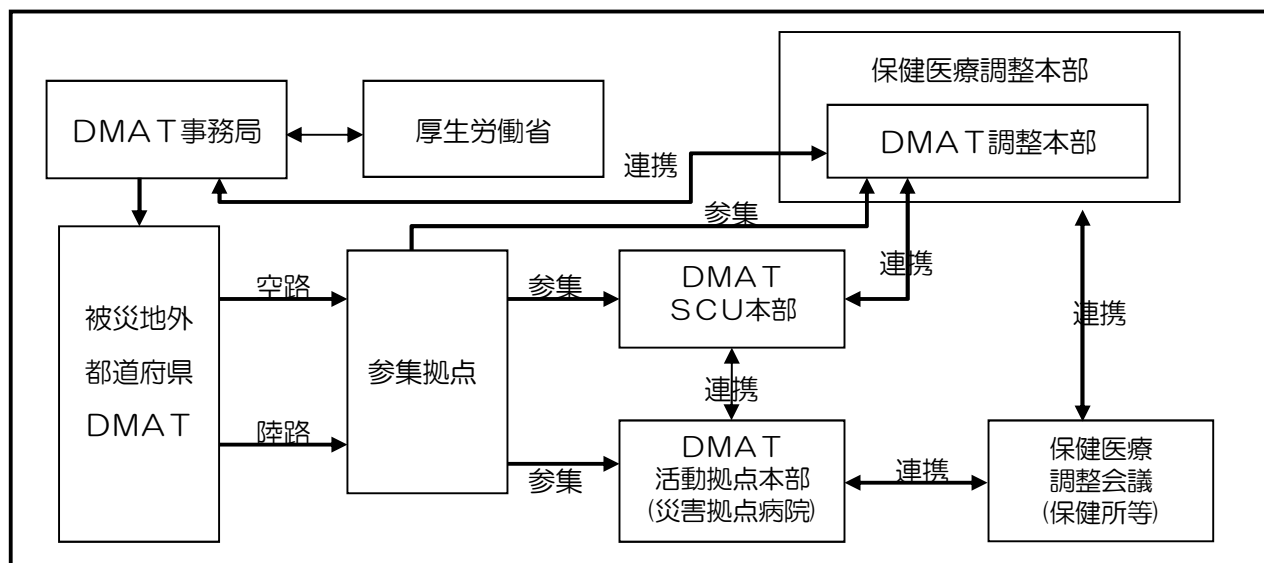
（※2）県による災害時の周産期医療及び透析医療に係る保健医療活動の円滑な実施のため、県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県により任命された者

(2) 医療機関の被災状況の把握

災害拠点病院等をはじめとした県内の医療機関の被災状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）等を用いて情報収集・把握し、支援の必要性等について厚生労働省等の関係機関と情報共有を行う。

3 発災直後のDMAT等の受入れ等

図4-1 【参考】DMAT派遣の流れ



(1) DMAT等受援活動の概要

ア 国は、被災地外都道府県に対し、DMAT等の派遣を要請するとともに、遠隔地に所在するDMAT等については、被災地外の参集拠点候補地に参集するよう要請を行う。

イ 国は、被災地外の参集拠点候補地に参集したDMAT等について、被災地内の参集拠点候補地まで、陸路又は空路により、DMAT等を搬送するよう調整する。

ウ 愛知県 DMAT 調整本部（以下「DMAT 調整本部」という。）（※1）は、他都道府県から派遣されたDMAT等に対して、DMAT活動拠点本部（※2）、DMAT調整本部、SCU本部（※3）等での活動ができるよう調整する。

（※1）本章2（2）ア（イ）③参照。

（※2）DMAT 調整本部の指揮の下、災害拠点病院等に設置される、参集したDMATの指揮、調整等を行う本部。

（※3）DMAT 調整本部の指揮の下、航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit、以下「SCU」という。）に設置される、SCUに参集したDMATの指揮、調整等を行う本部。

(2) 発災直後のDMAT派遣

ア DMATの派遣要請

（ア）国の措置

- ① 発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

- ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される県（※）へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の県が要請を行ったものとみなす。

※ 人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される県

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県など

※（参考）DMAT数（令和2年4月1日現在）

- ・ 全国のDMAT数：1, 746チーム
- ・ うち最大震度5強以下の地域（23 都道府県）：828 チーム
- ・ 実際の派遣チーム数は、各DMATが所属する医療機関の業務の状況による。

（イ）県の措置

- ① 県災害対策本部内に保健医療調整本部を設置するとともに、保健医療調整本部内にDMAT調整本部を設置する。
- ② DMAT調整本部は、国及び被災地外都道府県に対して、DMATの派遣を要請する。
- ③ DMAT調整本部は、被災地外都道府県から派遣されたDMATの活動調整などを含め、被災地内における医療機関への支援を行う。
- ④ DMAT調整本部は、速やかな災害対策基本法施行規則別記様式第3で定められている標章（以下、「標章」という。）の交付を受けるため、県内のDMAT参集拠点である愛知県名古屋飛行場で標章の交付が必要な車両数及び所属チームを県警察に連絡する。

イ DMATの参集

（ア）陸路参集

- ① DMATは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。
- ② 自らの所在する都府県内に派遣されるDMATは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- ③ 具体計画に定められた、県境を越えて陸路で参集するDMATの参集拠点候補地は表4-1のとおりである。

表4-1 愛知県へ参集するDMATの陸路参集拠点候補地

参集先	参集拠点候補地※
静岡県、愛知県、三重県への参集	足柄SA（静岡県）、浜松SA（静岡県）、愛知県名古屋飛行場（愛知県）、土山SA（滋賀県）

※中部地方（静岡県、愛知県、三重県）に参集するDMATの参集拠点候補地

(イ) 空路参集

空路で参集するDMATの被災地内の参集拠点候補地は表4-2のとおり。

表4-2 愛知県へ参集するDMATの空路参集拠点候補地

参集先	参集拠点候補地※
静岡県、愛知県、三重県への参集	愛知県名古屋飛行場、静岡空港

※中部地方（静岡県、愛知県、三重県）に参集するDMATの参集拠点候補地

(ウ) 参集DMATに対するロジスティクス支援

- ① 被災地外都道府県からDMAT派遣が行われた場合には、DMAT調整本部は、厚生労働省DMAT事務局と連携して、被災地域内参集拠点に参集したDMATの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置する。
- ② DMAT調整本部は、上記ロジスティックチームの配置のほか、県災害対策本部と連携し以下の項目についての支援に特段の配慮を行う。
 - ・ DMATによる車両の駐車及び給油
 - ・ 隊員の宿泊、休憩場所等の確保（民間施設、県有施設等の確保）
 - ・ 空路参集したDMATに対する陸路移動手段の確保（レンタカー等）
 - ・ ライフライン状況の情報提供

(エ) DMAT派遣先の調整

- ① 保健医療調整本部は、DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部等と連携し、被害状況等に応じて、DMAT活動拠点本部、SCU本部等にDMATを派遣する。
- ② 保健医療調整本部は、①以外に、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等からの医療支援要請に基づき、必要に応じてDMATの派遣を調整する。
- ③ 保健医療調整会議は、市町村災害対策本部等からの医療支援要請に基づき必要に応じてDMAT活動拠点本部や保健医療調整本部に医療支援を要請する。

ウ DMATへの任務付与及び指揮

(ア) DMAT調整本部は、派遣されたDMATを指揮する。

(イ) DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、派遣されたDMATに対して具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。

(ウ) DMATの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。

(エ) DMA T調整本部と愛知県消防応援活動調整本部は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等を共有し、医療搬送、現場活動等の密接な連携を図る。

エ DMA Tからの医療の引継ぎ

保健医療調整本部は、発災直後より関係機関と連携して、県内のDMA T以外の医療チームの編成準備及び県外からの支援医療チームの受け入れ体制の整備に着手するなど、DMA Tの活動末期及び活動終了以降も避難所や救護所における医療体制を継続できるよう、DMA Tから円滑に医療を引き継ぐ体制の構築を図る。

4 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送活動の概要

ア 広域医療搬送対象患者を航空搬送するための空港等に設置する拠点を航空搬送拠点といい、本県は、愛知県名古屋飛行場とする。

また、愛知県名古屋飛行場に、広域医療搬送対象患者を一時収容するためのSCU(※)を設置する。

(※) 航空機での搬送に当たり患者の症状の安定化を図り、搬送を行うための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

表4-3 愛知県内のSCU

施設名称	使用可能な航空機	
	固定翼機	大型回転翼機
愛知県名古屋飛行場	○	○

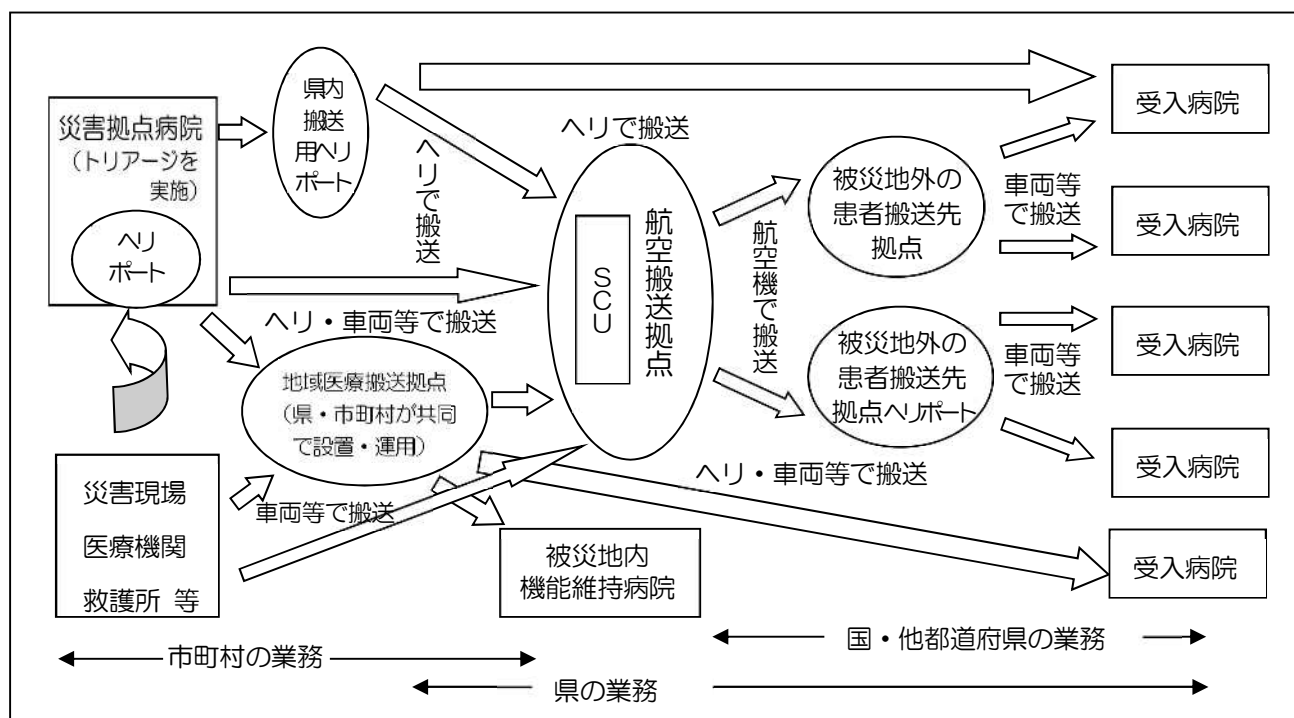
※航空機の種類や滑走路面等の状態、スポットの利用状況等により使用が制限される場合もある。

イ 広域医療搬送の目的・対象

広域医療搬送とは、重症者のうち、被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置を行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することで、地域医療搬送(※)と適切に組み合わせるものである。

(※) 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得てヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいう。

図4-2 【参考】広域医療搬送される患者の流れ（地域医療搬送含む）



(2) 主な機関の役割分担

ア 国の役割

- (ア) 広域医療搬送に従事する医療チーム（災害派遣医療チーム「DMAT」・救護班）の派遣
- (イ) 被災地内の航空搬送拠点・SCUから被災地外の航空搬送拠点までの搬送用航空機の確保、運航
- (ウ) 被災地外都道府県への患者受入医療施設及び被災地外都道府県内搬送手段の確保の要請

イ 県の役割

- (ア) 航空搬送拠点の確保及びSCUの設置運営
- (イ) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置運営の設置運営
- (ウ) 災害拠点病院等からSCU・地域医療搬送拠点までの患者搬送手段の確保、調整
- (エ) SCUから搬送用航空機までの患者搬送手段の確保、調整

ウ DMAT等の役割

- (ア) 被災地内の災害拠点病院等における広域医療搬送対象患者の選出
- (イ) SCUにおける医療活動
- (ウ) 地域医療搬送拠点における医療活動

(エ) 災害拠点病院等から被災地外の航空搬送拠点までにおける、搬送患者の看護、応急処置

(3) 広域医療搬送体制

ア 広域医療搬送対象患者を、災害拠点病院等から航空搬送拠点・SCU まで搬送する際は、空路又は陸路による搬送を行う。

イ 災害拠点病院等又は市町村災害対策本部は、空路による搬送を実施する場合は、災害拠点病院等から広域医療搬送対象患者県内搬送用ヘリポート（災害拠点病院等敷地内又は近隣で患者搬送用として予定しているヘリポート。以下「県内搬送用ヘリポート」という。）まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

なお、陸路による搬送の場合は、直接、航空搬送拠点・SCUに搬送する。その際、災害拠点病院から航空搬送拠点までの陸路による標準的な搬送ルートは、別表2-6及び別図2-1、2-2のとおりとする。

ウ 災害拠点病院等又は市町村災害対策本部は、地域医療搬送拠点が設置され、災害拠点病院等から地域医療搬送拠点まで患者を搬送した場合は、状況に応じて航空搬送拠点・SCU又は被災地内の機能維持病院等まで患者搬送を行う。

エ 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、広域医療搬送対象患者を県内搬送用ヘリポートから航空搬送拠点・SCUまで空路による搬送を実施する際には、ドクターヘリ、警察、消防、自衛隊、民間等のヘリコプターにより搬送できるよう調整を行う。

オ 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、ヘリコプターによる患者搬送に際しては、状況により、ヘリコプターを使用できない場合を想定して代替手段を計画しておくものとする。

(4) 広域医療搬送活動の実施

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、政府現地災害対策本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、SCU本部、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等に連絡する。

ア 県の措置

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、以下に掲げる活動を実施する。

なお、政府現地災害対策本部が設置されるまでの間は、医療関係機関及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(ア) 連絡調整

広域医療搬送実施のための行動の開始を政府現地災害対策本部に対して要請するとともに、DMAT活動拠点本部、保健医療調整会議等に対して、必要な連絡、調整等を行う。

(イ) DMAT派遣要請

国又は他の都道府県に対して、DMAT等の派遣を要請する。

(ウ) SCU本部の設置

SCU内にSCU本部を設置し、派遣されたDMAT等の受け入れ及び必要な指示を行う。

(エ) SCUへの要員配置

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、SCUの要員として、保健医療局の職員を中心に配置する。

(オ) SCUの設置

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、愛知県名古屋飛行場管理者等とSCUの具体的な設置場所、運用方法等について調整を行う。

(カ) 県内搬送用ヘリコプターの配備

① ヘリコプターの確保

県災害対策本部は、災害拠点病院等と航空搬送拠点・SCUとの間の患者搬送用ヘリコプターとして、ドクターヘリ、警察、消防、自衛隊、民間等のヘリコプターを確保する。

② SCUに搬送する患者数の調整

県災害対策本部及び保健医療調整本部は、SCU本部と、搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

イ 市町村の措置

市町村災害対策本部は、災害拠点病院等から県内搬送用ヘリポートまでの患者搬送用車両、搬送ルート及び離着陸可能なヘリポートの運用を確認する。

ウ 医療機関の措置

(ア) 医療機関は、施設内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段の確認及び確保をする。

(イ) 施設内にヘリポートのある災害拠点病院は、ヘリポートを確保する。

(ウ) 施設内にヘリポートのない災害拠点病院は、市町村災害対策本部等と連携し、近傍のヘリポートを確保する。

(エ) 災害拠点病院等は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に、被害状況等の入力・更新を行う。

5 DMAT 以外の医療チームの派遣要請

- (1) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、状況に応じて日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）や、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本医師会、日本歯科医師会等からの医療チーム派遣を要請する等、避難所、救護所も含め、県内における医療提供体制を確保・継続する。
- (2) 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、災害による県内の災害拠点精神科病院をはじめとした精神保健医療機関の機能低下を防ぐため、状況に応じて厚生労働省及びDPAT事務局に災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）の派遣を要請する。

表4-4 愛知県内の災害拠点精神科病院

名称	所在地
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町4-1-7
医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20番地1

6 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供

県は、具体計画に基づき、発災時の避難所等において保健・医療・福祉関する以下のサービスを提供する体制を整備するため、平時において市町村を始めとした関係機関と必要な調整を行う。

(1) 県災害対策本部及び保健医療調整本部の措置

ア 被災者に対する救護所等での医療や避難所等での健康管理にとどまらない、福祉避難所における高齢者・障害者等への福祉サービスの提供を可能とするために必要な医療チーム、保健師等の保健医療活動の調整

イ 県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合の、厚生労働省への災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）の派遣要請

(2) 県及び市町村の措置

日本赤十字社と協力して行う、生活環境の変化により想定される高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題に対応するための看護師保健師、管理栄養士、福祉専門職等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制の確保

第5章 物資調達に係る計画

1 要旨

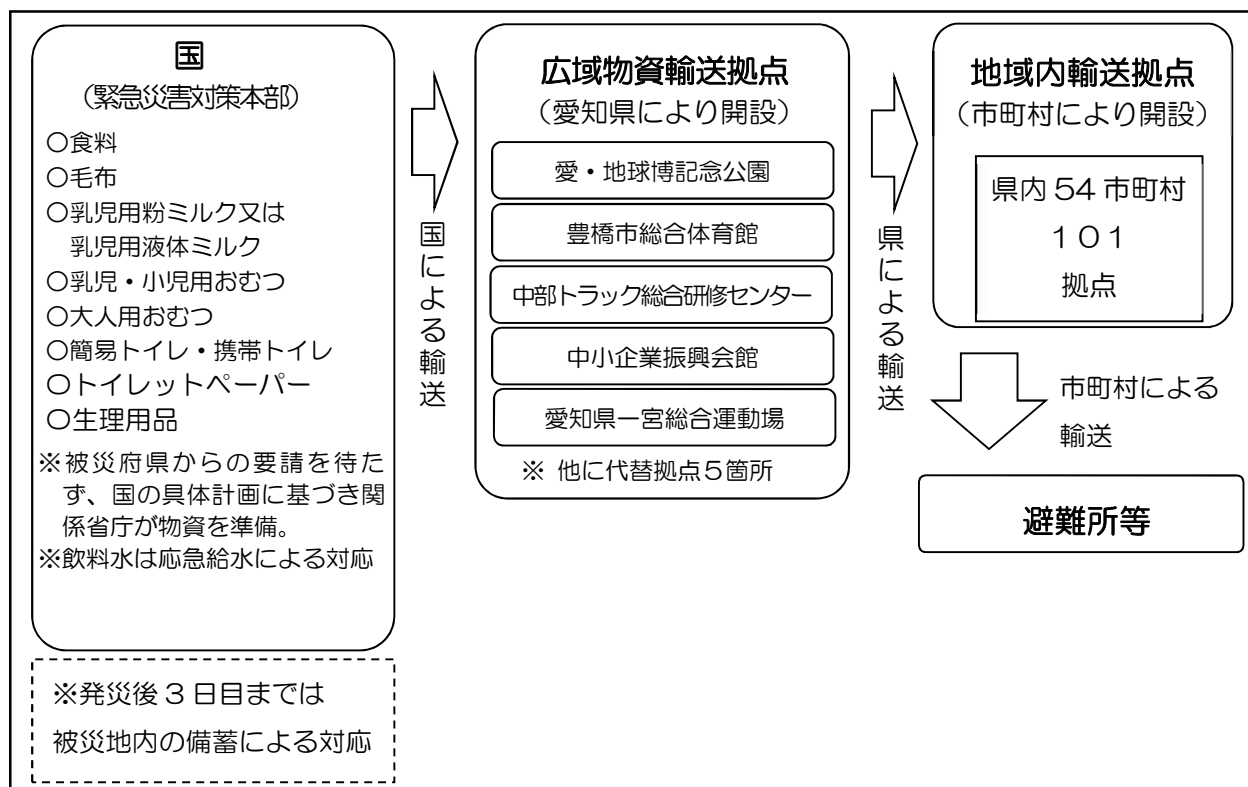
- (1) 具体計画においては、発災後から3日間は家庭等の備蓄と県及び市町村の備蓄物資により対応することとされている。しかしながら、地方公共団体の備蓄物資量のみでは必要物資量を迅速に確保することが困難となることが想定されるため、国は、被災府県からの具体的要請を待たず、避難所避難者及び避難所外避難者への支援に必要不可欠と見込まれる物資（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目）について、4日目～7日目に必要となる物資量を、発災後3日目までに府県の広域物資輸送拠点まで届けることとしている。（以下「国のプッシュ型支援」とする。）。
- (2) 県は、国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に運ばれた物資については、市町村からの具体的要請を待たず、不足量の割合等に応じて、市町村が設置する物資集積拠点（以下「地域内輸送拠点」という。）まで届けることとする。（以下「県のプッシュ型輸送」とする。）。

2 県及び市町村の事前の措置

- (1) 県及び市町村は、発災後に物資を速やかに被災者に提供するため、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「支援システム」という。）を用いて、物資輸送拠点の情報、物資備蓄状況等の登録を行う。
- (2) 県及び市町村は、発災後に物資輸送拠点をすみやかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係機関で共有しておく。

3 広域物資輸送拠点及び国のプッシュ型支援

図5-1 【参考】プッシュ型支援による物資調達のイメージ



(1) 広域物資輸送拠点

ア 広域物資輸送拠点とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該府県が物資を送り出すための拠点である。

イ 広域物資輸送拠点については、被災によっても機能することを前提に、原則として以下の基準に該当する施設が選定されている。基準を満たしていない施設については、今後、基準を満たすための対策もしくは基準を満たす代替施設の確保が必要である。

- ・新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
- ・屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
- ・フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ・12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ・非常用電源が備えられていること
- ・原則として津波浸水地域外にある施設であること
- ・避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

ウ 具体計画に定められた、愛知県内の広域物資輸送拠点及び代替拠点については表５－１のとおりである。

表５－１ 愛知県内の広域物資輸送拠点

拠点名称	管理者	所在地
愛・地球博記念公園	愛知県	長久手市茨ヶ廻間乙１５３３－１
豊橋市総合体育館	豊橋市	豊橋市神野新田町メノ割１－３
中部トラック総合研修センター	(一社)愛知県 トラック 協会	みよし市福谷町西ノ洞２１－１２７
中小企業振興会館	名古屋市	名古屋市千種区吹上２－６－３
愛知県一宮総合運動場	愛知県	一宮市千秋町佐野向農７５６
〔代替〕愛知県体育館	愛知県	名古屋市中区二の丸１－１
〔代替〕名古屋港 (名古屋市国際展示場)	名古屋市	名古屋市港区金城ふ頭２－２
〔代替〕名古屋港 (金城ふ頭５、６、１２号上屋)	名古屋港 管理組合	名古屋市港区金城ふ頭３－１
〔代替〕岡崎中央総合公園	岡崎市	岡崎市高隆寺町峠１
〔代替〕大高緑地	愛知県	名古屋市緑区大高町高山１－１

(２) 地域内輸送拠点

ア 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。

イ 地域内輸送拠点の選定の際は、広域物資輸送拠点と同様の基準を満たすことが望ましい。なお、基準を満たす拠点であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、代替拠点を選定しておくことが望ましい。

ウ 地域内輸送拠点の選定の際は、必要に応じて民間事業者の物流施設を活用することを検討する。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、あらかじめ代替拠点を選定することとする。

エ 各市町村の地域内輸送拠点については、別表５－１のとおりである。

（３）広域物資輸送拠点ごとの物資必要量

国のプッシュ型支援により輸送される広域物資輸送拠点ごとの物資必要量は、国の被害想定に基づき、具体計画において表５－２により算出されたものである。

表５－２ 具体計画における広域物資輸送拠点ごとの物資必要量の算出式

品目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数}(\times 1) + \text{避難所外避難者数}(\times 2)) \times \text{一人1日当たり必要量3食}$
毛布	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times \text{一人当たり必要枚数(2枚)}$
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0\text{歳人口比率}(\times 3) \times \text{一人1日当たり必要量} \times 4\text{日間}$ ※乳児用粉ミルクは140g、 乳児用液体ミルクは1リットル
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0\sim 2\text{歳人口比率}(\times 3) \times \text{一人1日当たり必要量(8枚)} \times 4\text{日間}$
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合}0.005(\times 4) \times \text{一人1日当たり必要量(8枚)} \times 4\text{日間}$
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道支障率}(\times 5) \times \text{一日1人当たり使用回数(5回)} \times 4\text{日間}$
トイレット ペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{一人1日当たりの必要量(0.18巻)}(\times 6) \times 4\text{日間}$
生理用品	避難所避難者数 避難者外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 12\sim 51\text{歳女性人口比率}(\times 3) \times \text{一人1期間(7日間)当たり必要量(30枚)} \times 1/7(\times 7) \times 1/4(\times 8) \times 4\text{日間}$

※１ 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※２ 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

※３ 「０歳人口比率」、「０～２歳人口比率」及び「１２～５１歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

※４ 避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定した係数

※５ 都府県ごとの断水人口の割合（断水率）

※６ 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

※７ 生理期間における１日当たりの必要量を求めた係数

※８ 生理期間を４週に１回と想定した係数

(4) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び必要調達・供給量

具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び必要調達・供給量（愛知県分）については表５－３のとおりである。

表５－３ 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び必要調達・供給量（愛知県全体）

物資の種類	発災後の対象日数	必要調達・供給量	調整担当省庁
食料	４日目～７日目	21,000 千食	農林水産省
毛布	４日目～７日目	1,228,397 枚	消防庁
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	４日目～７日目	9,148 kg	農林水産省
乳児・小児用おむつ	４日目～７日目	1,576,538 枚	厚生労働省
大人用おむつ	４日目～７日目	280,000 枚	厚生労働省
簡易トイレ・携帯トイレ	４日目～７日目	18,204,460 回	消防庁 経済産業省
トイレットペーパー	４日目～７日目	1,260,000 巻	経済産業省
生理用品	４日目～７日目	1,839,441 枚	厚生労働省

(5) 飲料水の必要量及び調達計画

飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。飲料水の必要量の算出式については、以下のとおりである。また、必要量については、表５－４のとおりである。なお、発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体の備蓄を含めて対応することが想定されている。

○必要量の算出式 要給水者数（断水人口）× 3 ℓ

○必要量(愛知県分) 99,900m³ （1 日目～7 日目の合計）

表5－4 断水人口及び応急給水による飲料水の必要量（愛知県分）

日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
必要量 (m^3)	20,400	19,800	12,900	12,600	12,000	11,400	10,800
必要量 (ℓ 換算)	20,400,000	19,800,000	12,900,000	12,600,000	12,000,000	11,400,000	10,800,000
断水人口 (人)	6,800,000	6,600,000	4,300,000	4,200,000	4,000,000	3,800,000	3,600,000

(注)断水人口は、具体計画に示された応急給水の必要量から算出式により割り戻したもの。

4 緊急物資受け入れに関する県の組織体制

南海トラフ地震発生時には、県災害対策本部に「緊急物資チーム」を組織する。緊急物資チームは本部チームと物資搬送チームからなり、「災害時の緊急物資業務マニュアル」に定めるところにより、災害応急対策時における物資の確保、配分及び配送を行う。

(1) 本部チーム

ア 県内の緊急物資の調達、配送等を総括し、県方面本部（市町村）からの物資要請、配送応援要請に対応するとともに、県（本庁）の備蓄物資や調達等により確保した物資を市町村に配送する手配、広域物資輸送拠点において従事する職員（応援物資要員）の招集等の対応を行う。

イ 国のプッシュ型支援の実施に当たっては、広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替施設の開設状況）、受入体制（応援物資要員の体制等）、通行可能な道路等について確認し、政府現地対策本部に報告する。

ウ 国への物資の支援要請や調達・輸送調整については、「支援システム」を活用する。ただし、被災により当該システムが使用できない場合は、代替手段により対応する。

エ 南海トラフ地震発生後、被災状況に応じ、必要な場合には、政府現地対策本部等と調整し、具体計画に定める物資供給量の修正を依頼する。

※ 具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の広域物資輸送拠点別の供給量については、表5－5のとおりである（食料の1日ごとの内訳については、表5－6参照）。

表5-5 国のプッシュ型支援による緊急物資供給量（広域物資輸送拠点別）

広域物資 輸送拠点 (所在市町村)	物 資 の 種 類							
	食料 (千食)	毛布 (枚)	乳児用粉ミ ルク又は乳 児用液体ミ ルク(kg)	乳児・小児用 おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	携帯・簡 易 トイレ (回)	トイレッ トペーパー (巻)	生理用品 (枚)
愛・地球博 記念公園 (長久手市)	1,083.4	63,256	471	81,184	14,419	937,436	64,884	94,722
豊橋市 総合体育館 (豊橋市)	3,697.7	216,310	1,611	277,614	49,305	3,205,641	221,875	323,909
中部トラック総合 研修センター (みよし市)	5,120.0	299,257	2,229	384,069	68,212	4,434,888	306,956	448,116
中小企業 振興会館 (名古屋市千種区)	7,466.8	437,418	3,257	561,387	99,705	6,482,393	448,671	655,003
愛知県一宮 総合運動場 (一宮市)	3,632.2	212,157	1,580	272,285	48,359	3,144,102	217,615	317,691

※ 四捨五入による端数処理を行っているため、拠点ごとの数値の合計と、合計欄の数値が一致しない場合がある。

表5-6 国のプッシュ型支援による食料供給量の各日内訳（単位：千食）

広域物資輸送拠点 (所在市町村)				
	4日目	5日目	6日目	7日目
愛・地球博記念公園 (長久手市)	224.8	255.0	285.9	317.6
豊橋市総合体育館 (豊橋市)	847.7	898.9	950.0	1,001.0
中部トラック総合研修センター (みよし市)	1,123.1	1,226.6	1,331.8	1,438.5
中小企業振興会館 (名古屋市千種区)	1835.2	1,859.2	1,878.6	1893.8
愛知県一宮総合運動場 (一宮市)	769.2	860.3	953.7	1,049.0

(2) 物資搬送チーム（応援物資要員）

- ア 広域物資輸送拠点において、物流業者と協力し、国の調達により輸送されてくる緊急物資の受け入れ、保管、トラックへの積み込み等を行う。
- イ 到着する緊急物資量に対して、各拠点のスペースには限りがあるため、円滑な拠点の運営に努める。

5 広域物資輸送拠点に輸送された物資の市町村への配分

(1) 県のプッシュ型輸送の実施

- ア 国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に到着した物資について、県災害対策本部（緊急物資チーム）は、市町村からの具体的な要請を待たないで、地域内輸送拠点へ輸送する。
- イ 県災害対策本部は、市町村における地域内輸送拠点の開設状況及び受入体制を確認し、県のプッシュ型輸送の実施を当該市町村に伝達する。
- ウ 市町村は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には県災害対策本部（緊急物資チーム）と調整をし、地域内輸送拠点及び物資配分量について見直しを行う。

(2) 配分先市町村及び地域内輸送拠点

- ア 広域物資輸送拠点別の物資の配分先市町村については、表5－7のとおりとする。
- イ 各市町村の地域内輸送拠点については、別表5－1に示す。また、広域物資輸送拠点から配分先市町村の地域内輸送拠点までの標準ルートについて、別表2－7及び別図2－3、2－4に示す。
- ウ 代替施設を使用して広域物資輸送拠点を開設した場合の配分先市町村については、使用困難となった広域物資輸送拠点の立地、県内の被災状況等を勘案し、必要に応じて県災害対策本部（緊急物資チーム）において見直しを行う。

表5－7 広域物資輸送拠点別の物資の配分先市町村

広域物資輸送拠点(所在市町村)	配分先市町村
愛・地球博記念公園(長久手市)	名古屋市（東区、北区、守山区）、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市
豊橋市総合体育館（豊橋市）	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

中部トラック総合研修センター (みよし市)	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、東郷 町、幸田町
中小企業振興会館(名古屋市千種区)	名古屋市(千種区、西区、中村区、中区、 昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、 南区、緑区、名東区、天白区)、半田市、 常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比 町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
愛知県一宮総合運動場(一宮市)	一宮市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古 屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、 扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

(3) 市町村別の物資配分量

国のプッシュ型支援で輸送された物資の市町村別配分量については、別表5-2～5-7に示す。なお、市町村別の物資配分量については、具体計画において表5-2により算出された品目ごとの数値及び県・市町村の物資備蓄量等を踏まえ、計画したものである。

6 県内の物資輸送(市町村への輸送手段)

(1) 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送については、県災害対策本部(緊急物資チーム(本部チーム))において、愛知県トラック協会等の協定業者への要請により実施する。

また、協定業者による輸送が困難な孤立地域等への輸送については、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて、緊急輸送関係省庁(国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁)へ、海上輸送、航空輸送を含め状況に応じた輸送手段の確保を依頼する。

(2) 協定業者等による輸送手段の確保が困難な場合には、県災害対策本部は、自衛隊による物資輸送の要請を行う。

(3) 県は、市町村による地域内輸送拠点から避難所までの輸送が困難な場合、緊急災害対策本部、政府現地対策本部及び物流業者等と連携し、広域物資輸送拠点から避難所までの物資輸送等について検討する。

(4) 事前に計画で定めた地域内輸送拠点が使用できない場合には、市町村において代替施設の確保を行うことを基本とするが、必要に応じて県方面本部と協議をして対応を検討する。

(5) 県及び市町村は平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、県警察が定めている「緊急通行車両等の事前届出及び確認手続き等要領の制定（平成22年交規発甲等125号）」による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておく。

7 県から国への物資支援の要請（プル型支援の要請）

県災害対策本部は、災害時応援協定等に基づいて行う物資調達や、国のプッシュ型支援による物資調達量を勘案しても、さらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて、発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に支援を要請する。（プル型支援の要請）

8 義援物資の受入れ

県災害対策本部は、他都道府県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものと受入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先について、Webサイトや緊急災害対策本部・政府現地対策本部、報道機関等を通じ公表する。

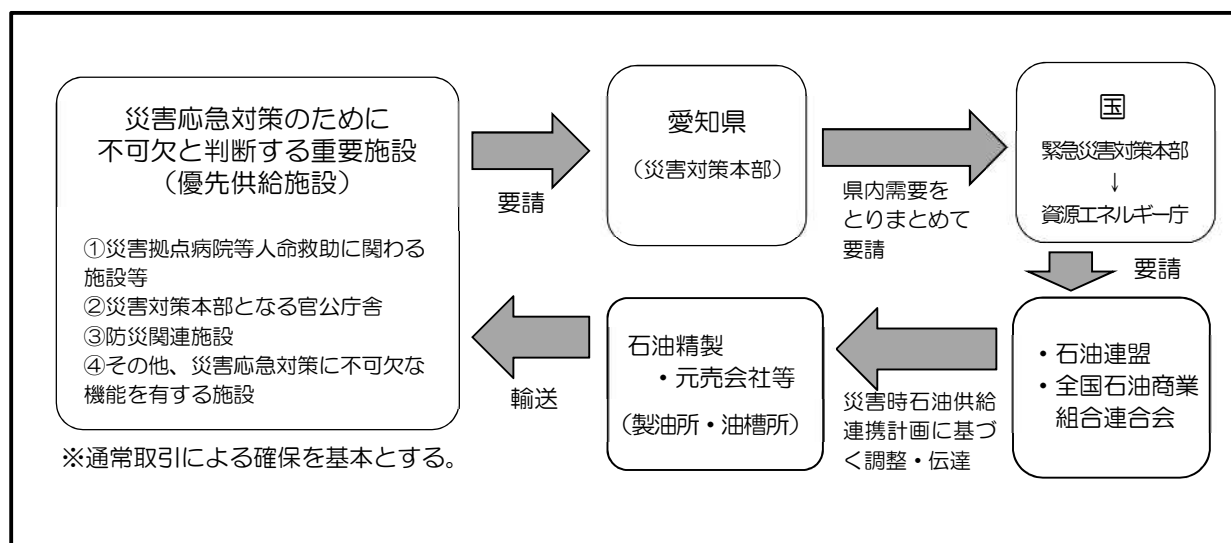
第6章 燃料調達、電気・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料調達

1 要旨

- (1) 県は、南海トラフ地震の発生により、国内の多くの製油所・油槽所、燃料輸送手段等が被災する状況にあっても、国や関係機関と連携しながら、災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) 県は、県石油商業組合との協定に基づき、災害応急活動に従事する車両等に対する燃料の優先供給の実施について県石油商業組合に要請するとともに、中核給油所の被災状況等を把握し、関係機関に対して県内における燃料供給に関する情報の共有を図る。
- (3) また、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料について、県の調整による確保が困難な場合において国に優先供給要請を実施する際の必要事項について定めるとともに、事前に調整しておくべき事項についても併せて定める。

図6-1 【参考】業務継続が必要な重要施設への優先供給のフロー



2 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給

- (1) 県災害対策本部は、県石油商業組合等との協定に基づき、災害応急対策に従事する車両等に対する燃料の優先供給の実施について県石油商業組合等に依頼する。
- (2) 県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、県内の中核給油所等の被災状況、災害応急対策に従事する車両等に対する優先供給状況に関する情報を把握し、域内部隊、広域応援部隊、DMA Tを始めとする関係機関等に対して共有を図る。

3 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

(1) 事前の対策

- ア 県は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定し、当該施設管理者に対して、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として施設管理者が負担することについて合意を得ることとする（この施設を「優先供給施設」という。）。
- イ 優先供給施設の対象は、以下の施設とする。
 - (ア) 災害拠点病院等人命救助に関わる施設等
 - (イ) 災害対策本部となる官公庁舎
 - (ウ) 防災関連施設
 - (エ) その他、災害応急対策に不可欠な機能を有する施設
- ウ 優先供給施設については、大規模災害発生時に石油の備蓄の確保に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 13 条に定める「災害時石油供給連携計画」等に基づく石油元売会社等による臨時的、緊急的な燃料供給が実施される場合において、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ整理し、関係機関との間で共有することとする。

(2) 発災時の対応

- ア 優先供給施設の施設管理者は、平時より災害時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下、「自衛的備蓄」という。）を行い、発災時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。
- イ 燃料の確保方法については、施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、施設管理者は市町村災害対策本部又は県担当部局を通じて、燃料供給に必要な設備等の情報に加え、燃料が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、県災害対策本部に対し燃料確保の実施を要請する。

ウ 要請を受けた県災害対策本部は、協定等に基づき優先供給施設に対する燃料確保に必要な調整を行うこととするが、調整による燃料調達が困難な場合には、県内の優先供給施設の燃料需要を取りまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。

エ 県災害対策本部は、優先供給施設に指定されていないが、災害応急対策に必要な施設の管理者等から燃料供給の要請があった場合には、その緊急性・必要性を考慮し、当該施設への燃料供給について、優先供給施設に対する燃料供給と併せて要請する等、適切に対応する。

4 臨時の給油施設の開設

(1) 事前の対策

県及び市町村は、救助活動拠点等として活用する施設に常設の給油施設がない場合、又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しいことが想定される場合には、当該施設を所管する消防本部（必要に応じて、当該施設を使用する予定の部隊及び地域内の石油販売業者）と協議の上、あらかじめ臨時の給油施設設置に関する事前計画を策定する。

(2) 災害時の対応

ア 県及び市町村は、救助活動拠点等において臨時の給油施設を設ける場合は、地域内の石油販売業者との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。なお、その安全対策においては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号）」によることとする。

イ 当該施設を所管する消防本部は、上記ガイドラインに従い、臨時の給油施設開設時には、円滑かつ適切な対応に努める。

5 航空機用救助活動拠点における燃料供給

(1) 県内で応急対策活動に当たる航空機に対する燃料供給は、愛知県名古屋飛行場にて実施する。

(2) 愛知県名古屋飛行場は、具体計画において「大規模な広域防災拠点」及び「航空機用救助活動拠点（候補地）」とされており、災害時には応急対策活動に当たる航空機が多数利用することが想定されることから、県は概ね 3 日分の航空燃料を備蓄するとともに、災害時における燃料供給体制を構築する。

- (3) 愛知県名古屋飛行場は、具体計画において、緊急災害対策本部による「重点継続供給」対象施設に指定されていることを踏まえ、施設内燃料設備に対する切れ目のない燃料補給の実施が可能となるよう、愛知県名古屋飛行場へのアクセス道路については道路管理者が優先的に点検・啓開を行う。

6 燃料供給に必要な輸送・供給体制の確保

(1) 製油所・油槽所へのアクセス

ア 道路管理者は、具体計画において示された製油所・油槽所（表6－1）へのアクセス道路については、道路啓開を優先的に行う。また、警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。

イ 表6－1の製油所・油槽所に対して海路によるアクセスが必要な場合には、港湾管理者は石油精製業者等の策定した「系列BCP」との整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、航路啓開を優先的に実施する。

表6－1 製油所・油槽所一覧（愛知県内分）

施設名	住所
ENEOS 名古屋第2油槽所	名古屋市港区潮見町 37-4
出光興産 愛知製油所	知多市南浜町 11

(2) 県民に対する情報の周知及び呼びかけ

県及び市町村は、県民に対して一般車両の給油に関する情報を適切に広報・周知するなど混乱防止を図る。

また、国、県及び市町村は互いに連携し、燃料の買いだめ、買い急ぎの自粛について広く県民への呼びかけを行う。

Ⅱ 電気・ガスの臨時供給

1 要旨

- (1) 県は、国や関係機関と連携しながら、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) 県は、市町村や関係機関と連携しながら、供給障害が発生している地域を把握するとともに、必要に応じて重要施設への臨時供給を関係機関へ要請する。

2 業務継続が必要な重要施設への臨時供給

(1) 電力

ア 事前の対策

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）及び一般送配電事業者と共有する。

イ 発災時の対応

- (ア) 県は、被災一般送配電事業者から供給障害が発生している地域に関する情報提供を受け、当該エリアに所在する上記アの重要施設に対し、電力の臨時供給の必要性について確認する。
- (イ) 県は、上記（ア）によって得られた情報に基づき、被災一般送配電事業者に対して、電力の臨時供給が必要な施設に対する臨時供給を要請する。なお、要請の際は、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- (ウ) 県は、上記（イ）により調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を政府現地対策本部に要請する。
- (エ) 県は、被災一般送配電事業者の電源車等の燃料が不足した場合は、県石油商業組合等と燃料供給の調整を行う。

(2) ガス

ア 事前の対策

県は、一般ガス導管事業者が作成する災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリスト作成に協力し、提供を受ける。

イ 発災時の対応

- (ア) 県は、被災一般ガス導管事業者から、供給障害が発生している地域及び上記アのリストに掲載されている施設等への供給状況について情報提供を受け、リストに掲載されている施設等のうち、供給障害が発生している施設等へガスの臨時供給の必要性を確認する。
- (イ) 県は、上記（ア）により得た情報に基づき、被災一般ガス導管事業者に対し、ガスの臨時供給が必要な施設に対する臨時供給を要請する。なお、要請の際は、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- (ウ) 県は、上記（イ）により調整が調わない場合、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を政府現地対策本部に要請する。

Ⅲ 通信の臨時確保

1 要旨

- (1) 県は、国や関係機関と連携しながら、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電気通信サービス（以下「通信」という。）を確実に確保し、迅速かつ円滑に提供する必要がある。
- (2) 県は、市町村や関係機関と連携しながら、通信の空白地域を把握するとともに、必要に応じて重要施設への臨時提供を関係機関へ要請する。

2 業務継続が必要な重要施設における臨時確保

(1) 事前の対策

県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁者、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設リストを予め作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。

(2) 発災後の対応

ア 県は被災電気通信事業者から通信支障が発生している地域に関する情報提供を受け、当該エリアに所在する上記（１）の重要施設に対し、通信の臨時確保の必要性について確認する。

イ 県は、上記アによって得られた情報に基づき、被災電気通信事業者に対して、通信の臨時確保が必要な施設に対する通信確保を要請する。

なお、要請の際は、可能な範囲で確保の優先順位を検討する。

ウ 県は、上記イにより調整が整わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時確保を政府現地対策本部に要請する。

第7章 防災拠点

1 防災拠点の種類及び機能

(1) 具体計画及び本計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、表7－1のとおりである。

(2) 防災拠点は、いつ発災するかわからない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とすることが必要であることから、既存施設から選定している。

表7－1 防災拠点の種類及び機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの。(第3章 表3－1)	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。(第3章 表3－1)	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの。(別表3－1)	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点。 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点。 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点。(別表3－1)	県・市町村
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、当該府県が設置するもの。(第5章 表5－1)	県

地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの。 (別表5-1)	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの。(第2章 表2-2)	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点。(第7章 表7-2)	県

2 大規模な広域防災拠点

(1) 本県における大規模な広域防災拠点については、表7-2のとおりである。

(2) 設置主体となる県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

表7-2 本県における大規模な広域防災拠点

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
愛知県名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧基地)	- 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 - DMA Tの陸路参集拠点及び空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMA Tの活動を後方支援するための拠点である。 - 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 - 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受入れ、搬送が可能な拠点である。
名古屋港	被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。

新城市防災協力事業所登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力と考え、災害時に地域の防災活動に協力できる事業所（以下「防災協力事業所」という。）を登録することで、防災協力事業所が有する人員、資機材、物品及び技術等の協力による災害対応能力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 事業所 市内に店舗、工場、事務所等を有する個人又は法人をいう。

(2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人員（労務、技術）等をいう。

(登録手続)

第3条 登録しようとする事業所は、新城市防災協力事業所（登録・変更）届（様式第1）により市長に届け出るものとする。登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は登録の届出を受理しないものとする。

(1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団

(2) 市税を滞納している事業所

(3) 前2号に該当するもののほか、登録の届出を受理することが適当でないと市長が判断する事業所

3 市長は、事業所より防災協力事業所登録届が提出された場合は、その内容を審査し、新城市防災協力事業所登録認定証（様式第2）により事業所に通知するものとする。

(防災協力項目)

第4条 防災協力の項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 労務及び技術の提供

(2) 食料品、飲料水及び日用品等物資の提供

(3) 避難施設等の提供

(4) 資機材等の提供

(5) その他防災活動上必要な協力及び支援

(登録事業所の公表)

第5条 市長は防災協力事業所として登録した事業所の名称及び所在地等を市ホームページ等で公表することができる。ただし、公表を希望しない防災協力事業所については、この限りでない。

2 防災協力事業所は、新城市防災協力事業所登録認定証を店頭に提示できるほか、名刺、広告などに表示することができる。

(災害時の協力)

第6条 防災協力事業所は、災害の発生を覚知したときは、自らの判断であらかじめ登録した資源について自発的に協力活動を行うものとする。

(経費等)

第7条 防災協力活動により発生した経費等については、防災協力事業所の負担とする。

(報告)

第8条 防災協力事業所は、協力活動中に従業員等が負傷したときは、直ちに事故発生報告書(様式第3)により市長に報告するものとする。

(協力期間)

第9条 協力期間は災害発生後の一時的な期間とし、防災協力事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

(登録期間)

第10条 登録期間は、届出の日から1年間とする。なお、防災協力事業所から登録の抹消の申出がない場合については、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き災害協力の意志が確認できないとき。
- (4) 新城市防災協力事業所登録抹消届出書(様式第4)の提出により、抹消を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録しておくことが適当でないと判断したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

新城市業務継続計画（新城市BCP）

〔地震編〕

令和6年12月

新 城 市

新城市業務継続計画（新城市BCP）

[地震編]

目次

第1章 新城市業務継続計画の基本的な考え方

1	新城市業務継続計画の概要	1
2	業務継続計画導入の必要性	3
3	業務継続計画導入の効果	3
4	計画策定後の業務継続力向上	3
5	新城市BCPの位置づけ	3
6	新城市BCPの基本方針	5
7	決定権限者及び計画の指揮命令系統	6
8	計画の発動と終結	6

第2章 計画の前提となる被害想定

1	市全体の被害想定	8
2	市の業務継続に与える影響	9

第3章 非常時優先業務の選定

1	非常時優先業務の選定方法	16
2	非常時優先業務の選定結果	17
3	災害時に休止する業務	17
4	非常時優先業務の復旧目標	18

第4章 業務継続における課題と対応

1	業務実施体制	19
2	執務環境	19
3	各種情報システム、通信・ネットワーク等	20
4	職員用備蓄	20

第5章 今後の取組み

	組織・職員個々の災害対応能力及び意識の向上	21

第1章 新城市業務継続計画の基本的な考え方

1 新城市業務継続計画の概要

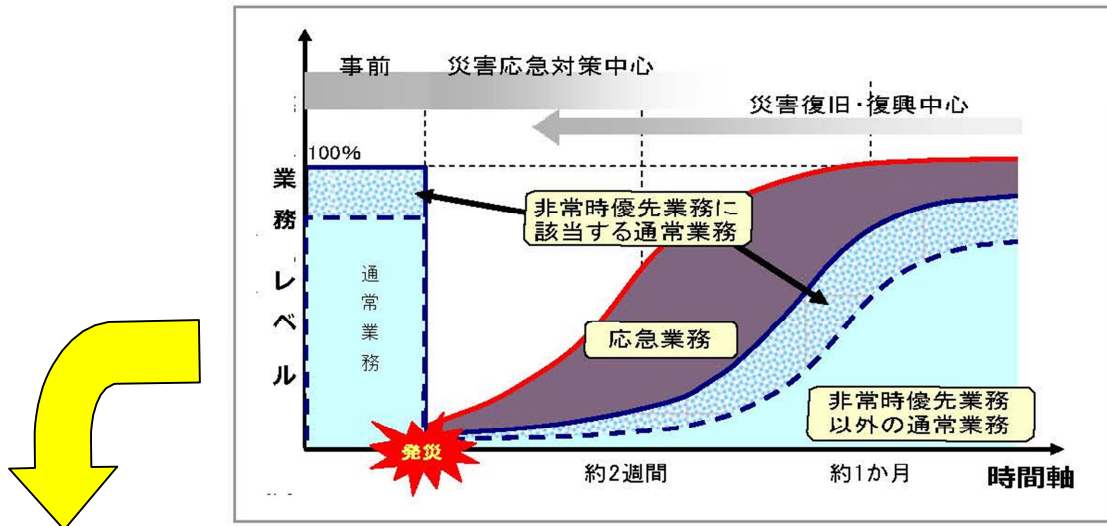
本市では、南海トラフ沖で発生する地震（以下「南海トラフ地震」という。）が高い確率で危惧されている。このため、地震に強い新城市を目指して、人的被害や経済被害を低減するために、防災意識の高揚、耐震化の推進、防災体制の強化といった減災に向けた予防活動を行うとともに、南海トラフ地震が発生した場合の地震被害想定を立て、この想定に応じた災害応急体制の整備を行うなど、地震防災対策に全庁を挙げて取り組んでいる。

「新城市業務継続計画」（以下「新城市BCP」という。）とは、災害発生時における災害応急対策業務に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の、業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画である。

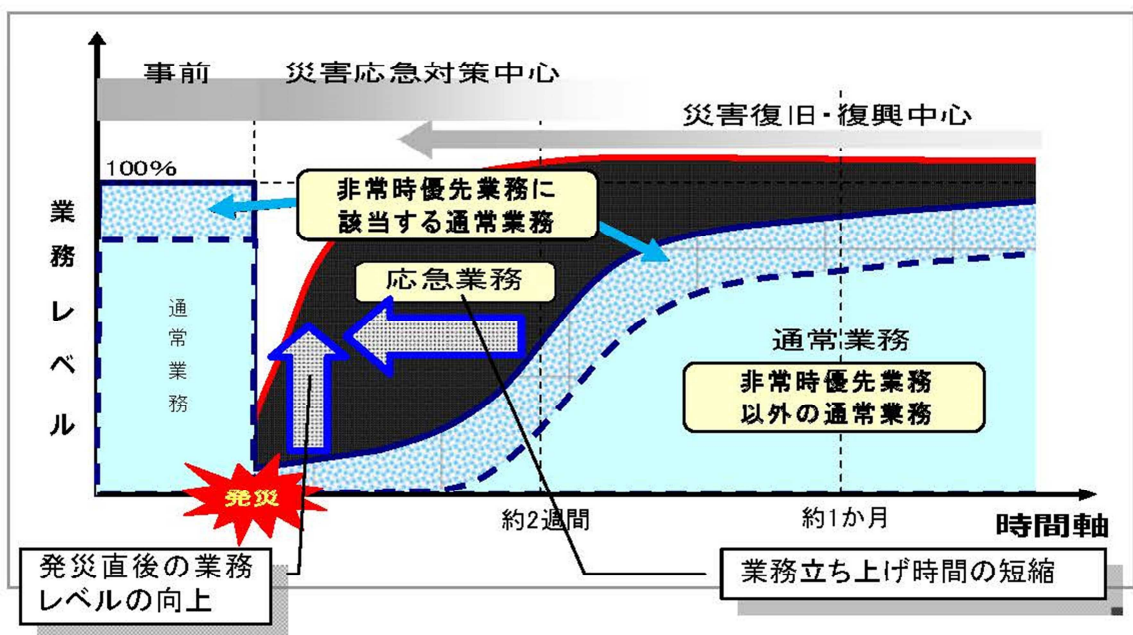
※BCP：Business Continuity Plan

<業務継続計画の導入による早期復旧のイメージ>

（業務継続計画の導入前）



（業務継続計画の導入後）



（出典：愛知県庁業務継続計画）

緊急時の重要業務の継続を目的とした計画で、民間企業を対象としたものは「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)と呼んでいるものが多い。

しかし、平成19年6月に内閣府が策定した『中央省庁業務継続ガイドライン第1版』においては、官公庁の場合には業務の総体を「事業」と呼ぶことも一般的ではないことから「業務継続」という呼称の方が馴染みやすいものと考え、「業務継続計画」という呼称を用いている。

2 業務継続計画導入の必要性

- 南海トラフ地震の発生が懸念され、災害発生時、市の機関の業務が長期間中断すると、市民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる。

3 業務継続計画導入の効果

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、市の機関の業務の迅速な再開が可能となる。
- 平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、市の防災力を強化することが可能となる。
- 市の機関の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能となる。

4 計画策定後の業務継続力向上

- 業務継続計画では、即座に解決することが困難な課題についても、今後、継続的に解消を図るとともに『新城市地域防災計画』等の見直しや訓練の運用・検証等の積み重ねの中で、計画策定後も業務の見直し等を含めた幅広い検討を行うことにより、業務継続力を向上させていく。（第5章「今後の取組み」参照）

5 新城市BCPの位置づけ

「新城市地域防災計画－地震災害対策計画－」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、公共的団体等が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

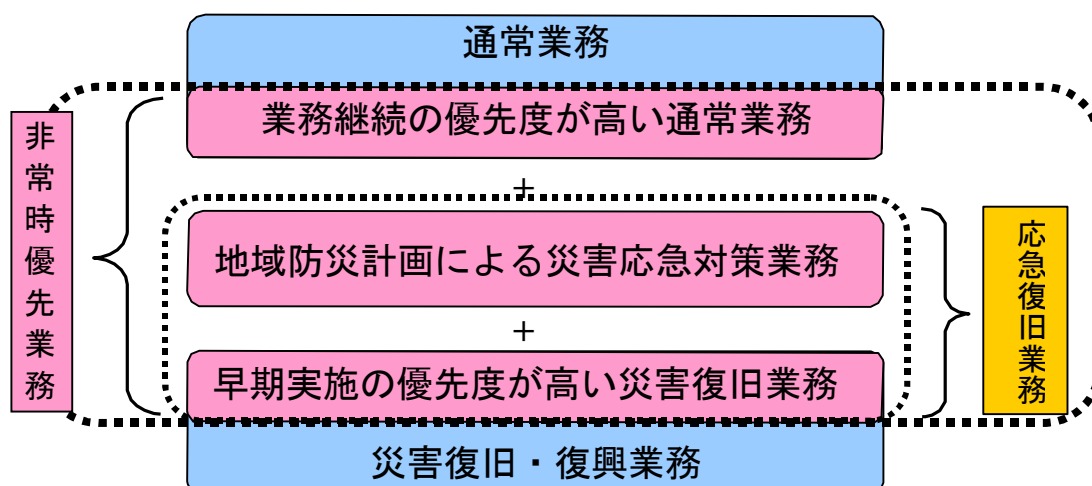
また、本市では市の機関が執るべき措置を規定した「新城市災害対策実施要綱」を定め、さらに各部局では同実施要綱に基づき、災害応急対策業務を実施するために必要な実施要領を定めることとしている。

一方「新城市BCP」は、市の機関が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行うべき業務（＝「非常時優先業務」）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分等の必要な対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や非常時優先業務の目標管理など市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画である。

＜新城市ＢＣＰと地域防災計画の比較＞

	新城市ＢＣＰ	新城市地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする。	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災の可能性があることが前提	特に想定しない。
対象業務		予防業務
	応急対策業務	応急対策業務
	早期に実施する必要がある復旧業務 例：道路、橋りょう、上下水道等	復旧・復興業務
	優先度の高い通常業務	
計画発動期間	災害対策本部員会議での、決定権限者の判断による	予防段階～応急対策、復興期まで
職員の業務執行環境	職員の業務執行環境についても記載する。 例：業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等	職員の業務執行環境の記載はない。

＜新城市ＢＣＰが対象とする非常時優先業務の範囲＞



6 新城市BCPの基本方針

南海トラフ地震などの、市民等並びに市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の基本方針に基づき、非常時優先業務の選定、資源の配分等について検討し、新城市BCPを策定し実施していく。

■基本方針

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な態勢(体制)をとり、必要な資源を最大限活用する。

また、業務継続のための必要な態勢として、以下の対応方針に基づき非常時優先業務を実施する。



■対応方針

- ① 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、災害応急対策業務は最優先で実施する。
- ② 非常時優先業務で必要となる人員や資器材等の資源の確保、配分は、全庁横断的に調整し実施する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資器材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、休止・抑制する。

7 決定権限者及び計画の指揮命令系統

原則として、「新城市災害対策実施要綱」で定めるところにより、災害対応業務を行うこととするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。

決定権限順位表

災害対策本部長*の職務代理者の順序	第1順位 副市長 第2順位 総務部長

※災害対策本部は市長が設置し、災害対策本部長となる。

第2順位以降の意思決定については、災害対策本部員会議で検討し決定する。また、判断しかねる場合は、災害対策本部員の過半数の意思をもって決定する。

8 計画の発動と終結

（1）計画の発動基準

本計画は、以下に述べるそれぞれの災害の事象に伴って発動する。

地震

震度6弱以上

市内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、本計画を自動発動する。

震度5強以下

市内に震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況に応じ災害対策本部員会議の判断によって、本計画を発動する。

その他

災害対策本部員会議で必要と判断したとき、本計画を発動する。

（２）計画の終結基準

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部員会議で認められた時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、本計画に係る業務継続体制を解除する。

（３）計画の発動及び終結の周知

新城市が業務継続計画の発動又は解除を行った場合には、市ホームページ、防災行政無線、携帯電話メール、スマートフォンのアプリケーション（新城市防災行政情報）、CATV及び報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民・企業等に理解と協力を求める。

第2章 計画の前提となる被害想定

1 市全体の被害想定

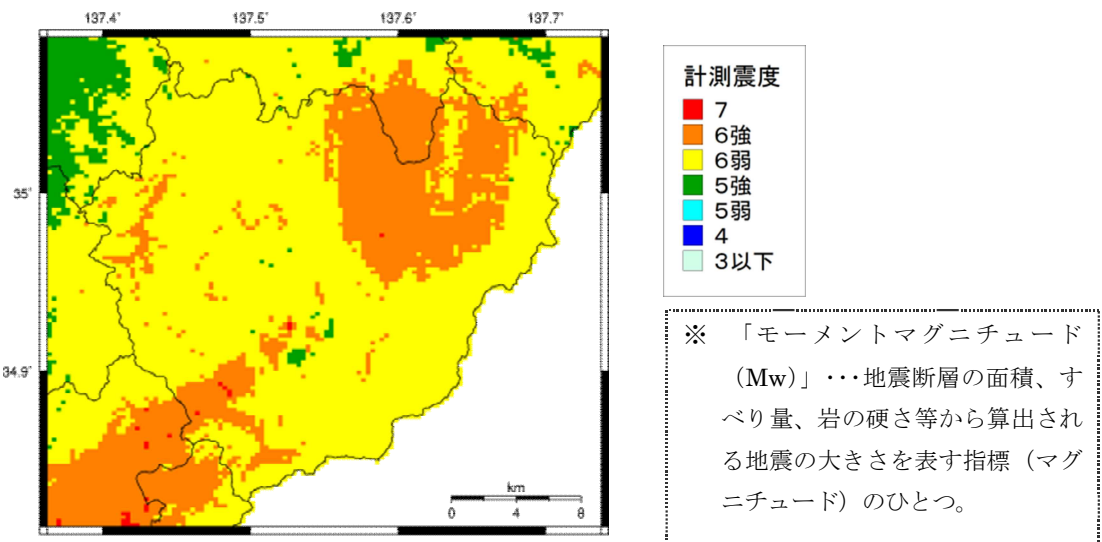
本計画の前提とする地震は、平成26年5月に愛知県防災会議地震部会が発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（以下、「愛知県被害予測調査結果」という。）のうち、新城市での被害が最も大きくなる被害を想定する。人的被害及び建物被害は、「理論上最大想定モデル」、ライフライン被害は、「過去地震最大モデル」とする。

(1) 想定地震

南海トラフ地震

震源：南海トラフ沖

規模：マグニチュード9.0



図：震度分布「理論上最大想定モデル」による想定（陸側ケース）

(2) 被害想定

【全壊・焼失】（棟）

モデル	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊等	火災	合計
理論上最大想定モデル	約1,800	※	約80	約20	約1,900

※ 季節時間帯は合計数が最大となる場合（冬夕方18時）を記載しています。

※ 表中、「5未満 → ※」、「5以上100未満 → 一の位を四捨五入」、「100以上1000未満 → 十の位を四捨五入」

【死者数】（人）

モデル	建物倒壊等		急傾斜地崩壊等	火災	合計
		（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）			
理論上 最大想定モデル	約 1 0 0	約 1 0	約 1 0	※	約 1 0 0

※ 季節時間帯は合計数が最大となる場合（冬午前5時）を記載しています。

※ 表中、「5未満 → ※」、「5以上100未満 → 一の位を四捨五入」、「100以上10000未満 → 十の位を四捨五入」

2 市の業務継続に与える影響

庁舎周辺の外部インフラ※1 状況

被害想定においては、電力や上下水道等の外部インフラの制約をどの程度受けるのかを想定する必要がある。

庁舎周辺の外部インフラについて、「愛知県被害予測調査結果」及び各ライフライン機関からの聞き取り調査により、以下のとおり設定する。

<庁舎周辺の外部インフラ状況一覧>

項目	想定する状況	参 考	
		愛知県被害予測調査結果	阪神・淡路大震災のデータ※2
電力	3日間停止	2、3日後：多くが回復 1週間後：ほぼ復旧	6日後：応急送電完了
上下水道	1週間停止	1週間後：大半回復 1か月後：ほぼ復旧	(上水道)44日後：97% 復旧
ガス 【LPガス】	1週間供給停止	1週間後：ほぼ復旧	
電話（外線）	1週間輻湊	6、7日後：多くが回復 1週間後：ほぼ復旧	14日後：電話回線復旧

※ 「外部インフラ」とは、市役所外部の電力、水道、ガス等の社会基盤を指す。

※ 出典：兵庫県『阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録』

＜職員の参集＞

（ア）体制

新城市では、地震や風水害等の災害の規模（又は災害が発生するおそれ）に応じ、以下のような非常配備体制をとっている。

非常配備の区分	発令基準
予備配備	* 新城市に次の注意報のいずれかが発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 * 愛知県東部に震度 4 以上の地震が発生したとき。
第 1 非常配備	* 新城市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 * 市内の雨量観測計で時間雨量 60mm 以上（ただし総雨量 150mm 以上）の降雨が観測されたとき又は降雨が予想されるとき。 * 市域に震度 4 以上の地震が発生したとき。 * 台風の接近等、市域に被害の発生が予想されるとき。 * 上記以外で、市域に小規模な災害の発生が予想されるとき。
第 2 非常配備	* 台風の接近に伴い新城市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 * 第 1 非常配備体制下で、市域に小規模な災害が発生したとき。 * 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 * 大雨・洪水警報発表時において、豊川の石田観測所水位が、3.00 m に達することが予想されるとき又は達したとき。 * 原子力緊急事態宣言があったとき。※ 1 * その他本部長が必要と認めたとき。
第 3 非常配備	* 第 2 非常配備体制下で、市域に中規模な災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 * 市域に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。

	* 第4 非常配備体制の進捗状況により、第3 非常配備体制でも災害応急対策が推進できるとき。（配備人員は別に定める。） * 市域に特別警報が発表されたとき。 * その他本部長が必要と認めたとき。
第4 非常配備	* 市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき又は全域でなくても被害が特に甚大であるとき又は甚大であると予想される時。 * 市域に震度6 弱以上の地震が発生したとき。

- 非常配備体制に応じ、参集対象職員があらかじめ定められている。
- 第4 非常配備発令時には、全ての職員は、原則、災害対策本部活動班の参集場所へ自動参集する。

（イ）参集可能人員

市域に震度6 弱以上の地震が発生した場合には、職員は勤務公署等へ参集することになるが、職員自身やその家族の死傷、交通の途絶等の発生が想定され、平常時のようなスムーズな参集は見込めない。

平成7 年に発生した阪神・淡路大震災における、被災県・市町村の職員参集率は、平均すると、発災当日が約4 8 %、発災後4 日目に職員の約7 0 %であったと報告されている（詳細については、次ページ「■参集率の想定方法について」を参照）。

これらの点を踏まえ、新城市BCPにおける職員参集については、以下のとおり想定する。

※参集手段

職員は、自宅から徒歩で登庁するものとする。時速3 km、1 日の最大移動距離を1 8 km と想定する。

＜職員の参集想定＞

参集率の想定に基づき、本庁勤務の職員について算出した結果が以下とおり。

■職員の参集想定

活動班	～ 1 時間	～ 3 時間	～ 1 日	～ 3 日	～ 1 週間
総括班	3 人	4 人	4 人	4 人	5 人
総務班	9 人	29 人	31 人	39 人	55 人
鳳来連絡所	1 人	1 人	3 人	5 人	7 人
作手連絡所	0 人	0 人	2 人	4 人	6 人
情報処理広報班	3 人	24 人	27 人	39 人	55 人
地域支援班	17 人	50 人	53 人	65 人	91 人
食料物資調達班	2 人	11 人	13 人	20 人	28 人
廃棄物衛生班	2 人	15 人	17 人	24 人	33 人
応急復旧班	7 人	44 人	46 人	61 人	85 人
医療救護班	6 人	21 人	23 人	24 人	33 人
消火救出班	7 人	44 人	47 人	109 人	152 人
市民病院（事務）	4 人	10 人	11 人	11 人	15 人
こども園	7 人	47 人	50 人	74 人	104 人
小・中学校	1 人	1 人	2 人	2 人	3 人
総計	69 人	301 人	329 人	481 人	672 人
参集率	10%	44%	48%	70%	98%

※令和 6 年 4 月 1 日現在の職員数を基準とする。

参集人数の算定については、以下とおり。

参集職員の対象は、正規職員、再任用職員、嘱託職員のうち、業務時間外に災害が発生し、全職員が自宅から徒歩で活動班参集場所に登庁した場合、登庁に要する時間を算定した。

阪神淡路大震災の記録等から、発災当日の参集率の上限を 48% とし、3 日目までの参集率の上限を 70% とした。

職員本人や家族の死傷、交通の途絶等により 2% の職員が長期間参集できないこととした。

※ 「参集職員数」及び「職員参集率」はあくまで想定であり、例えば、徒歩による参集ではなく、自転車やバイク等により参集する場合は参集するまでの時間は短くなり、他方、道路の通行不能や橋梁の落下等により大幅な迂回が必要となる場合は、参集時間までの時間は長くなる。

<庁舎の資源等>

設備	本庁	鳳来総合支所	作手総合支所
庁舎	・免震設計となっている。 ・オフィス家具等の転倒防止を行っている。	・耐震設計となっている。 ・オフィス家具等の転倒防止を行っている。	・耐震設計となっている。 ・オフィス家具等の転倒防止を行っていない執務室では、発災後片付けを行うことが必要となり、勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷するおそれがある。
上下水道・トイレ	・上水道が遮断された場合、飲用等に使用する上水については、受水槽に1人が1日に使用する必要最低限の量を4Lとして、4日間使用可能な量を確保してある。また、トイレの排水に使用する雑用水については、雑用水槽に1人が1日に使用する必要最低限の量を30Lとして、4日間使用可能な量を確保してある。 ・下水道が遮断された場合、手動切替で、1階から4階東側トイレに限り、汚水槽に汚水を7日間貯留することが可能である。 ※上記の想定人数は、いずれも発災初日は全職員約330人、2日目以降は、災害対策活動を行う職員約150人を想定している	・上水道・合併浄化槽に依存しているため1週間程度は使用できない。 ・トイレについては、合併浄化槽設備に損傷がなく、停電していなければ、使用可能である。	・上水道・農業集落排水に依存しているため1週間程度使用できない。 ・トイレについては、農業集落排水設備に損傷がなく、停電していなければ、使用可能である。

空調（冷暖房・空調）	政策会議室、災害対策本部室、防災対策課執務室については、非常用電源の供給対象になっている。それ以外については、商用電源が復旧するまでは使用できない。	防災倉庫待機室は使用可能。それ以外は商用電源が復旧するまでは使用できない。	非常用電源の供給対象となっていないため、商用電源が復旧するまでは使用できない。
非常用電源	- 本庁舎用：各主要設備、各執務室赤コンセント、政策会議室、災害対策本部室、防災対策課執務室については、約 7 2 時間（その他については、商用電源のみ） - 備蓄燃料はなし。 - 災害協定により確保する。	- 庁舎用：約 7 2 時間（一部のみ） - 備蓄燃料はなし。 - 災害協定により確保する。	- 庁舎用：約 3 6 時間 - 備蓄燃料はなし。 - 災害協定により確保する。
PC・AC機器	- 機器等への損傷がなく、非常用コンセントで使用する場合は除き、商用電源回復まで使用できない。 - 非常用コンセントは防災関連設備および基幹業務機器を最優先とし、行政系システムの機器接続は原則行わない。		
電話	- IP電話のPBX（構内電話交換機）はクラウドセンターにあり、庁舎とクラウドセンター間の通信回線は冗長構成をとっているため、停止する可能性は低い。 - 本庁については、正・副の両系統が停止した場合でもメタル回線が利用可能である。		
総合行政ネットワーク（L G W A N）	総合行政ネットワーク（以下、L G W A N）の引込み線が損傷を受けた、または本庁舎サーバ室の電源供給が保証されない場合、個人番号利用業務系と個人番号関連業務系の情報システム利用再開には遅れが生じるおそれがある。当市は住民情報システム、行政情報システムともL G W A N－A S Pであるため、L G W A Nの停止がシステム停止につながる。		
インターネット	- 行政系インターネットは、本庁舎サーバ室のインターネットシステムへの電源供給が保証され、かつ愛知県が管理する「あいち情報セキュリティクラウド」が稼働中ならば利用可能である。 - 本庁舎、鳳来総合支所等の Free-WiFi については、ティーズ等、契約している光ケーブルの断線が発生すれば、長期使用出来ない恐れがある。		

職員用備蓄品	・職員用食料・飲料水等の備蓄品はなし。

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定方法

新城市BCPでは、地震が発生した場合に、継続又は早期に復旧することが必要な業務である非常時優先業務を選定するために、基本方針・対応方針に基づき、市の全ての業務（810業務）から、市が行うべき応急復旧業務（地域防災計画や災害対策実施要綱に記載された災害応急対策業務等）や業務継続の優先度が高い通常業務の洗い出しを実施した。

非常時優先業務の選定にあたっては、基本方針にある「市民等の生命・身体・財産の保護」、「市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧」、「業務継続に必要な態勢の確保」をするための業務を優先し、阪神・淡路大震災等における対応を参考とした。

また、非常時優先業務の選定作業に際しては、「非常時優先業務の選定基準表」を作成し、選定を行った。

<非常時優先業務の選定基準表>

立ち上げ業務	災害対策本部を立ち上げるために必要な業務を選定した。 ・災害対策本部の立ち上げに必要な資源(職員、施設及び設備等)の確認・把握に関する事 ・災害対策本部立ち上げの調整に関する事 ・その他市長が認めるもの
状況把握業務	災害対策本部を運営するために必要な状況把握業務を選定した。 ・被災状況の調査・把握に関する事 ・災害対応をするために必要となる資源(職員、施設及び設備等)の調査・把握に関する事 ・関係機関等の連携手段の調査・把握に関する事 ・その他市長が認めるもの
運営業務	災害対策本部の運営において、優先度の高い業務を選定 ・避難所の運営に関する事 ・応急対策・復旧に関する事 ・物資等の調達に関する事 ・関係機関との連携に関する事 ・災害情報の伝達に関する事 ・その他市長が認めるもの
通常業務	通常業務のうち災害時であっても中断せず、継続する必要がある業務を選定 ・法的根拠により継続する必要がある業務に関する事 ・窓口・問い合わせ等に関する事

	・市有財産の管理に関すること ・広報に関すること ・その他市長が認めるもの

参集人数の算定については、以下とおり。

2 非常時優先業務の選定結果

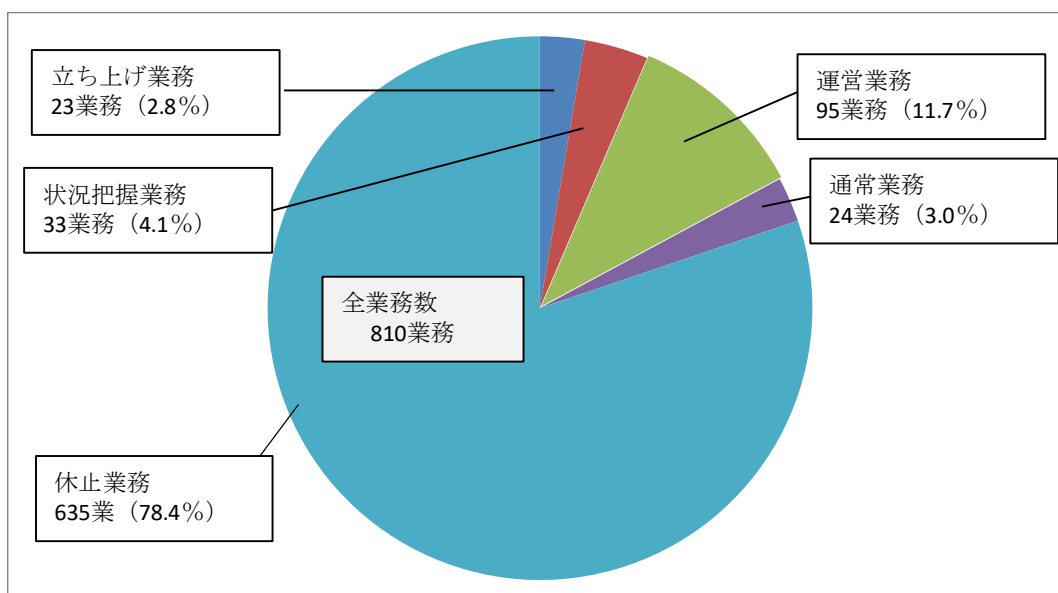
洗い出しを行った全業務数 810 業務（令和 6 年 4 月 1 日）については、基本方針に基づき、その緊急性や影響度等について評価した。

災害時に継続又は早期に再開・復旧すべき業務を選定した結果、非常時優先業務は 175 業務（立ち上げ業務：23 業務、状況把握業務：33 業務、運営業務：95 業務、通常業務：24 業務）である。

なお、全ての業務に占める割合は約 21.6% である。

＜全業務のうち非常時優先業務の占める割合＞

全業務数	810 業務
非常時優先業務数	175 業務
（うち立ち上げ業務）	23 業務
（うち状況把握業務）	33 業務
（うち運営業務）	95 業務
（うち通常業務）	24 業務



3 災害時に休止する業務

限られた資源を優先的に配分するため、非常時優先業務ではない業務については、休止する。なお、休止した業務については、災害応急対策業務の実施の経過に伴い、順次再開する。

4 非常時優先業務の復旧目標

次のページより、「非常時優先業務の選定基準表」で整理した主要な非常時優先業務を例示する。

また、発災時には、限られた資源の中で非常時優先業務を実施することとなるため、業務間で資源利用の競合が生じる場合も想定される。非常時優先業務の実施にあたっては、新城市BCPの「基本方針」及び「対応方針」（6ページを参照）に基づき、実施していく。

第4章 業務継続における課題と対応

業務を継続する上での課題（ボトルネック）を挙げた。

1 業務実施体制

（1）職員の参集の課題

- ・職員の安否状況については、災害時、非常時優先業務の遂行に必要な人員を確保できないおそれがある。

（2）職員支援に係る課題

- ・職員の宿泊・仮眠室等の整備については、現状では確保されておらず、また、公共交通機関が復旧するまでの間、職員が帰宅することは難しいため、災害時の継続的な勤務に支障が生じるおそれがある。

（3）各非常時優先業務の実施方法に係る課題

- ・各業務の手順書が作成されておらず、災害時にその業務の主担当が不在の場合、業務遂行に支障が生じるおそれがある。

2 執務環境

（1）電力に係る課題

- ・商用電源が停止した場合、非常用発電機からの電力供給となる。本庁舎については、商用電源停止後約72時間は主要設備に電力を供給することができるが、全てのコンセントや機器に電力を供給することはできない。（赤コンセントや主要執務室、主要設備のみ）
- ・非常用発電機用燃料の確保については、市内給油所との災害協定による燃料の確保を想定しているが、給油所自体が被災した場合は、円滑な供給ができないおそれがある。

（2）上水道、下水道（トイレ）に係る課題

- ・簡易トイレの備蓄数量では不足するおそれがある。
- ・本庁舎の上水断水後の飲用等上水と雑用水（トイレ水洗）は、受水槽及び雑用水槽の容量がそれぞれ、 3.3 m^3 と 29.5 m^3 と限りがあり、1人が1日に使用する必要最低限の量を上水が4L、雑用水を30Lとすると、上水道停止後4日間は使用可能である。想定人数以上の水を使用することになると使用可能日が短くなるが、飲料用については、長く受水槽に貯水していると残留塩素濃度が低くなり、煮沸しないと飲料に使用できなくなる恐れがある。また、上水及び雑用水が使用できるのは、電力の供給がある場合であり、商用電源の供給が無い場合は、非常用発電機からの供給であるため、燃料が枯渇した場合は使用不能となる。ただし、手動であるが受水槽から直接取水は可能である。
- ・本庁舎の下水破断後のトイレは、1階から4階の東側トイレに限り破断後7日間は使用可能であるが、汚水槽に貯留するため（手動切替）汚水槽容量が 76.8 m^3 と限りがあり、想定人数以上の汚水を貯留することになると使用可能日が短くなる。また、商用電力の供給が無い場合は、非常用発電機からの供給で使用可能であるが、電源消失した場合は、手動で水を供給できれば自然流下で使用することは可能である。

※本庁舎想定人数

発災初日は全職員約 330 人、2 日目以降は災害対策活動を行う職員約 150 人

3 各種情報システム・通信・ネットワーク等

- ・庁舎の非常用発電量は災害対策本部室やサーバ室が優先であり、全庁情報システムを維持はできない。このため各フロアのパソコン、プリンタ等の O A 機器、および個別システムは稼働できず、場合によっては影響が極めて大きいと考える。非常用発電量が不足した場合は、サーバ室においても優先度の低いシステムが設置されているラックへの電源供給（UPS 含む）を停止する。
- ・大震災を例とする大災害の折は各庁舎内・施設内のネットワークの維持が可能でも、外部に通信するケーブル網が甚大な被害を受ける可能性がある。ネットワークを前提とした情報システム利用ができないことを想定する必要がある。
- ・情報政策課職員等、情報システムに精通した職員の登庁ができない場合、システム復旧に時間を要する可能性がある。
- ・県機関、市町村及び防災機関には、地上系・衛星系に二重化された県の独自回線である「高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）」が整備されており、関係機関との連絡が可能である。

4 職員用備蓄

- ・職員の食料、保存水及び非常用トイレの整備については、現状では確保されておらず、また、物流が復旧するまでの間、職員用として物資を確保することが困難であることが予想され、災害時の継続的な勤務に支障が生じるおそれがある。
- ・災害時の継続的な勤務を行うために最低限必要となる備蓄を、3 日分を目標に備蓄を進めていくことが必要となる。
- ・食料は 4,950 食（3 食×3 日×550 人）を備蓄目標にする。
- ・保存水は、3,300ℓ（2ℓ×3 日×550 人）を目標に備蓄する。
- ・非常排便収納袋は、1 人あたり 1 日 5 回の排便数として、8,250 回（5 回×3 日×550 人）を備蓄目標にする。
- ・簡易トイレは、職員 30 人あたり 1 台として、18 台（550 人÷30 人）を備蓄目標にする。

第5章 今後の取組み

組織・職員個々の災害対応能力及び意識の向上

災害時に参集した職員が迅速、的確な業務遂行を行えるよう、担当業務を明確化し、災害時の任務を十分理解させることで、職員が速やかに業務に取り組める体制作りを進める。

本計画の発動にあたっては、本計画の理解・浸透とともに、非常時優先業務を遂行するための職員個々はもちろん、組織的な対応能力と意識の向上も不可欠である。

災害時の業務継続に対する理解を深め、対応能力の向上を図るためには発災後を想定した訓練等の事前対策の充実を図ることが必要であり、具体的には徒歩参集訓練、安否確認訓練、情報システム稼働訓練、停電訓練、代替施設の利用に関する訓練等を実施すること、また、新城市BCPをテキストとして使用するとともに、研修・訓練等の実施・検証を行うこととし、人事異動や業務の実施方法の変更があれば、職員一人ひとりが適宜点検・改善を進める意識をもち、業務継続上の問題がないかを考えるとともに、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行い、課題の解消に向けて計画的に庁舎設備等の強化や業務マニュアルの整備等を進めていく。

新城市業務継続計画（新城市BCP）
[地震編]

平成29年 8月発行
平成29年10月修正
平成30年10月修正
令和 元年 6月修正
令和 3年 6月修正
令和 4年 7月修正
令和 6年12月修正

編集・発行：新城市役所総務部防災対策課
〒441-1392
新城市字東入船115番地
電話（0536）23-7660

新城市被災者生活再建支援金支給要綱

(通則)

第1条 この要綱は、新城市内において発生した自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対し、新城市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害による次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により土石流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該

住宅に居住することが困難であると認められる世帯（（２）及び（３）に掲げる世帯を除く。））

（５）中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（（２）から（４）までに掲げる世帯を除く。））

２ 加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

３ 支援金の支給は、口座振込による。

（支給申請）

第４条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、新城市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第１）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書

（２）住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書

（３）半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書

（４）半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

（５）長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市による証明書

（６）加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画

（７）振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類

（８）その他、市長が必要と認める書類

（申請期間）

第５条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあっては１３月を経過する日まで、加算支援金にあっては３７月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすること

ができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

（支給決定等の通知）

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があった場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは新城市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2）により、支給しないことを決定したときは新城市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3）により、申請者に速やかに通知するものとする。

（支援金の支給）

第7条 支援対象者は、前条の規定による支給決定を受けたときは、新城市被災者生活再建支援金請求書（様式第4）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき当該支援金を支給するものとする。

（状況報告）

第8条 支援対象者は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、新城市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第5）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正な手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- （2）第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- （3）前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、新城市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第6）により支援対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消に係る部分について既に支援金が支給されているときは、新城市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第7）により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかった

ときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、年
10.95パーセントの割合で算出した延滞金を市に納付させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月7日から施行する。

別表（第3条関係）

（1世帯につき（単位：万円））

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	－	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	－	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

（注）

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

愛知県応急用米穀取扱要領

(災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱)

1 目的

大規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、知事又は市町村長が必要と認める時は、被災者等への炊き出し給食を行い、もって主食の供給について適切な措置を講ずるものとする。

2 炊き出し給食を実施する場合の基準

次に掲げる災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に行う。

- (1) 地震
- (2) 大火災
- (3) 風水害
- (4) その他の災害等

3 給食の実施者

知事又は市町村長

4 実施に係る調査

炊き出し給食を実施しようとする者は、災害又は被害の予想を的確に調査し、その必要量を把握するものとする。

5 米穀の調達・供給の要請

要請については、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例による要請に準じて、農林水産省と協議のうえ実施する。

- (1) 知事は、市町村長から炊き出し給食を実施する旨の通知があった場合、この内容を審査し、適切と認めたときは、農林水産省と協議し、米穀の供給・引渡要請を行うものとする。
- (2) 知事は、自ら炊き出し給食を実施しようとする時は、農林水産省と協議し、米穀の供給・引渡要請を行うものとする。

6 要請事項

知事は、農林水産省へ米穀の供給・引渡要請をする場合、次の事項について確認をするものとする。

- (1) 引渡希望数量 (kg)
- (2) 引渡場所
- (3) 引渡方法 (引渡責任者の氏名、連絡先等)

7 調達・供給の決定

- (1) 知事は、農林水産省に要請し、供給・引渡が決定され、米穀が引渡された時は、速やかに炊き出しし、給食を実施する。
- (2) 知事は、市町村からの依頼によりこの協議をし、引渡が決定された時は、速やかに依頼した市町村長へこの内容を知照する。

8 事後処理の特例

この要領による事務は文書により処理することとするが、災害時にあっては交通の途絶等の事態が生じることも想定されるので、この際には電話等その他の通信方法によることとして差し支えない。

9 市町村長が自ら主食を確保する場合

市町村長は米穀届出事業者又は愛知県米穀販売事業者協議会との間で事前に応急時の米穀の購入に関する協定を締結し、米穀の確保に万全を期すように配慮すること。

附 則

この要領は、昭和 57 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 8 日に施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。

例 文 1

(市町村長からの供給の依頼)

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 長

応急用米穀の供給について（依頼）

平成○年○月○日午前○時○分△△地震（震源地三河湾沖、震度6～7）が発生し、本市（町、村）◇◇地区及び△△地区において家屋の倒壊◎◎戸、半壊▽▽戸の被害を受けました。

ついては、これらを始めとする被災者等に炊き出し給食を実施したいので、下記によりこの手配について御配慮ください。

記

1 売却希望数量

○○kg

積算基礎等（1）対象戸数 ○○戸

（2）対象人員 ○○○人

〔 被災者 ○○人
 救いゆつ者 ○○人

（3）給食数 延べ○○食

〔 被災者 ○○食
 救いゆつ者 ○○食

（4）給食対象期間

平成○年○○月○○日から

平成△年△△年△△日まで

2 受領場所・方法等

3 その他

緊急輸送道路（県道○○◇◇線）は橋りょう（□□橋）が破損しているため不通である。

例 文 2

(知 事 か ら 農 林 水 産 省 へ 依 頼)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長殿

愛 知 県 知 事

応急用米穀の供給について（依頼）

このことについて、下記により炊き出し給食を実施したいので御配慮ください。

記

- 1 炊き出し給食の実施者
- 2 災害の種類
- 3 被害の状況
- 4 希望米穀の数量
- 5 引渡場所
- 6 引渡方法

例 文 3

(知事から市町村長への通知)

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

応急用米穀の供給について（回答）

平成○年○月○日付け△△□□号で依頼のありましたこのことについて、農林水産省
総合食糧局長との協議の結果、下記により供給が決定されました。

記

- 1 供給量
- 2 供給される米穀の概要
- 3 買受金額
- 4 支払方法
- 5 引渡場所
- 6 引渡方法

例 文 4

(災害時における米穀の売却に関する協定書)

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における米穀の売却に関して愛知県〇〇市（以下「甲」という。）が愛知県米穀販売事業者協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 甲は米穀の売却の要請に当たっては、米穀の数量、履行地等及びその他必要と認める事項をもって乙に連絡するものとする。

ただし、緊急の場合は電話等その他通信方法によることができる。この場合において甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第3条 乙は前条の要請があった時は、乙の組合員である米穀届出事業者（以下「丙」という。）への指示等可能な限り甲に協力するものとする。

(売 却)

第4条 乙の指示を受けた丙は、甲へ米穀を売り渡すものとする。

(協 議)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第6条 この協定は、平成〇年〇月〇日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

甲 住 所
氏 名
乙 住 所
氏 名

(注) 米穀届出事業者との協定書については、適宜、変更して作成すること。

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第 4 章 I 第 11 の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- （１）知事又は市町村長は、要領第 4 章 I 第 11 の 1 の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- （２）具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙 1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙 2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- （３）上記（１）の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- （４）貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- （５）この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、（２）又は（３）の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、１の（１）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体（以下「受託事業体」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章Ⅰ第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署 (連絡先)

担当部署名 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第 1 班

連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

(TEL) 03-6744-1353

(FAX) 03-6744-1391

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長)

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀 の取扱要領

昭和 61 年 8 月 20 日 制 定
平成 16 年 10 月 8 日 一部改正
平成 19 年 3 月 26 日 一部改正
平成 23 年 3 月 25 日 一部改正
平成 23 年 9 月 28 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 6 月 3 日 一部改正

1 趣 旨

この要領は、災害時に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）において、知事又は当該災害地を管轄する市町村長が農林水産省に対して、引渡要請をして買い受ける米穀（以下「災害救助用米穀」という。）の引取りの円滑を期するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 引渡要請の手続

（１）被災地域が連絡可能で知事の指示が受けられる場合

ア 市町村長は、被災者に炊き出し給食を行うため米穀を必要とする場合は、速やかに災害救助用米穀の引渡申請書（様式 1）を作成し、知事（名古屋市長にあっては県災害対策本部経由、その他の市町村長にあっては県方面本部経由とする。）に提出する。ただし、やむを得ない事情により申請書の提出が困難なときは、申請書に記載すべき事項を明確にして、電信、電話等により要請する（この場合、事後速やかに所定の申請書を提出すること。）。
イ 知事は、前項の申請により災害救助用米穀の引渡要請数量を決定し（り災者 1 食当たり 150 グラムを目安とする。）、農林水産省に、要請の第 1 報として、引渡要請内容を電話連絡して、引渡要請書（様式 2）を提出する。

農林水産省が受託事業体と調整し、引渡の決定により、農林水産省と政府所有主要米穀売買契約を締結する。

（２）災害地域が孤立化したため、知事の指示が受けられない場合

災害地の市町村長は、交通及び通信が断絶し、孤立化したため災害救助用米穀の緊急引取りについて（１）による知事の指示を受けることができない場合で、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に災害救助米穀の引渡しを受ける必要のある場合は次による。

ア 市町村長は、直接、農林水産省に、要請の第 1 報として、引渡要請内容を電話

連絡して、農林水産省に、引渡要請書（様式 2）を提出する。

イ 市町村長は、前項の措置を実施した場合は、連絡のつき次第速やかに要請したことを、引渡申請書（様式 1）により知事（名古屋市長にあっては県災害対策本部経由、その他の市町村長にあっては県方面本部経由とする。）に提出する。

ウ 知事は、前項により提出された申請書に基づき、農林水産省と政府所有主要米穀売買契約を締結する。

3 実績報告書の提出

市町村長は、災害救助用米穀の引渡しを受け、炊き出し給食を行った場合は、速やかに災害救助用米穀による炊き出し給食実績報告書（様式 3）を作成し、知事（食育消費流通課）に提出する。なお、食育消費流通課は、写しを防災安全局（災害救助法に基づく救助に係る場合は災害対策課、国民保護法に基づく救援に係る場合は防災危機管理課へ送付する。）に提出する。

4 その他

食育消費流通課は、防災安全局（災害救助法に基づく救助に係る場合は災害対策課、国民保護法に基づく救援に係る場合は防災危機管理課。以下同じ。）と連絡調整を行う。

また、平時から情報の共有を図り、国の制度改正等があった場合等は農業水産局から防災安全局へ情報提供を行う。

附 則

この要領は、昭和 61 年 8 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 8 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 3 月 26 日に施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 25 日に施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

(様式1)

災害救助用米穀緊急引渡申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 長 ⑩

このことについて、愛知県災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の種類

2 被害状況及び地域

3 申請数量

対象戸数	対象人員	延食数	基準量	申請数量	備 考
戸	人	食	g	kg	

4 引渡希望時期、場所及び方法

5 引渡担当者(氏名・連絡先)

※ この申請書を市町村長が知事に提出する場合は、県方面本部経由（名古屋市は県災害対策本部経由）で提出すること。

(様式 2)

年 月 日

農林水産省政策統括官殿

愛知県知事(市町村長) 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)第 4 章 I 第 11 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

(注) 公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

引渡担当者

氏 名

連絡先

(様式3)

災害救助用米穀による炊き出し給食実績報告書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 長 ⑩

(災害の種類)の被災により、災害救助用米穀を下記のとおり、被災者に炊き出し給食いたしました。

記

1 災害救助用米穀受領量(キロ数)

2 実施場所

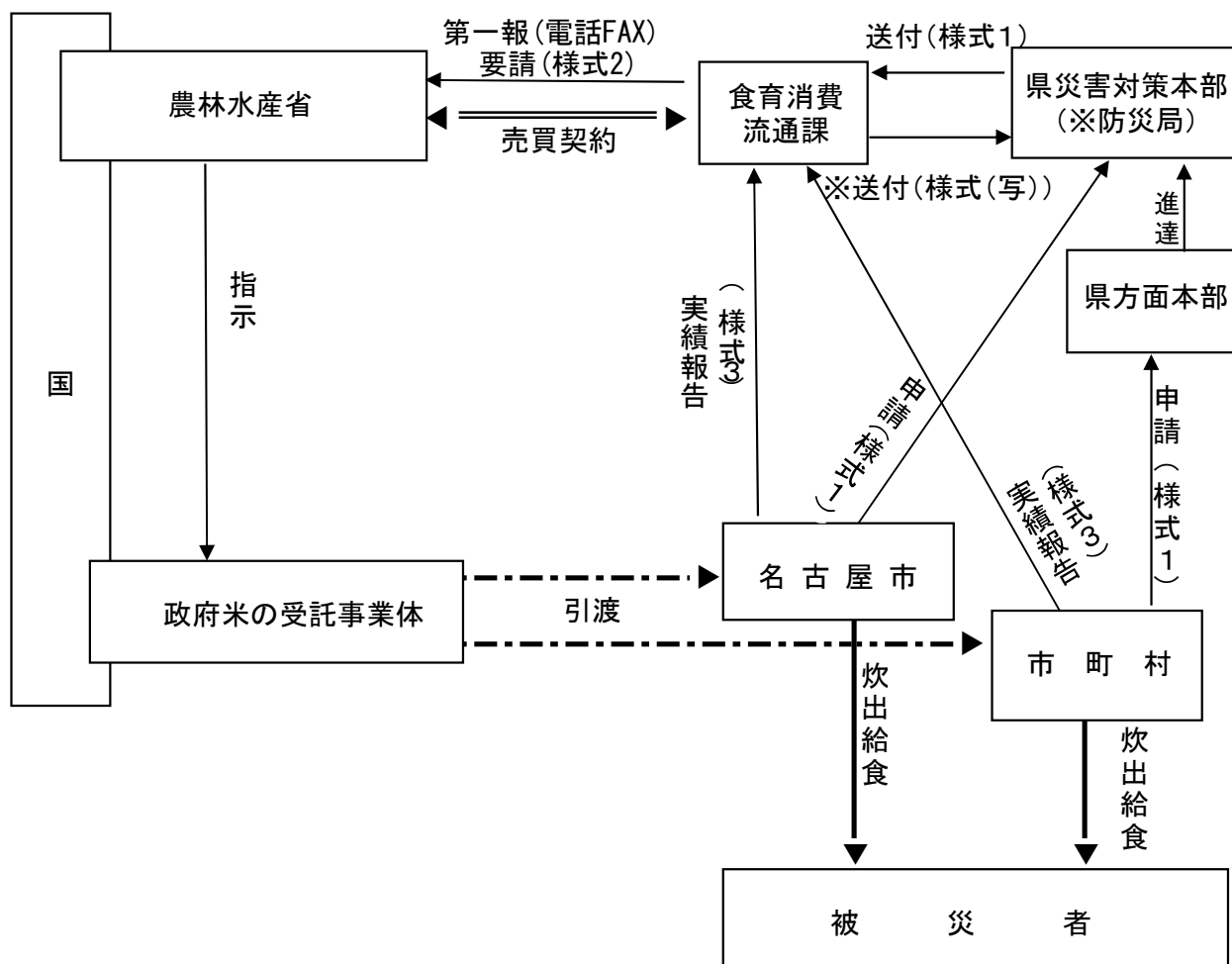
3 実施期間

4 給食使用量(キロ数)

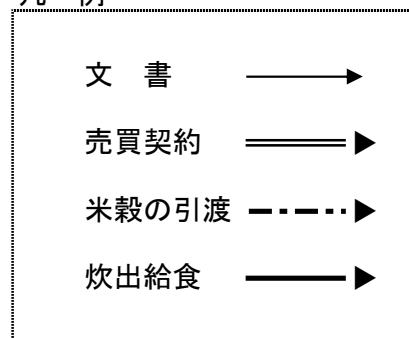
※ この報告書を市町村長が知事に提出する場合は、農業水産局農政部食育消費流通課へ提出すること。

[参 考]

1 災害地域が連絡可能で知事の指示が受けられる場合

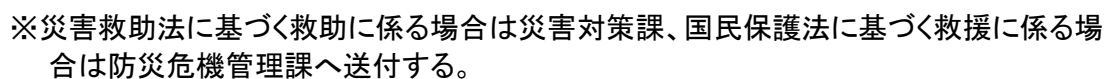
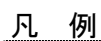


凡 例



※災害救助法に基づく救助に係る場合は災害対策課、国民保護法に基づく救援に係る場合は防災危機管理課へ送付する。

2 災害地域が孤立化したため、知事の指示が受けられない場合



緊急通行車両等業務マニュアル



令和5年9月
愛知県防災安全局防災部災害対策課調整グループ

【凡例】

- 「 災 対 法 」 : 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 「 災 対 法 施 行 令 」 : 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）
- 「 災 対 法 施 行 規 則 」 : 災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）
- 「 大 震 法 」 : 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
- 「 大 震 法 施 行 令 」 : 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）
- 「 大 震 法 施 行 規 則 」 : 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）
- 「 原 災 法 」 : 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
- 「 原 災 法 施 行 令 」 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）
- 「 国 民 保 護 法 」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
- 「 国 民 保 護 法 施 行 令 」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
- 「 緊 急 交 通 路 」 : 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「 標 章 」 : 災対法施行規則別記様式第 4 の標章又は大震法施行規則別記様式第 7 の標章
- 「 証 明 書 」 : 災対法施行規則別記様式第 5 の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第 8 の緊急輸送車両確認証明書
- 「 届 出 済 証 」 : 緊急通行車両等事前届出済証
- 「 災 害 等 」 : 災対法第 2 条第 1 項に規定する災害、大震法第 2 条第 1 項に規定する地震災害、原災法第 2 条第 1 項に規定する原子力災害及び国民保護法第 2 条第 1 項に規定する武力攻撃
- 「 災 害 応 急 対 策 等 」 : 災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策、大震法第 21 条第 1 項に規定する地震防災応急対策、原災法第 26 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置

目 次

はじめに	1
第1章 災害等発生時の交通規制道路の概要	2
1 大規模災害等発生時の交通規制	2
2 緊急交通路が指定されたとき	2
第2章 災害等発生前の緊急通行車両等の確認等	3
1 制度の概要	3
2 災害等発生前の緊急通行車両等の確認の対象	3
3 申出者・届出者	4
4 申出先・届出先・返納先	5
5 確認申出（届出済証のない車両）	5
6 確認申出（届出済証のある車両）	6
7 標章及び証明書の作成・交付（届出済証のない車両、届出済証のある車両 共通） ..	6
8 標章及び証明書の記載事項変更届出	6
9 標章及び証明書の再交付申出	7
10 標章及び証明書の返納	7
11 記載事項変更、再交付、返納に対しての注意事項	7
第3章 災害等発生時における緊急通行車両等の確認手続	8
1 災害等発生時とは	8
2 災害等発生時の緊急通行車両等の確認の対象	8
3 申出者・届出者	8
4 申出先・届出先・返納先	9
5 確認申出（届出済証がない車両）	10
6 確認申出（届出済証のある車両）	11
7 やむを得ない事由により添付書類を省略することができるとき	11
8 標章及び証明書の作成・交付	12
9 記載事項変更、再交付、返納に対しての注意事項	13
第4章 標章及び証明書の適正な保管・管理	14
1 保管責任者の指定	14
2 保管場所	14
3 標章及び証明書の所有数管理（県民事務所等のみ該当）	14

第5章 その他	15
1 愛知県警察との申合せ	15
2 参考文献	15
3 マニュアル作成における参考事項	15

○様式（災対法・原災法・国民保護法）

別記様式第3（第6条関係）	緊急通行車両確認申出書
別記様式第4（第6条の2関係）	標章
別記様式第5（第6条の2関係）	緊急通行車両確認証明書
別記様式第6（第6条の3関係）	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
別記様式第7（第6条の4関係）	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

○様式（大震法）

別記様式第6（第6条関係）	緊急輸送車両確認申出書
別記様式第7（第6条の2関係）	標章
別記様式第8（第6条の2関係）	緊急輸送車両確認証明書
別記様式第9（第6条の3関係）	緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
別記様式第10（第6条の4関係）	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書

○様式（その他）

様式第1	緊急通行車両確認証明書交付簿
様式第2	緊急輸送車両確認証明書交付簿
様式第3	標章出納簿
様式第2（愛知県公印取扱規定 第3条の2関係）	公印刷込等用紙出納簿
参考様式第1	災害応急対策等を実施する者の車両であることを確かめるに足る証明書
参考様式第2	緊急通行車両等確認申出書等について（送付）

○各種様式記載例

- 【記載例1】緊急通行車両確認申出書（1台分の申出の場合）
- 【記載例2】緊急通行車両確認申出書（複数台分の申出の場合）
- 【記載例3】緊急輸送車両確認申出書
- 【記載例4】緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
- 【記載例5】緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
- 【記載例6】緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書
- 【記載例7】緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書
- 【記載例8】標章（緊急通行車両、緊急輸送車両 共通）
- 【記載例9】緊急通行車両確認証明書
- 【記載例10】緊急輸送車両確認証明書
- 【記載例11】緊急通行車両確認証明書交付簿
- 【記載例12】緊急輸送車両確認証明書交付簿

○別冊（緊急通行車両等業務マニュアル 質疑応答集）

はじめに

本マニュアルは、愛知県防災安全局防災部災害対策課（以下「災害対策課」という。）と愛知県警察本部交通部交通規制課（以下「県警交通規制課」という。）との緊急通行車両等の運用手続に関する申合せ（令和５年８月１日締結）により、緊急通行車両等業務担当者向けに作成しています。

第 1 章 災害等発生時の交通規制道路の概要

1 大規模災害等発生時の交通規制

大規模災害等発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行い災害活動用車両を通行させるため、災対法等の規定に基づき区間又は区域を定めて、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行禁止又は制限する交通規制（緊急交通路の指定）が県内の高速道路等や主要な一般道等（以下「高速道路等主要道路」という。）に対して必要に応じて実施されます。

時期	交通規制	通行できる車両
平常時	(通常)	制限なし
警戒宣言発令時 ～ 災害発生前	大震法第 24 条 による交通規制	緊急輸送車両
災害発生時等	災対法第 76 条第 1 項 原災法第 28 条第 2 項 国民保護法第 155 条第 1 項 による交通規制	緊急通行車両

2 緊急交通路が指定されたとき

緊急交通路が指定された場合、高速道路等主要道路の入口付近等に災害応急対策等に使用する車両であることを確認するため、交通検問所が設置されます。

災害応急対策等業務に従事する車両は、緊急交通路を通行するために標章及び証明書を提示することで緊急交通路を通行することができます。

第2章 災害等発生前の緊急通行車両等の確認等

1 制度の概要

従前の事前届出（令和5年8月31日まで）では、届出済証の交付を行っていましたが、災対法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）及び災対法施行規則（令和5年内閣府令第47号）が令和5年9月1日施行されることに伴い、災害応急対策等に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両等であることの確認を受け、標章及び証明書の交付ができるようになりました。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策等にあたることが可能となりました。

2 災害等発生前の緊急通行車両等の確認の対象

（1）災害応急対策等（具体的には下記に掲げる事項）を実施するために計画がある車両

★災対法（第50条第1項）

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

★大震法（第21条第1項）

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

★原災法（第26条第1項）

- (1) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

★国民保護法（第2条第3項）

- (1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- (3) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- (4) 運送及び通信に関する措置
- (5) 国民の生活の安定に関する措置
- (6) 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

※原動機付自転車等については、地域性等に鑑みて緊急通行車両等とすることは可能です。

3 申出者・届出者

指定行政機関等の長や指定行政機関等に属し災害応急対策等に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者です。

【例①】 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合

→ 県〇〇課長

【例②】 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合

→ 〇〇事務所長

【例③】 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合

→ 〇〇市町村長

4 申出先・届出先・返納先

愛知県の保有する車両(愛知県との各種協定の締結に係る機関の保有する車両を含む。)は、災害対策課で取りまとめる。(別記1 参照)

5 確認申出(届出済証のない車両)

緊急通行車両等であることの確認の申出を受けた場合には、以下のとおり書類を提出させ標章及び証明書を交付する。

○必要書類(災害対策課決裁用1 通、県警提出用1 通)

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両 確認 申出書	2 通	災対法施行規則 別記様式第3 記載内容は記載例1、2のとおり
	又は(双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え)		
	緊急輸送車両 確認 申出書		大震法施行規則 別記様式第6 記載内容は記載例3のとおり
②	自動車検査証の写し 又は軽自動車届出済証の写し	2 通	
③	災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類	2 通	地域防災計画の写し(抜粋可)
④	・契約書の写し ・輸送協定書の写し ・当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか	2 通	指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両に限る。
⑤	災害応急対策等を実施する者の車両であることを確かめるに足る書類	2 通	車両リスト、証明書(参考様式第1 参照)

※1 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があったときで、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」を記載(別紙での対応可)して申出書を1 通とすることができる。

その際、③～⑤の書類について、重複する内容のものは1 通で足り、全体として一式の書類により複数台の申出ができる。

※2 上記⑤の書類については、他の書類と兼ねることができる。

【例】自動車検査証の使用者欄の指名が指定行政機関等そのものである場合

→車検証の写しの添付をもって、上記⑤の書類が添付されているものとできる。

6 確認申出（届出済証のある車両）

従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき届出済証の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提出を求めて内容を確認する。（※令和5年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しない。）

○必要書類（災害対策課決裁用1通、県警提出用1通）

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両 確認 申出書	2通	災対法施行規則 別記様式第3 記載内容は記載例1、2のとおり
	又は（双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両 確認 申出書		大震法施行規則 別記様式第6 記載内容は記載例3のとおり
②	届出済証	2通	原本（1通）＋写し（1通）

7 標章及び証明書の作成・交付（届出済証のない車両、届出済証のある車両 共通）

（1）標章及び証明書の作成

災害発生前においては、標章及び証明書の作成は県警交通規制課で作成を行う。

（2）標章及び証明書の交付

県警交通規制課から災害対策課へ標章及び証明書が送付されるので、各局等へ手交する。

8 標章及び証明書の記載事項変更届出

標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章等とともに、以下のとおり書類を提出させ新しい標章及び証明書を交付する。

（1）必要書類（災害対策課決裁用1通、県警提出用1通）

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両 確認 標章・証明書 記載事項変更 届出書	2通	災対法施行規則 別記様式第6 記載内容は記載例4のとおり
	又は（双方を同時に届出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両 確認 標章・証明書 記載事項変更 届出書		大震法施行規則 別記様式第9 記載内容は記載例5のとおり
②	変更した事項を確かめるに足りる書類	2通	
③	標章及び証明書	2通	原本（1通）＋写し（1通）

(2) 有効期限

標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐものとする。

9 標章及び証明書の再交付申出

標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は既存した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに以下のとおり書類を提出させ新しい標章及び証明書に新しい交付番号を記載して交付する。

(1) 必要書類（災害対策課決裁用 1 通、県警提出用 1 通）

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	2 通	災対法施行規則 別記様式第 7 記載内容は記載例 6 のとおり
	又は（双方を同時に申出する場合は「及び」に読み替え）		
	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書		大震法施行規則 別記様式第 10 記載内容は記載例 7 のとおり
②	標章又は証明書	2 通	残存する場合に限る 原本（1 通）＋写し（1 通）

(2) 有効期限

標章及び証明書の有効期限は、再交付前のものを引き継ぐものとする。

10 標章及び証明書の返納

標章等の交付を受けた車両が返納事由のいずれかに該当する場合やその事実を把握した場合は、以下のとおり標章等を返納させる。

返納された標章及び証明書は、裁断等の方法により廃棄する。

(1) 返納事由

- ①災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。
- ②標章及び証明書の有効期限が到来したとき。
- ③標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

(2) 必要書類（災害対策課決裁用 1 通、県警提出用 1 通）

	必要書類	部数	備考
①	標章及び証明書	2 通	原本（1 通）＋写し（1 通）

11 記載事項変更、再交付、返納に対する注意事項

標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納は交付を受けた都道府県知事又は公安委員会で行う必要があるため、他の都道府県が公布した標章等の記載事項変更、再交付又は返納をする場合は、交付を受けた都道府県において手続を行うよう指導する。

第3章 災害等発生時における緊急通行車両等の確認手続

1 災害等発生時とは

- ア 愛知県公安委員会が災対法等に基づく交通規制を実施したとき
- イ 防災計画等により他の都道府県において災害応急計画等を実施する計画のある車両については、当該都道府県が災対法等に基づく交通規制を実施したとき

2 災害等発生時の緊急通行車両等の確認の対象

第2章 2のとおり

3 申出者・届出者

指定行政機関等の長や指定行政機関等に属し災害応急対策等に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者です。

【例①】本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合

→県〇〇課長

【例②】地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合

→〇〇事務所長

【例③】市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合

→〇〇市町村長

4 申出先・届出先・返納先

(1) 確認申出先

愛知県及び各市町村が所有する車両（愛知県又は各市町村との各種協定の締結に係る機関の保有する車両を含む。）は、災害対策課又は各県民事務所等が申出先となる。（別記2参照）

なお、原則として、愛知県所有の車両（愛知県との各種協定の締結に係る機関の保有する車両を含む。）については、使用する車両の本拠地を所管する県民事務所等を申出先とする。

申出先	車両の所有者（協定含む）
災害対策課	愛知県（本庁所管分）、名古屋市
東三河総局	愛知県（東三河所管分）、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所	愛知県（新城設楽所管分）、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所	愛知県（尾張所管分）、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所	愛知県（海部所管分）、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所	愛知県（知多所管分）、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所	愛知県（西三河所管分）、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所（豊田）	愛知県（西三河（豊田）所管分）、豊田市、みよし市

(2) 記載事項変更届出先、再交付申出先、返納先

第2章 4のとおり

5 確認申出（届出済証がない車両）

○必要書類

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両 確認 申出書	1 通	災対法施行規則 別記様式第3 記載内容は記載例1、2のとおり
	又は		
	緊急輸送車両 確認 申出書		大震法施行規則 別記様式第6 記載内容は記載例3のとおり
②	自動車検査証の写し 又は軽自動車届出済証の写し	1 通	
③	災害応急対策を実施するための車両として 使用されるものであることを確かめる に足りる書類	1 通	地域防災計画の写し（抜粋可）
④	・ 契約書の写し ・ 輸送協定書の写し ・ 当該事業者を災害応急対策に従事させる ことを証した書類等 のいずれか	1 通	指定行政機関等との契約等により、 常時指定行政機関等の活動のため に使用される車両又は災害発生時に 他の関係機関・団体等から指定行政 機関等が調達する計画等がある車両 に限る。

※ 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があったときで、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができる。

その際、③～④の書類について、重複する内容のものは1通で足り、全体として一式の書類により複数台の申出ができる。

6 確認申出（届出済証のある車両）

災害発生時に届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両であることの確認申出を受けた場合については、すでに交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていないものからの申出に優先して取り扱う。

○必要書類

	必要書類	部数	備考
①	緊急通行車両 確認 申出書	1 通	災対法施行規則 別記様式第 3 記載内容は記載例 1、2 のとおり
	又は		
	緊急輸送車両 確認 申出書		大震法施行規則 別記様式第 6 記載内容は記載例 3 のとおり
②	届出済証	1 通	<u>提示（提出は不要）</u>

※ 同一の申出者から同一の機会に複数台分の申出があったときで、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」を記載（別紙での対応可）して申出書を 1 通とすることができる。

7 やむを得ない事由により添付書類を省略することができるとき

社会通念上やむを得ない事由（災害発生時に、指定行政機関等からの急遽の要請により災害応急対策等を実施するための車両であることを確かめるに足る書類を用意できないときや、災害等発生前に緊急通行車両等であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急遽使用せざるを得ないとき等）があると認められるときは、添付書類を省略することができる。

なお、やむを得ない事由に添付書類を省略したときには、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載する。

8 標章及び証明書の作成・交付

(1) 標章及び証明書の交付

上記3及び4において、緊急通行車両等であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出者に交付する。

(2) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章（記載例8のとおり）

(ア) 標章の表面登録（車両）番号、有効期限を記載。

(イ) 左上の余白部分に交付番号を記入する。（16桁の数字）

①16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁

【例】2023年の場合、「23」

②③16桁の数字のうち左から3～8桁目

交付場所の6桁

愛知県は、「54」＋交付機関コード「0000」

④16桁の数字のうち左から9～10桁目

交通検問所を（交付検問所）区分する場合の2桁。

県機関は、「01～08」とする。

交付機関	検問所コード
災害対策課	01
東三河総局	02
新城設楽振興事務所	03
尾張県民事務所	04
海部県民事務所	05
知多県民事務所	06
西三河県民事務所	07
西三河県民事務所（豊田）	08

⑤16桁の数字のうち左から11桁目

発災時に愛知県警察本部交通規制課から指示

⑥16桁の数字のうち左から12～16桁目

5桁の一連番号とする。（一連番号は年度ごとに付すこととする。）

イ 証明書（記載例 9、10 のとおり）

（ア）年月日欄

交付年月日を記載する。

（イ）交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

（ウ）「車両の用途」欄及び「輸送人員又は品名」欄

①緊急通行車両の場合

「車両の用途」欄に災害応急対策等の用途を記載する。

②緊急輸送車両の場合

「輸送人員又は品名欄」に災害応急対策等の用途を記載したうえで、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

（エ）「活動地域」欄

緊急通行車両等であることの確認を受ける車両が災害応急対策等を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

原則として、地域防災計画に記載の活動地域を記載する。ただし、全国どこでも災害応急対策等にわたることが見込まれるときは、「全国一円」と記載する。

（3）標章及び証明書の有効期限

ア 標章及び証明書の有効期限は、交付の日から 5 年間とする。

【例】令和 5 年 9 月 1 日交付の場合

→有効期限は「令和 10 年 9 月 1 日」とする。

イ 指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が 5 年間より短い場合は、契約等の終了日までとする。

【例】令和 5 年 9 月 4 日交付、協定書等の有効期限が令和 8 年 10 月 1 日 の場合

→有効期限は、「令和 8 年 10 月 1 日」とする。

（4）緊急通行車両確認証明書交付簿又は緊急通行輸送確認証明書交付簿への記載事項

緊急通行車両確認証明書交付簿（様式第 1）又は緊急通行輸送確認証明書交付簿（様式第 2）（以下「交付簿」という。）の当該備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。（記載例 11、12 のとおり）

（5）交付時の申出者への指導

標章の掲示及び証明書を車両に備え付けるよう指導する。

9 記載事項変更、再交付、返納に対するの注意事項

災害対策課で取りまとめのうえ、県警交通規制課へ申出等行う。

標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納は交付を受けた都道府県知事又は公安委員会で行う必要があるため、他の都道府県が公布した標章等の記載事項変更、再交付又は返納をする場合は、交付を受けた都道府県において手続を行うよう指導する。

第4章 標章及び証明書の適正な保管・管理

災害等発生時に標章及び証明書の交付機関となる各県民事務所等においては、事前に標章を配布します。

なお、証明書については、各県民事務所等で作成のうえ管理を行う。（証明書への公印の事前押印については、愛知県公印取扱規程に従うこと。）

また、標章及び証明書の交付を受けた所属については以下のとおり標章及び証明書の管理を行う。

1 保管責任者の指定

標章及び証明書の保管・管理については、必ず保管者（課長職級）を指定し、管理する。

2 保管場所

交付された標章及び証明書は、鍵のかかる金庫や車両内で車検証とともに保管する。

3 標章及び証明書の所有数管理（県民事務所等のみ該当）

災害発生時の交付に使用する標章及び証明書の保管状況を明らかにするため、以下のとおり事務処理を行い、標章及び証明書の紛失防止を徹底する。

（1）標章

標章出納簿（様式第3）を作成する。

（2）証明書

愛知県公印取扱規程に定める公印刷込等用紙出納簿（様式第2）を作成する。

第5章 その他

1 愛知県警察との申合せ

年月日	内容
平成 15 年 9 月 16 日	緊急通行車両等に係る業務分担の明確化
平成 22 年 2 月 16 日	原子力災害及び武力攻撃事態の追加
令和 5 年 8 月 1 日	災害発生前の緊急通行車両等の確認手続の整備 (事前届出の廃止)

2 参考文献

- (1) 緊急通行車両等の運用手続に関する申合せ（令和 5 年 8 月 1 日）
- (2) 大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）（令和 5 年 7 月 18 日 警察庁交通長）

3 マニュアル作成における参考事項

本マニュアルは、県警交通規制課に内容の確認を受け作成しています。

別記１（申合せより抜粋）

平常時の手続

緊急通行車両等の標章等を受けようとする者又は標章等の記載事項の変更及び再交付を受けようとする者は、下記の申出先に対し申出等を行い、申出先の公安委員会（愛知県警察本部等）が標章等を交付する。（受領場所は下記のとおり）

標章等を返納するときは、下記の申出先へ申し出る。

区 分	申出先	標章等の受領場所
○愛知県の保有する車両 ○愛知県との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	愛知県警察本部交通規制課 （愛知県防災安全局防災部災害対策課で取りまとめ、一括して申し出る。）	防災安全局防災部 災害対策課又は県民事務所等
○名古屋市（各区を除く。）の保有する車両 ○名古屋市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	愛知県警察本部交通規制課 （名古屋市防災危機管理局危機対策室で取りまとめ、一括して申し出る。）	同 左
○名古屋市内各区の保有する車両	名古屋市各区を管轄する警察署交通課（各区で取りまとめ、一括して申し出る。）	同 左
○名古屋市以外の各市町村の保有する車両 ○各市町村との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	各市町村を管轄する警察署交通課（各市町村で取りまとめ、一括して申し出る。）	同 左
○指定行政機関の保有する車両	車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課	同 左
○指定地方行政機関の保有する車両		
○指定公共機関の保有する車両		
○指定地方公共機関の保有する車両		

備考 各種協定の締結に係る機関の保有する車両は、使用の本拠の位置が県外であるときを含む。

別記 2（申合せより抜粋）

災害発生時及び警戒宣言発令時の手続

緊急通行車両等の標章等を受けようとする者は、下記の申出先に対し確認申出等を行い、申出先の愛知県又は公安委員会（愛知県警察各警察署等）が標章等を交付する。（受領場所は申出先に同じ）

区 分	申出先・受領場所	備考
○愛知県の保有する車両 ○愛知県との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	愛知県（県庁、東三河総局、新城設楽振興事務所、尾張県民事務所、海部県民事務所、知多県民事務所、西三河県民事務所、西三河県民事務所、豊田庁舎）	原則、愛知県において対応する。 ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県の申出先に申出できないときは、例外として最寄りの警察署交通課への申出を認める。
○名古屋市（各区を除く。）の保有する車両 ○名古屋市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両		
○名古屋市内各区の保有する車両		
○名古屋市以外の各市町村の保有する車両 ○各市町村との各種協定の締結に係る機関の保有する車両		
○指定行政機関の保有する車両		
○指定地方行政機関の保有する車両	警察署交通課又は交付検問所	原則、本県警察において対応する。
○指定公共機関の保有する車両		
○指定地方公共機関の保有する車両		

備考 各種協定の締結に係る機関の保有する車両は、使用の本拠の位置が県外であるときを含む。

様式（災対法・原災法・国民保護法関係）

別記様式第3（第6条関係）

		年 月 日
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第4（第6条の2関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
愛 知 県 知 事 印 愛知県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第 6 （第 6 条の 3 関係）

年 月 日	
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 7（第 6 条の 4 関係）

年 月 日 愛知県知事・愛知県公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

様式（大震法関係）

別記様式第 6 （第 6 条関係）

		年 月 日
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿		
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第7（第6条の2関係）

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

15

21

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 8 （第 6 条の 2 関係）

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
愛 知 県 知 事 印 愛知県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第9（第6条の3関係）

年 月 日	
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿 緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第 10（第 6 条の 4 関係）

年 月 日	
愛知県知事・愛知県公安委員会 殿 緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

様式（その他）

様式第 1

緊急通行車両確認証明書交付簿

[illegible]

様式第 2

緊急輸送車両確認証明書交付簿

[illegible]

様式第 3

標章出納簿

[illegible]

様式第 2 (愛知県公印取扱規定 第 3 条の 2 関係)

公印刷込等用紙出納簿

[illegible]

〇年〇月〇日

愛知県公安委員会 殿

愛知県〇〇建設事務所長

愛知県〇〇建設事務所長は、下記車両の使用者に対し、本県が行うこととなっている災害応急対策等である「施設及び設備の応急の復旧」のため、下記車両を緊急通行（輸送）する車両として使用することについて、公共土木施設防災安全協定書によって業務・工事を行うことを証明します。

記

No.	番号標に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約期間
例	名古屋〇〇あ〇〇〇〇	愛知県〇〇市△△□ー□ー□	××株式会社	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

文 書 番 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

防災安全局防災部災害対策課長 殿

〇〇局〇〇課長

緊急通行車両等確認申出書等について（送付）

このことについて、下記のとおり送付しますので愛知県警察本部交通部交通規制課へ申出等をお願いします。

記

1 確認申出

- （1）公用車両
〇〇事務所 ○台
- （2）協定車両
〇〇事務所 ○台

2 記載事項変更届出

- （1）公用車両
〇〇事務所 ○台
- （2）協定車両
〇〇事務所 ○台

3 再交付申出

- （1）公用車両
〇〇事務所 ○台
- （2）協定車両
〇〇事務所 ○台

4 返納

- （1）公用車両
〇〇事務所 ○台
- （2）協定車両
〇〇事務所 ○台

担 当
内 線

各種様式記載例

【記載例 1】緊急通行車両確認申出書（1台分の申出の場合）

別記様式第3（第6条関係）

2354000001100001

〇年〇月〇日

愛知県知事・愛知県公安委員会 殿

緊急通行車両確認申出書

申出者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸3－1－2

氏 名 愛知県防災安全局防災部災害対策課長

番号標に表示されている番号		名古屋〇〇あ△△	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災対法 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	
活 動 地 域		愛知県	
車両の 使用者	住 所	愛知県名古屋市中区三の丸3－1－2 (052) 962 局 6192 番	
	氏名又は名称	愛知県	
緊 急 連絡先	住 所	愛知県名古屋市中区三の丸3－1－2 (052) 962 局 6192 番	
	氏 名	愛知県防災安全局防災部災害対策課長	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

【交付番号】
欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。）

【申出年月日】
申出年月日を記載する。（県機関は空欄）

【申出者】
1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合
→県〇〇課長
2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合
→〇〇事務所長
3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合
→〇〇市町村長

【番号標に表示されている番号】
車検証等に記載されているナンバーを記載する。
※牽引車（トラクタ）と被牽引車（トレーラー）の場合は牽引車のナンバーのみ記載する。

【車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）】
法令（災対法・原災法・国民保護法）及び
災対法第50条第1項に規定する災害応急対策
原災法第26条第1項に規定される緊急応急対策 の用途をそのまま記載する。
国民保護法第2条第3項に規定される国民保護のための措置
※複数の用途を記載する場合は、別紙（任意様式）に記載可。

【【活動地域】】
活動が見込まれる地方名や都道府県名等を記載する。（原則、地域防災計画に記載の活動地域を記載する。）
※国内どこにでも行く可能性がある場合は「全国一円」などと幅広く記載する。

【車両の使用者】
車検証に記載されている事項を記載する。
※電子車検証の場合は「使用者の住所」の記載がないため「使用者の住所」を口頭で確認する。
（車検証の添付は必要。）

【緊急連絡先】
車両を管理する責任者を記載する。
電話番号は、携帯電話がある場合は携帯電話を記載する。携帯電話がない場合は、代表電話や直通電話など
緊急時に連絡がつくものを記載する。

【備考】
災対法と他の法令に基づくものが重複した場合は備考欄に他の法令を記載する。
※災対法のみの場合は記載不要。

【記載例 2】緊急通行車両確認申出書（複数台分の申出の場合）

別記様式第 3 （第 6 条関係）2354000001100002～2354000001100005

愛知県知事・愛知県公安委員会 殿

緊急通行車両確認申出書

申出者 住 所 愛知県豊橋市八町通 5 丁目 4 番地

氏 名 愛知県東三河総局長

〇年〇月〇日

番号標に表示されている番号		豊橋〇〇い△△、豊橋××う〇〇、豊橋□□え△△、豊橋☆☆お××	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災対法 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 国民保護法 施設及び設備の応急の復旧に関する措置	
活 動 地 域		愛知県豊橋市、愛知県豊川市、愛知県蒲郡市、愛知県田原市	
車両の 使用者	住 所	愛知県豊橋市八町通 5 丁目 4 番地 (0532) 54 局 5111 番	
	氏名又は名称	愛知県東三河総局長	
緊 急 連絡先	住 所	愛知県豊橋市八町通 5 丁目 4 番地 (0532) 54 局 5111 番	
	氏 名	愛知県東三河総局県民環境部防災安全課長	
備 考		国民保護法	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

★番号標に記載されている車両登録番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、複数台分の番号を記載して申出書を 1 通とすることができる。
★車検証以外の添付書類について重複する内容のものは 1 通で足り全体として一式の書類により複数台分の申出が可能

【交付番号】
欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。）

【申出年月日】
申出年月日を記載する。（県機関は空欄）

【申出者】
1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合
→県〇〇課長
2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合
→〇〇事務所長
3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合
→〇〇市町村長

【番号標に表示されている番号】
車検証等に記載されているナンバーを記載する。
※申出車両の台数が多い場合は、別紙（任意様式）に記載可。

【車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）】
法令（災対法・原災法・国民保護法）及び
災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策
原災法第 26 条第 1 項に規定される緊急応急対策
国民保護法第 2 条第 3 項に規定される国民保護のための措置
の用途をそのまま記載する。
※複数の用途を記載する場合は、別紙（任意様式）に記載可。

【活動地域】
活動が見込まれる地方名や都道府県名等を記載する。（原則、地域防災計画に記載の活動地域を記載する。）
※国内どこにでも行く可能性がある場合は「全国一円」などと幅広く記載する。

【車両の使用者】
車検証に記載されている事項を記載する。
※電子車検証の場合は「使用者の住所」の記載がないため「使用者の住所」を口頭で確認する。
（車検証の添付は必要。）

【緊急連絡先】
車両を管理する責任者を記載する。
電話番号は、携帯電話がある場合は携帯電話を記載する。携帯電話がない場合は、代表電話や直通電話など
緊急時に連絡がつくものを記載する。

【備考】
災対法と他の法令に基づくものが重複した場合は備考欄に他の法令を記載する。
※災対法のみの場合は記載不要。

【記載例 3】 緊急輸送車両確認申出書

別記様式第 6 （第 6 条関係）

2354000001300006

〇年〇月〇日

愛知県知事・愛知県公安委員会 殿

緊急輸送車両確認申出書

申出者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸 3－1－2

氏 名 愛知県保健医療局健康医務部医療計画課長

番号標に表示されている番号		名古屋〇〇か△△
輸送人員又は品名		大震法 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、貿易その他の保健衛生に関する措置とその他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項 品名 医薬品
活 動 地 域		愛知県
車両の 使用者	住 所	東京都中央区八丁堀△丁目〇 (〇〇〇) 〇〇〇局〇〇〇〇番
	氏名又は名称	株式会社△△
緊 急 連絡先	住 所	愛知県清須市須ヶ口〇丁目× (×××) ××××局××××番
	氏 名	〇〇 〇〇
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

【交付番号】
欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。）

【申出年月日】
申出年月日を記載する。（県機関は空欄）

【申出者】
1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合
→県〇〇課長
2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合
→〇〇事務所長
3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合
→〇〇市町村長

【番号標に表示されている番号】※複数台申請する場合は記載例 2 と同様
車検証等に記載されているナンバーを記載する。
※牽引車（トラクタ）と被牽引車（トレーラー）の場合は牽引車のナンバーのみ記載する。

【輸送人員又は品名】
法令（大震法）及び
大震法第 21 条に規定する地震防災応急対策の用途をそのまま記載する。
更に具体的に輸送人員又は品名を記載する。（記載必須）
※複数の用途を記載する場合は、別紙（任意様式）に記載可。

【【活動地域】
活動が見込まれる地方名や都道府県名等を記載する。（原則、地域防災計画に記載の活動地域を記載する。）
※国内どこにでも行く可能性がある場合は「全国一円」などと幅広く記載する。

【車両の使用者】
車検証に記載されている事項を記載する。
※電子車検証の場合は「使用者の住所」の記載がないため「使用者の住所」を口頭で確認する。
（車検証の添付は必要。）

【緊急連絡先】
車両を管理する責任者を記載する。
電話番号は、携帯電話がある場合は携帯電話を記載する。携帯電話がない場合は、代表電話や直通電話など
緊急時に連絡がつくものを記載する。

【備考】
大震法の場合は、他の法令に基づくものと重複することはない。

【記載例 4】 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

別記様式第 6 （第 6 条の 3 条関係）

2354000001100001

○年○月○日

愛知県知事・愛知県公安委員会 殿

緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

申出者 住 所 名古屋市中区三の丸 3－1－2
氏 名 愛知県防災安全局防災部災害対策課長

番号標に表示されている番号	名古屋〇〇あ△△
標 章 ・ 証 明 書 番 号	2354000001100001
交 付 年 月 日	〇年〇月〇日
変 更 の 内 容	使用者の住所 （変更前）愛知県名古屋市中区三の丸 3－1－2 （変更後）名古屋市中区三の丸 2-6-1
変 更 の 理 由	車両の配置換えにより使用者の住所が変更になったため
備 考	

【交付番号】※交付番号は変更前の番号と同一
欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。）

【届出年月日】
届出年月日を記載する。（県機関は空欄）

【届出者】
1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合
→県〇〇課長
2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合
→〇〇事務所長
3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合
→〇〇市町村長

【番号標に表示されている番号】
変更前と同一のナンバーを記載する。

【標章・証明書番号】
交付済の標章及び証明書の交付番号を記載する。

【交付年月日】
交付済の標章及び証明書を交付した年月日を記載する。

【変更の内容】
証明書に記載されている「番号標」、「車両の用途」、「活動地域」、「車両の使用者」が変更の内容となる。
※「番号標」の変更は、ナンバープレートが変わる場合を指し、車両が入替えとなる場合は、返納及び確認申出を行う。

【変更の理由】
変更内容を簡潔に記載する。

【その他】
他の都道府県で発行された標章及び証明書の記載事項変更は不可。

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

282

【記載例 5】 緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

別記様式第 9 （第 6 条の 3 条関係）

2354000001300006 〇年〇月〇日 愛知県知事・愛知県公安委員会 殿 緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸 3－1－2 氏 名 愛知県保健医療局健康医務部医療計画課長		【交付番号】※交付番号は変更前の番号と同一 欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。） 【届出年月日】 届出年月日を記載する。（県機関は空欄） 【届出者】 1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合 →県〇〇課長 2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合 →〇〇事務所長 3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合 →〇〇市町村長 【番号標に表示されている番号】 変更前と同一のナンバーを記載する。 【標章・証明書番号】 交付済の標章及び証明書の交付番号を記載する。 【交付年月日】 交付済の標章及び証明書を交付した年月日を記載する。 【変更の内容】 証明書に記載されている「番号標」、「車両の用途」、「活動地域」、「車両の使用者」が変更の内容となる。 ※「番号標」の変更は、ナンバープレートが変わる場合を指し、車両が入替えとなる場合は、返納及び確認申出を行う。 【変更の理由】 変更内容を簡潔に記載する。 【その他】 他の都道府県で発行された標章及び証明書の記載事項変更は不可。
番号標に表示されている番号	名古屋〇〇か△△	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	2354000001300006	
交 付 年 月 日	〇年〇月〇日	
変 更 の 内 容	活動地域 （変更前）愛知県 （変更後）全国一円	
変 更 の 理 由	全国で地震防災応急対策にあたるため	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

【記載例 6】緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

別記様式第 7 （第 6 条の 4 条関係）

2354000001100001

○年○月○日

愛知県知事・愛知県公安委員会 殿

緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

申出者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸 3－1－2
氏 名 愛知県防災安全局防災部災害対策課長

番号標に表示されている番号	名古屋〇〇あ△△
標 章 ・ 証 明 書 番 号	2354000001100001
交 付 年 月 日	○年○月○日
再 交 付 申 出 の 理 由	亡失したため。
備 考	

【交付番号】※交付番号は新たなもの
欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。）

【申出年月日】
申出年月日を記載する。（県機関は空欄）

【申出者】
1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合
→県〇〇課長
2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合
→〇〇事務所長
3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合
→〇〇市町村長

【番号標に表示されている番号】
変更前と同一のナンバーを記載する。

【標章・証明書番号】
交付済の標章及び証明書の交付番号を記載する。

【交付年月日】
交付済の標章及び証明書を交付した年月日を記載する。

【再交付申出の内容】
再交付申出の内容を記載する。
申出理由は「亡失」、「滅失」、「汚損」、「破損」のいずれかを記載する。

【その他】
残存する標章及び証明書がある場合は、回収する。
発見、回復したときは返納することを指導する。
他の都道府県で発行された標章及び証明書の記載事項変更は不可。

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

283

【記載例 7】 緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書

別記様式第 10（第 6 条の 4 条関係）

愛知県知事・愛知県公安委員会 殿 緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書 ○年○月○日 2354000001300006 申出者 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸 3－1－2 氏 名 愛知県保健医療局健康医務部医療計画課長		【交付番号】※交付番号は新たなもの 欄外右上に鉛筆書きで交付番号を記載する。（受理後に担当者が記載する。） 【申出年月日】 申出年月日を記載する。（県機関は空欄） 【申出者】 1 本庁所有の車両＋本庁との協定車両の場合 →県〇〇課長 2 地方機関所有の車両＋地方機関との協定車両の場合 →〇〇事務所長 3 市町村所有の車両＋市町村との協定車両の場合 →〇〇市町村長
番号標に表示されている番号	名古屋〇〇か△△	【番号標に表示されている番号】 変更前と同一のナンバーを記載する。
標 章 ・ 証 明 書 番 号	2354000001300006	【標章・証明書番号】 交付済の標章及び証明書の交付番号を記載する。
交 付 年 月 日	○年○月○日	【交付年月日】 交付済の標章及び証明書を交付した年月日を記載する。
再 交 付 申 出 の 理 由	破損したため。	【再交付申出の内容】 再交付申出の内容を記載する。 申出理由は「亡失」、「滅失」、「汚損」、「破損」のいずれかを記載する。
備 考		【その他】 残存する標章及び証明書がある場合は、回収する。 発見、回復したときは返納することを指導する。 他の都道府県で発行された標章及び証明書の記載事項変更は不可。

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

【記載例 8】 標章（緊急通行車両、緊急輸送車両 共通） ★記載は黒色油性マジックを使用する。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【有効期限】

交付の日から起算して5年後の日を記載する。

【例】交付日：令和5年9月1日 → 有効期限：「令和10年9月1日」

- ※1 「平成」と記載のある標章を使用する場合は、兵士絵の文字を二重線で消し、その上に「令和」と記載すること（訂正印は不要）
- ※2 輸送協定書や契約書等において協定や契約等の満了日が記載されている場合であって、当該満了日等が証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日を有効期限とする。

【車両（登録）番号】

車検証等に記載されている車両登録番号又は車両番号を記載する。

【交付番号】

23 54 0000 01 1 00001

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号を左上余白部分に記載する。（16桁）

①16桁の数字のうち左から1～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

【例】2023年の場合、「23」

②③16桁の数字のうち左から3～8桁目

交付場所の6桁とする。

愛知県は、「54」＋交付機関コード「0000」

④16桁の数字のうち左から9～10桁目

交通検問所（交付検問所）を区分する場合の2桁とする。

県機関は、「01～08」とする。

交付機関	検問所コード
災害対策課	01
東三河総局	02
新城設楽振興事務所	03
尾張県民事務所	04
海部県民事務所	05
知多県民事務所	06
西三河県民事務所	07
西三河県民事務所（豊田）	08

⑤16桁の数字のうち左から11桁目

発災時に愛知県警察本部交通規制課から指示

⑥16桁の数字のうち左から12～16桁目

5桁の一連番号とする。（一連番号は年度ごとに付す。）

【例】「00001」

【記載例 9】 緊急通行車両確認証明書

別記様式第 5 （第 6 条の 2 関係）

第 2354000001100002 号		〇年〇月〇日	
緊急通行車両確認証明書			
		愛 知 県 知 事 印	
番号標に表示されている番号	豊橋〇〇い△△		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	災対法 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 国民保護法 施設及び設備の応急の復旧に関する措置		
活 動 地 域	愛知県豊橋市、愛知県豊川市、愛知県蒲郡市、愛知県田原市		
車両の 使用者	住 所	愛知県豊橋市八町通 5 丁目 4 番地 (0532) 54 局 5111 番	
	氏名又は名称	愛知県東三河総局長	
有 効 期 限	〇年〇月〇日		
備 考	国民保護法		

【交付番号】
標章に記入した交付番号と同一の番号を記載する。

【交付年月日】
交付年月日を記載する。

【知事印】
愛知県知事印を押印する。

【番号標に表示されている番号】
【車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）】
【活動地域】
【車両の所有者】
緊急通行車両確認申出書の記載内容に合わせて記載する。

【有効期限】
交付の日から起算して 5 年後を記載する。
※輸送協定書や契約書等において協定や契約等の満了日が記載されている場合であって、当該満了日等が証明書の交付の日の翌日から起算して 5 年未満である場合は、原則として当該満了日を有効期限とする。

【備考】
災対法と他の法令に基づくものが重複した場合は備考欄に他の法令を記載する。
※災対法のみの場合は記載不要。

【その他】
災害発生時に証明書を発行する際は、緊急通行路が指定された法令を記載する。
また、活動地域についても被災地等に限られる。

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

【記載例 10】 緊急輸送車両確認証明書

別記様式第 8 （第 6 条の 2 関係）

第 2354000001300006 号		〇年〇月〇日	
緊急輸送車両確認証明書			
		愛 知 県 知 事 印	
番号標に表示されている番号	名古屋〇〇か△△		
輸送人員又は品名	大震法 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、貿易その他の保健衛生に関する措置とその他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項 品名 医薬品		
活 動 地 域	愛知県		
車両の 使用者	住 所	東京都中央区八丁堀△丁目〇 (〇〇〇) 〇〇〇局〇〇〇〇番	
	氏名又は名称	愛知県東三河総局長	
有 効 期 限	〇年〇月〇日		
備 考			

【交付番号】
標章に記入した交付番号と同一の番号を記載する。

【交付年月日】
交付年月日を記載する。

【知事印】
愛知県知事印を押印する。

【番号標に表示されている番号】
【輸送人員又は品名】
【活動地域】
【車両の所有者】
緊急輸送車両確認申出書の記載内容に合わせて記載する。

【有効期限】
交付の日から起算して5年後を記載する。
※輸送協定書や契約書等において協定や契約等の満了日が記載されている場合であって、当該満了日等が証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日を有効期限とする。

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

【記載例11】 緊急通行車両確認証明書交付簿

様式第 1

緊急通行車両確認証明書交付簿

[illegible]

【記載例12】 緊急輸送車両確認証明書交付簿

様式第 2

緊急輸送車両確認証明書交付簿

[illegible]

別冊

緊急通行車両等業務マニュアル 質疑応答集

目 次

1 確認申出等.....	1
問1 既に緊急通行車両等事前届出済であるが、申出書を提出し標章及び証明書の交付を受ければよいか。.....	1
問2 協定業者車両の申出について、遠方のため車検証の写しが入手できない、災害時の車両の特定ができないと考えられるが、車検証の写しがない場合は、申出はできないか。.....	1
問3 確認申出の添付書類として、「災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類」が必要となるが、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、省略可能であるが次の事例において省略可能か。県が申出者、使用者が協定業者、車検証の使用者が協定業者となっている場合において、「災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類」は省略できるか。.....	1
問4 「災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類」とは、具体的にどのような書類を指すのか。.....	1
問5 確認申出書の「番号標に表示されている番号」欄について、複数台分を1通で申出可能とされているが、申出台数が多く枠内に書ききれない場合は、別紙を作成し添付することができるか。.....	1
問6 車両によって輸送人員が異なるが、複数台の申出を行うことはできるか。.....	1
問7 確認申出書の「緊急連絡先」欄の氏名について、責任者の役職（〇〇課長等）の記載は必要か。.....	2
問8 確認申出書の「緊急連絡先」欄について、携帯電話を保有していないが、その場合は事務所の直通電話でよいか。.....	2
問9 記載事項変更届出書の記入例に「番号標」とあるが、対象車両が変更になった場合は、記載事項変更届出をすればよいか。.....	2
問10 確認申出書の「緊急連絡先」欄について、担当者が異動で変更になった場合は、どのような手続が必要か。.....	2

問 11 標章及び証明書の返納の際は、標章を提出するだけでよい。 . . . 2

問 12 緊急通行車両と緊急輸送車両の両方を申出する必要があるのか。 . . 2

問 13 届出済証の「緊急通行車両等」は災対法、原災法、国民保護法及び大震法による車両を指しているが、協定業者が新たに申出をする際は、緊急通行車両と緊急輸送車両の両方を申出する必要があるか。 2

問 14 複数台申出をした後に車両の入替があった場合は、車両毎に申出を行う必要があるが、例えば、5 年後に改めて申出するとき有効期限が残っている（異なる）車両を含めて複数台申出をしても良いのか。 3

問 15 確認申出書の申出者について、協定業者の場合は、協定を締結している事務所長等でよい。 3

問 16 届出済証の交付を受けている車両が、入替・廃車となった場合は、従前のおり届済証を返還するのか。それとも、交付先で処分するのか。 3

問 17 緊急通行（輸送）車両確認申出書について、「車両の用途（輸送人員又は品名）」の欄については、同じ法律で該当する事項が複数ある場合は、該当する全ての用途を記載するという認識でよろしいのでしょうか。 3

問 18 緊急輸送車両について、「輸送人員又は品名」欄に輸送量を記載する必要があるが、申出を行う所属で車両を使用しないため、具体的な輸送量がわかりません。輸送人員は車両の定員数、品名は支援物資という記載でよい。 3

2 交付関係 3

問 19 複数台の申出をした場合、標章及び証明書の交付は車両毎に交付されるか。 3

3 その他 3

問 20 標章及び証明書の有効期限は、交付から 5 年間とされているが、有効期限が到来したときは、改めて確認申出が必要か。また、有効期限が到来する前に通知があるか。 3

問 21 「指定行政機関等」には都道府県も含まれるか。 4

問 22 届出済証が交付されている車両について、合併により会社名が変更（官報で合併公告も確認可能）となるが、届出済証は有効か。なお、変更があるのは会社名のみで車番、使用者、住所及び出発地は変わらない。…………… 4

1 確認申出等

問1 既に緊急通行車両等事前届出済であるが、申出書を提出し標章及び証明書の交付を受ければよいか。

答1 お見込みのとおりです。

問2 協定業者車両の申出について、遠方のため車検証の写しが入手できない、災害時の車両の特定ができないと考えられるが、車検証の写しがない場合は、申出はできないか。

答2 お見込みのとおりです。

申出にあっては、車検証の添付が必ず必要です。使用する車両の特定ができなければ申出はできません。

問3 確認申出の添付書類として、「災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類」が必要となるが、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、省略可能であるが次の事例において省略可能か。県が申出者、使用者が協定業者、車検証の使用者が協定業者となっている場合において、「災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類」は省略できるか。

答3 協定業者は、指定行政機関等にあたらないため、「災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類」の省略はできない。確認申出にあっては、県の責任の下で作成された災害応急対策等に使用する車両のリストや、県が当該車両を災害応急対策等に使用することを証した書類が必要となる。

問4 「災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類」とは、具体的にどのような書類を指すのか。

答4 県機関においては、地域防災計画の写し（抜粋可）を指します。

問5 確認申出書の「番号標に表示されている番号」欄について、複数台分を1通で申出可能とされているが、申出台数が多く枠内に書ききれない場合は、別紙を作成し添付することができるか。

答5 お見込みのとおりです。

問6 車両によって輸送人員が異なるが、複数台の申出を行うことはできるか。

答6 番号標以外の記載が異なるため複数台の申出はできません。

問7 確認申出書の「緊急連絡先」欄の氏名について、責任者の役職（〇〇課長等）の記載は必要か。

答7 「緊急連絡先」欄の氏名を（例）愛知太郎とし、役職の記載を省略しても構いません。なお、「緊急連絡先」欄の氏名を〇〇課長とし氏名の記載を省略しても構いません。

問8 確認申出書の「緊急連絡先」欄について、携帯電話を保有していないが、その場合は事務所の直通電話でよいか。

答8 お見込のとおりです。

可能な限り携帯電話の記載が望ましいが、緊急時に連絡がつくのであれば事務所の直通電話や代表電話でもかまいません。

問9 記載事項変更届出書の記入例に「番号標」とあるが、対象車両が変更になった場合は、記載事項変更届出をすればよいか。

答9 対象車両の変更は、返納及び確認申出を行う必要があります。番号標が変更の場合は、記載事項変更届出をおこなってください。

問10 確認申出書の「緊急連絡先」欄について、担当者が異動で変更になった場合は、どのような手続が必要か。

答10 「緊急連絡先」欄は、標章及び証明書に記載がないため、手続不要です。

問11 標章及び証明書の返納の際は、標章を提出するだけでよいか。

答11 お見込みのとおりです。（申出書類はありません。）

問12 緊急通行車両と緊急輸送車両の両方を申出する必要があるのか。

答12 各所属で判断してください。災対法（緊急通行車両）は災害等発生時において適応され、大震法（緊急輸送車両）は、内閣総理大臣から警戒宣言が発令された場合、（大規模地震発生前）に適応されるものであることから、災害応急対策の内容を考え申出をしてください。大震法は警戒宣言発令後に地震が発生した場合にも適応しますが、地震のみの適応となり、防風、豪雨、土石流等のその他の災害時には適応できません。

問13 届出済証の「緊急通行車両等」は災対法、原災法、国民保護法及び大震法による車両を指しているが、協定業者が新たに申出をする際は、緊急通行車両と緊急輸送車両の両方を申出する必要があるか。

答13 災害発生前においては、緊急通行車両と緊急輸送車両の両方を提出するか否かは各所属の判断となります。（問12参照）

問 14 複数台申出をした後に車両の入替があった場合は、車両毎に申出を行う必要があるが、例えば、5年後に改めて申出するときに有効期限が残っている（異なる）車両を含めて複数台申出をしても良いのか。

答 14 お見込のとおりです。

問 15 確認申出書の申出者について、協定業者の場合は、協定を締結している事務所長等でよいのか。

答 15 お見込のとおりです。

問 16 届出済証の交付を受けている車両が、入替・廃車となった場合は、従前のとおり届済証を返還するのか。それとも、交付先で処分するのか。

答 16 従前どおり返納をお願いします。

問 17 緊急通行（輸送）車両確認申出書について、「車両の用途（輸送人員又は品名）」の欄については、同じ法律で該当する事項が複数ある場合は、該当する全ての用途を記載するという認識でよろしいのでしょうか。

答 17 お見込みのとおりです。なお、枠内に書ききれない場合は、別紙を作成し添付してください

問 18 緊急輸送車両について、「輸送人員又は品名」欄に輸送量を記載する必要があるが、申出を行う所属で車両を使用しないため、具体的な輸送量がわかりません。輸送人員は車両の定員数、品名は支援物資という記載でよいのか

答 18 具体的な輸送量が不明な場合、輸送人員は、最大定員数を記載してください。品名は、地域防災計画を確認の上、品名を記載してください。地域防災計画に緊急輸送（物資の輸送）がなければ、緊急輸送を行うことはできません。

2 交付関係

問 19 複数台の申出をした場合、標章及び証明書の交付は車両毎に交付されるか。

答 19 お見込みのとおりです。

3 その他

問 20 標章及び証明書の有効期限は、交付から5年間とされているが、有効期限が到来したときは、改めて確認申出が必要か。また、有効期限が到来する前に通知があるか。

答 20 標章及び証明書の有効期限が到来したときは、返納及び確認申出が必要です。

なお、有効期限の通知は行わないため各自で管理を行ってください。

問 21 「指定行政機関等」には都道府県も含まれるか。

答 21 お見込みのとおりです。

なお、「指定行政機関等」とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者を指します。

問 22 届出済証が交付されている車両について、合併により会社名が変更（官報で合併公告も確認可能）となるが、届出済証は有効か。なお、変更があるのは会社名のみで車番、使用者、住所及び出発地は変わらない。

答 22 合併により会社名の変更がある場合、会社名以外の事項に変更がなければ、届出済証は有効です。申出の際は、官報等の会社名の変更がわかる書類を添付してください。また、申出書には新しい会社名を記載してください。

新城市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した災害により生じた被害の証明書（以下「証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分をいう。
- (3) 住家以外の物件 住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

(証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書（様式第1その1、その2） 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するものをいう。
 - (2) 罹災届出証明書（様式第2） 災害により被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合若しくは被害の程度の判定を要しない場合又は住家以外の物件の被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。
- 2 前項の規定に基づき市長が交付する証明書は、災害による被害額は証明しないものとする。
- 3 罹災証明書における被害程度の判定及び損害割合は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づくものとする。

(証明書の交付対象者)

第4条 証明書の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む）
- (2) 住家及び住家以外の物件の使用者

(証明書の交付申請等)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災後90日以内に罹災証明書交付申請書（様式第3）により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長

が認めたときはこの限りでない。

- 2 罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、罹災届出書（様式第2）に次の書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 罹災の状況が分かる写真
- (2) 前号のほか、罹災の状況が分かる書類等

- 3 前2項の場合において、申請者又は届出者は、運転免許証、旅券その他申請者又は届出者本人であることを示す書類を提示しなければならない。

- 4 第1項の申請及び第2項の届出は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状（様式第4）を提出しなければならない。

（実地調査）

第6条 市長は、前条第1項又は第8条第1項の申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から「準半壊に至らない」となることが一見して明らかに判定できる場合は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

- 2 市長は、前条第2項の届出があったときは、同項各号に掲げる書類により罹災状況を確認することとし、原則として実地調査は行わないものとする。

（証明書の交付）

第7条 市長は、第5条第1項の申請又は同条第2項の届出があったときは、審査のうえ、適当と認めたときは、それぞれ第3条第1項第1号又は第2号の証明書を交付するものとする。

- 2 証明書の様式が、その提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって前項の交付に代えることができる。

（再調査の申請）

第8条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書で証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、被害認定再調査申請書（様式第5）を提出して行うものとする。

（手数料）

第9条 証明書交付に係る手数料は、新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）第7条第2項第4号の規定により徴収しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。
- 3 新城市罹災届出証明書交付要綱（平成29年7月21日制定）は、廃止する。

様式第1その1（第3条関係）

第 号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
罹災原因			
被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分			
備考			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

愛知県新城市長 印

様式第1その2（第3条関係）

第 号

罹 災 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	
罹 災 者 氏 名	
罹 災 原 因	
被 災 住 家 の 所 在 地	
住 家 の 被 害 の 程 度	
備 考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

愛知県新城市長 印

様式第2（第3条、第5条関係）

罹災届出書

年 月 日

新城市長 殿

郵便番号 〒

住 所

届出者 氏 名

電話番号

罹災者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
罹災した 物件	罹災場所	新城市
	種 類	☐ 住家 ☐ 非住家 () ☐ 車両 (標識番号等 車名) ☐ その他 ()
罹 災 原 因		年 月 日に発生した による
被 害 の 状 況		
備 考		

※本人若しくは同一世帯員以外の方が届出する場合は委任状が必要です。

罹災届出証明書

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

第 号

愛知県新城市長

印

様式第3（第5条関係）

罹災証明書交付申請書

年 月 日

新城市長 殿

申請者 (窓口に来た人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	
	電話番号	
	罹災者との 関係	☐ 本人 ☐ 同一世帯親族 () ☐ その他 ()
罹災者 (世帯主)	住 所	〒 → 罹災証明書の 住所 の欄に載る ☐ 申請者と同じ
	フリガナ	
	氏 名	→ 罹災証明書の 氏名 の欄に載る ☐ 申請者と同じ
罹災した住家	所在地	新城市 → 罹災証明書の 所在地 の欄に載る (マンション等)
	罹災者と 住家の関係	☐ 居住者 (自己所有) ☐ 居住者 (賃貸) 所有者名 _____ ☐ 所有者 (賃貸)
罹 災 原 因	年 月 日に発生した による	
被 害 の 状 況		
証明書の必要枚数	枚	
備 考		

※申請者（窓口に来た人）が本人又は同一世帯の親族以外の場合は委任状が必要です。

様式第4（第5条関係）

委 任 状

新城市長 殿

（代理人）

住 所

氏 名

私は、上記代理人に

- ☐ 罹災証明書の交付申請及び受領
- ☐ 罹災届出及び罹災届出証明書の受領
- ☐ 罹災証明書にかかる再調査申請及び罹災証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所

氏 名

電話番号

様式第5（第8条関係）

罹災証明再調査申請書

年 月 日

新城市長 殿

申請者 住所
氏名
罹災者との関係
電話番号

年 月 日付け第 号罹災証明書について、次の理由により再調査
を申請します。

再調査理由

※添付書類 再調査をする「罹災証明書」